

令和5年度
商標出願動向調査報告書（概要）

—マクロ調査—

令和6年3月

特 許 庁

目次

第1章 調査の概要	要約-1
第1節 調査の目的	要約-1
第2節 調査の分析方法	要約-2
第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向	要約-6
第1節 全体動向	要約-6
第2節 各国・機関別の商標出願動向	要約-22
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向	要約-59
第4節 その他の国・機関における商標出願動向	要約-61
第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向	要約-63
第1節 新しいタイプの商標について	要約-63
第2節 異議申立件数について	要約-68
第3節 ECサイト事業者やクラウドファンディング事業者における出品者の 商標権保護への取り組みと商標出願動向	要約-69
第4節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向	要約-71
第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向	要約-75
第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連	要約-80
第1節 人口と商標出願動向について	要約-80
第2節 GDPと商標出願動向について	要約-83
第3節 輸出入額と商標出願動向について	要約-86
第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果	要約-88

要 約

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、我が国企業等が世界に先んじた知財戦略を構築し、国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、近年のデジタル技術の急速な進歩や経済のボーダーレス化に伴う国境を越えた多様な経済活動が進展する中、これに適応した商品やサービスを開発し販売・提供するため、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、商標を活用したブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで、本調査では、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、欧州諸国、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナム及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴を分析するとともに、その背景を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することで、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料として活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- ① 76 か国（地域）・機関に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数、及び各国（地域）・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、76 か国（地域）・機関全体の出願動向及び 76 か国（地域）・機関別の商標出願動向の特徴（要因・背景）に言及しつつ、分析する。
- ② 主要各国・機関の商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- ③ 主要各国等の経済・産業の状況を調査し、それが商標出願動向に与えている影響について経済的に分析する。
- ④ 恒常的に外国（自国籍以外の国）に商品・役務を提供し、かつ外国へ出願を行っているグローバル企業（39 社）の 76 か国（地域）・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- ⑤ 上記調査・分析結果を総合的に分析する。

2. 調査対象

(1) 国（地域）・機関

調査対象国（地域）・機関は以下の 76 か国（地域）・機関とする。（順不同）

米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、スイス、ノルウェー、ウクライナ、日本、中国、韓国、インド、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタン、ブラジル、ロシア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、イラン、ヨルダン、イスラエル、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、モロッコ、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）

このうち「主要各国・機関」として、日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナムの 16 か国・機関については、詳細に調査を行う。

(2) 商標出願の種類

- ①直接出願 : 76 か国（地域）等への直接出願
- ②国際登録出願 : マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む）され、調査対象国（地域）・機関を指定した国際登録出願
- ③商標出願 : ①直接出願 及び ②国際登録出願 を併せたもの

3. 使用データ

2021 年、2022 年の各国（地域）・機関への直接出願件数及び登録件数、及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・各国（地域）・機関の年次報告書
- ・WIPO IP Statistics Data Center
(<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator?tab=trademark>)
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供するデータ
(CompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム)

商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度については、以下のホームページ、文献等から入手した。

- ・特許庁ホームページ「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」
(<http://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>)
- ・WIPO ホームページ

各経済・産業データは、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・IMF「World Economic Outlook Database」
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2023/April>)
- ・International Labour Organization「ILOSTAT」
(<https://ilostat.ilo.org/topics/population-and-labour-force/#>)
- ・財務省 貿易統計（データベース）
(<https://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=23&P=0>)

グローバル企業の情報は、下記のデータベース及び各企業ホームページ、各企業の年次報告書から入手した。

- ・株式会社ユーザーベース社が提供する企業情報データベース
(ユーザーベース社の提供する企業情報データベースである「SPEEDA」)
また、各企業の出願件数については、下記より入手した。
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供するデータ
(CompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」)

4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国（地域）以外の調査対象国（地域）・機関を示す。なお、台湾や香港、マカオについては、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、**EUIPO**とは欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連邦知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁、ブラジルとはブラジル特許庁、ロシアとはロシア特許庁、インドとはインド商標局、メキシコとはメキシコ産業財産庁、ベトナムとはベトナム国家知的財産庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国（地域）については各国（地域）の知的財産権庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州連合商標（**EUTM**：European Union Trade Mark）の制度を利用した出願を「**EUTM** 出願」と呼んでいるが、本報告書では便宜上、「**EUIPO への出願**」とする。
- (4) 「出願人居住地」とは出願人の居住国（地域）を示す。特に、出願人居住地が「欧州」を示す場合、出願人居住地が欧州連合（EU）加盟国の 27 か国及び英国、スイスとした。
＜ 欧州連合加盟国 27 か国（2024 年 3 月現在） ＞
オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア
- (5) 「国際登録出願」とは、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。
なお、国際登録には「事後指定^{※2}」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国（地域）において商品・役務の追加、国（地域）の追加を行っている場合には、これらの情報を含めたものとして扱っている。
- (6) ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第 1 類から第 45 類、以下「ニース国際分類」という。）を、本報告書では以下の 6 分野に分けている。（表 1-2-1）

「化学」：1～5 類、「機械」：6～13, 19 類、「繊維」：14, 18, 22～26 類、

「雑貨」：15～17, 20, 21, 27, 28, 34 類、「食品」：29～33 類、「役務」：35～45 類

5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する 1 出願を 1 件とカウントした。

「登録件数」は登録番号に対応する 1 登録を 1 件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を 1 区分 1 件とカウントした。

6. EU加盟国への出願件数及び出願区分数について

EU加盟国においては、EUIPOへの出願、登録により各国での商標権を得ることができることから、実際に各EU加盟国で効力のある出願件数及び出願区分数という意味では、各EU加盟国への直接出願及び各EU加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数に、EUIPOへの直接出願及びEUIPOを指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数を加算したものと考えられる。

しかしながら、本報告書では各EU加盟国への出願件数及び出願区分数は、特段の注釈が無い限りは各EU加盟国への直接出願及び各EU加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数としており、EUIPOへの直接出願及びEUIPOを指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数は加算されていない。

したがって、各EU加盟国において効力のある出願件数及び出願区分数という意味では、本報告書で記載している各EU加盟国の出願件数及び出願区分数より多くなると考えられる。

第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国（地域）・機関全体の商標出願状況、出願区分数状況、登録状況、登録区分数状況、出願人居住地別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国（地域）・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国（地域）・機関全体の商標出願状況

2013年から2022年までの主要国・機関全体の出願件数の推移を表2-1-1、図2-1-1-1、図2-1-1-2、図2-1-2-1、図2-1-2-2に示す。なお、日本の欄では、一部の料金未納により却下される出願を除外した件数を下段に括弧付きで表示している。また、図2-1-2-1及び図2-1-2-2は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移図となっている。また、2018年から2022年の各国（地域）・機関全体の出願件数の推移を表2-1-1に示す。

2013年から2022年までの主要国・機関の出願件数推移を見ると、主要国の中でも出願件数が最も多いのは中国で、2013年以降は増加を続けており、特に2015年以降は顕著な増加を示している。2016年には300万件を突破し、2017年には500万件を超え、2018年には700万件を超えるというように1年で200万件程度の増加を続けている。2019年も増加を続け800万件近い出願件数となっているが、2018年以前の前年に対する増加率と比較すると2019年の増加率は少し小さくなっている。しかしながら、2020年には再び前年からの増加率も2018年以前の増加率程度にまで大きくなり950万件近い出願件数となっている。その後、2021年はほぼ横ばいで推移した後、2022年は2018年程度まで大幅な減少を示している。これは、新型コロナウイルス感染対策として行われたゼロコロナ政策の影響による経済状況の悪化がその要因として考えられる。

日本の出願件数は、2013年から2017年まで概ね増加傾向を示している。特に2015年、2016年、2017年には大幅な増加を示しており、2017年には190,939件と過去10年間で最も多い出願件数となった。2018年に減少を示した後、2019年には2017年と同程度の出願件数にまで増加したが、2020年には大幅に減少を示した。その後、2021年に増加を示したものの、2022年には再び大幅な減少を示している。なお、一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数の推移を見てみると、2014年以降は2021年まで増加を続けていたが、2022年は減少に転じているといった結果となっている。前年増加率を見ると2015年、2017年に大幅な増加を示しており、2018年以降は増減を繰り返し、2022年には大幅な減少をしていることが分かる。

図 2-1-1-1 主要国・機関の出願件数の推移 (2013年～2022年)

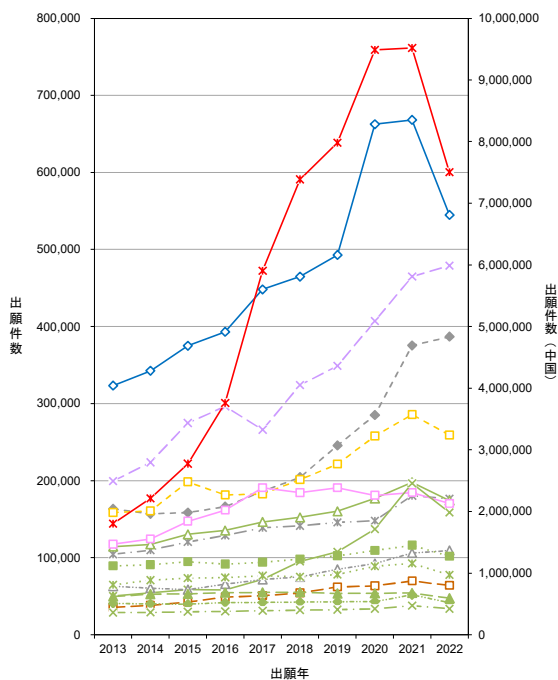


図 2-1-1-2 図 2-1-1-1 の拡大図 (2022 年の出願件数が 200,000 件以下の国)

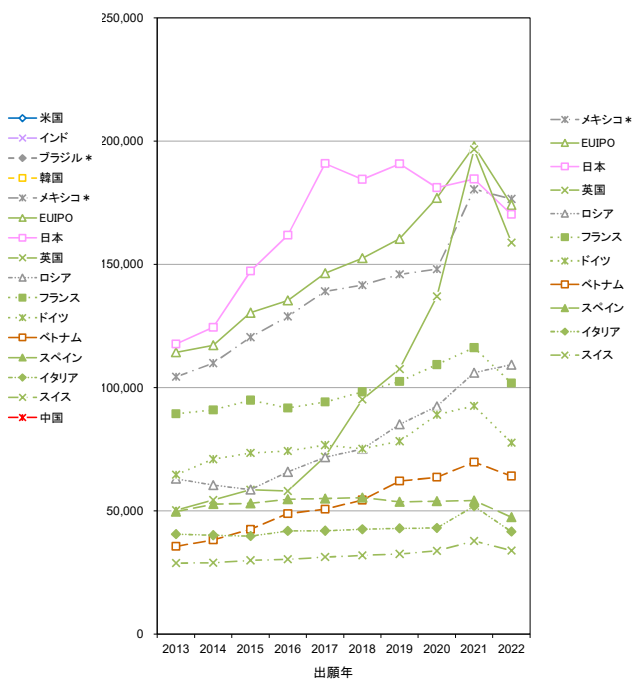


図 2-1-2-1 主要国・機関の出願件数の推移 (2013年～2022年)
(日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合)

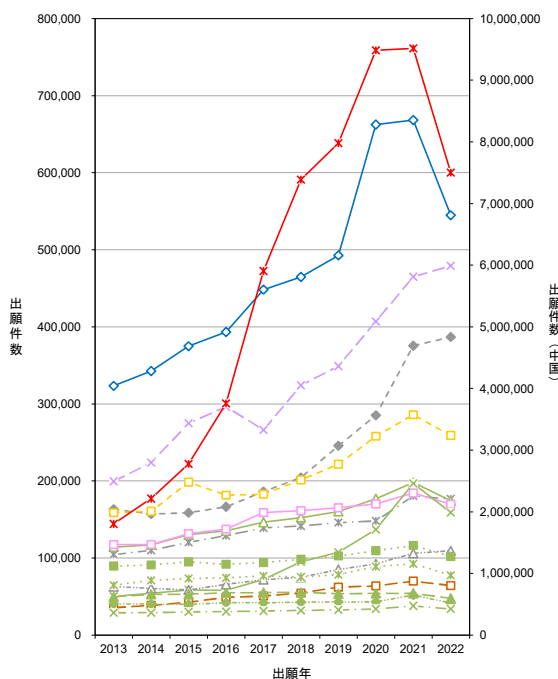
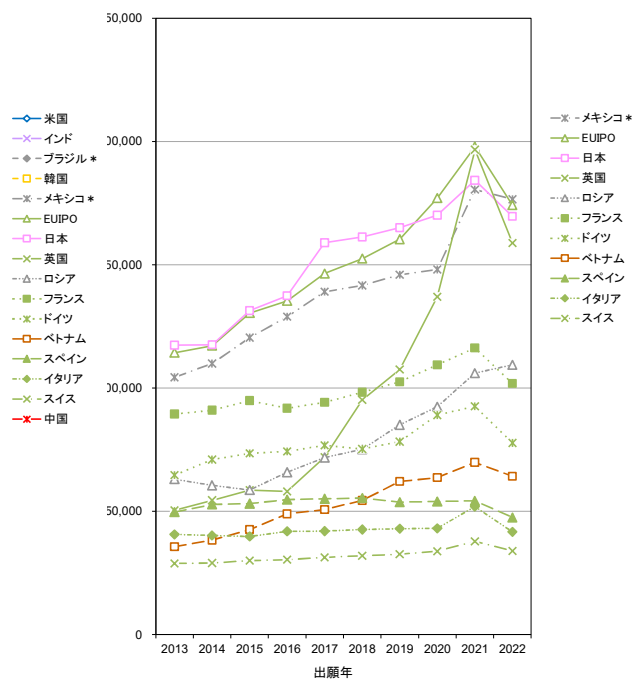


図 2-1-2-2 図 2-1-2-1 の拡大図 (2022 年の出願件数が 200,000 件以下の国)
(日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合)



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、韓国
②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2022 年の出願件数の多い順とする。但し、中国の出願件数は右縦軸に示されているために、凡例は一番下に表示されている。

②一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得

③一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。④ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、

2023 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

2. 各国（地域）・機関全体の商標登録状況

2013年から2022年までの主要国・機関の登録件数の推移を図2-1-3と図2-1-4に、2018年から2022年の各国（地域）・機関全体の登録件数の推移を表2-1-2に示す。

2013年から2022年までの主要国・機関の登録件数推移では、日本は、2013年以降増減を繰り返しながらも概ね増加傾向を示しており、2022年には最近10年間で最も多い登録件数を記録した。

中国の登録件数は、2013年以降大幅な増加を続け、2020年には減少も見られたが、2018年、2021年には非常に大幅な増加を示している。特に2018年の登録件数の増加が際立っている。しかしながら、2022年は大幅な減少に転じ、約580万件程度にまで減少している。2014年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から9か月以内と定めており、これに向けての数々の対策を実施したことが2014年以降の登録件数の大幅な増加の要因となっているものと考えられ、2017年以降の登録件数の大幅な増加に繋がっているものと考えられる。

2013年から2022年までの主要国・機関の登録区分数推移では、日本は、2014年、2015年、2019年と前年よりも減少を示している年があるものの概ね増加傾向を示しており、2022年には最近10年間で最も多い登録区分数を示している。

中国の登録区分数は、2014年、2015年、特に2018年に大幅な増加を示し、その後も2019年まで大幅な増加を続けた。その後、2020年には大幅な減少に転じたものの、2021年に大幅に増加し、2022年には再び大幅な減少を示している。2014年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から9か月以内と定めており、これに向けての数々の対策を実施したことが2014年以降の登録件数の大幅な増加の要因となっているものと考えられ、これに伴って登録区分数も増加したものと考えられる。

図 2-1-3 主要国・機関の登録件数の推移 (2013年～2022年)

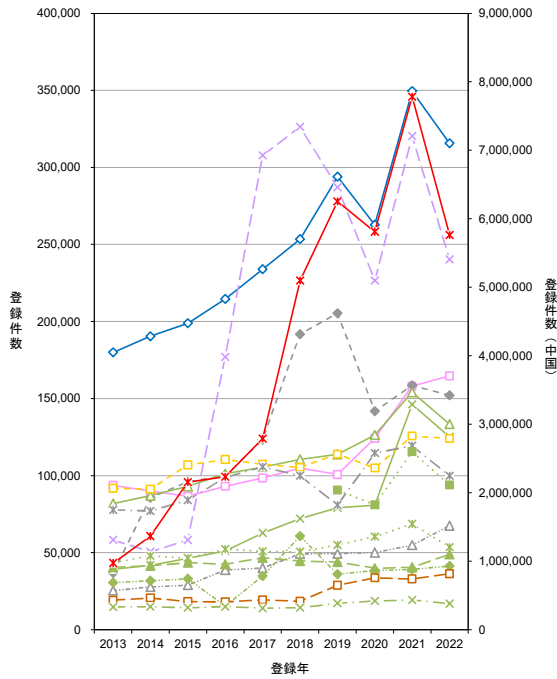
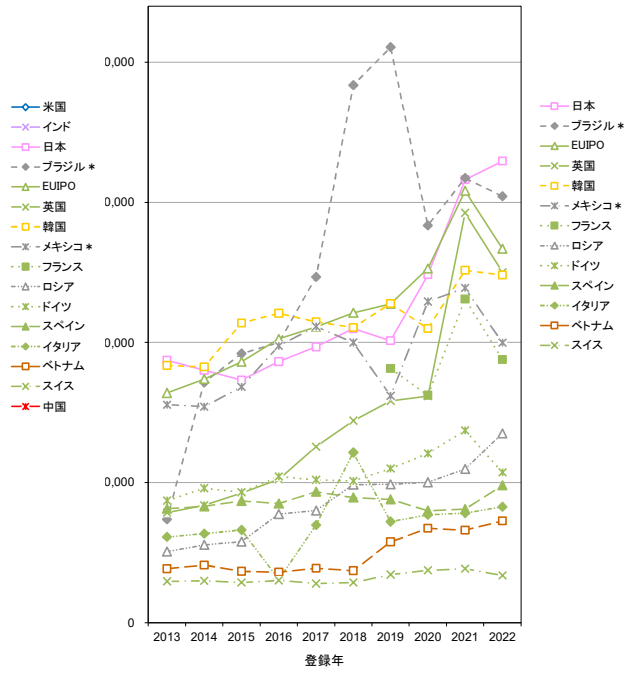


図 2-1-4 図 2-1-3 の拡大図 (2022年の年間登録件数 200,000 件以下の国・機関の推移)



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2022 年の商標出願登録件数の多い順とする。但し、中国の登録件数は右縦軸に示されているために、凡例は一番下に表示されている。
 ②一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。
 ③ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2023 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

表 2-1-2 各国（地域）・機関の登録件数の推移（2018年～2022年）

	国コード	マドリード協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	合計値に対する割合 (2022年)
主要国・機関	日本	○	104,939	100,651	124,166	158,066	164,718	4.2%	57.0%	90.0%
	米国	○	253,471	293,942	262,853	349,458	315,627	-9.7%	24.5%	
	EUIPO	○	110,626	113,821	126,420	154,075	133,452	-13.4%	20.6%	
	英国	○	72,101	79,158	80,830	146,237	125,086	-14.5%	73.5%	
	ドイツ	○	50,565	55,017	60,425	68,602	53,625	-21.8%	6.1%	
	フランス	○	0	90,663	81,127	115,520	93,935	-18.7%	n/a	
	イタリア	○	60,737	36,031	38,504	39,102	41,371	5.8%	-31.9%	
	スペイン	○	44,653	43,999	39,958	40,531	48,967	20.8%	9.7%	
	スイス	○	14,314	17,179	18,678	19,279	16,890	-12.4%	18.0%	
	中国	○	5,097,129	6,252,174	5,811,295	7,780,402	5,760,700	-26.0%	13.0%	
	韓国	○	105,340	113,906	104,955	125,731	124,057	-1.3%	17.8%	
	ブラジル	*	191,813	205,379	141,775	158,653	152,154	-4.1%	-20.7%	
	ロシア	○	49,253	49,404	50,103	54,857	67,553	23.1%	37.2%	
	インド	○	326,273	287,199	226,650	320,216	240,383	-24.9%	-26.3%	
	メキシコ	*	99,996	80,949	114,622	119,434	99,901	-16.4%	-0.1%	
	ベトナム	○	18,562	28,820	33,700	33,000	36,339	10.1%	95.8%	
	オーストリア	○	5,645	5,172	5,240	5,427	4,564	-15.9%	-19.1%	
	ベネルクス	○	16,660	18,654	19,056	23,733	18,235	-23.2%	9.5%	
	デンマーク	○	2,627	2,046	2,372	2,409	2,030	-15.7%	-22.7%	
フィンランド	○	2,788	2,450	2,911	2,734	1,918	-29.8%	-31.2%		
ギリシャ	○	4,880	5,098	3,978	7,919	5,980	-24.5%	22.5%		
アイルランド	○	1,713	1,759	1,760	1,803	1,675	-7.1%	-2.2%		
ポルトガル	○	14,537	17,089	15,356	18,489	15,074	-18.5%	3.7%		
スウェーデン	○	7,085	6,851	6,544	7,202	4,552	-36.8%	-35.8%		
チェコ	○	6,192	6,648	6,290	6,049	5,572	-7.9%	-10.0%		
エストニア	○	1,149	1,194	1,410	1,433	1,185	-17.3%	3.1%		
キプロス	*	480	1,034	1,469	2,052	1,003	-51.1%	109.0%		
ラトビア	○	1,618	1,444	1,108	1,023	1,191	16.4%	-26.4%		
リトアニア	○	2,631	1,877	1,773	2,189	2,086	-4.7%	-20.7%		
ハンガリー	○	3,177	2,969	2,955	3,404	2,862	-15.9%	-9.9%		
マルタ	*	1,226	1,275	1,170	934	1,097	17.5%	-10.5%		
ポーランド	○	11,400	10,700	7,150	14,794	11,161	-24.6%	-7.1%		
スロベニア	○	1,259	1,164	1,075	920	1,063	15.5%	-15.6%		
スロバキア	○	2,489	2,614	2,497	2,741	2,351	-14.2%	-5.5%		
ブルガリア	○	3,784	3,467	3,468	3,632	3,008	-17.2%	-20.5%		
ルーマニア	○	6,282	6,288	6,338	6,983	9,666	38.4%	53.9%		
クロアチア	○	1,150	1,131	1,244	1,155	1,260	9.1%	9.6%		
ウクライナ	○	15,877	17,322	19,640	22,455	16,029	-28.6%	1.0%		
ノルウェー	○	6,007	5,707	5,674	6,347	5,251	-17.3%	-12.6%		
インドネシア	○	26,237	22,817	174,931	142,284	93,491	-34.3%	256.3%		
アジア	タイ	○	27,816	24,431	27,876	27,049	34,704	28.3%	24.8%	左記のアジア各国 4.2%
	シンガポール	○	11,981	15,459	14,907	15,106	12,293	-18.6%	2.6%	
	マレーシア	#	18,562	28,820	33,700	33,000	36,339	10.1%	95.8%	
	フィリピン	○	19,169	21,405	17,098	26,619	20,680	-22.3%	7.9%	
	ブルネイ	○	977	1,156	1,033	372	540	45.2%	-44.7%	
	カンボジア	○	4,070	4,273	5,628	6,386	3,583	-43.9%	-12.0%	
	ミャンマー	○	0	0	0	0	0	n/a	n/a	
	ラオス	○	0	0	0	0	0	n/a	n/a	
	台湾	○	71,815	70,779	78,847	81,460	79,395	-2.5%	10.6%	
	香港	○	34,970	33,371	34,743	32,719	30,630	-6.4%	-12.4%	
	マカオ	*	14,450	15,607	13,666	13,136	13,558	3.2%	-6.2%	
	バングラデシュ	*	3,600	2,599	1,591	3,945	3,454	-12.4%	-4.1%	
パキスタン	*	25,498	23,885	17,503	17,206	18,058	5.0%	-29.2%		
オーストラリア	○	48,821	42,791	46,959	53,049	51,342	-3.2%	5.2%		
ニュージーランド	○	14,084	13,801	14,255	16,641	16,260	-2.3%	15.5%		
その他	カナダ	○	24,376	55,692	23,167	21,769	31,406	44.3%	28.8%	6.3%
	パナマ	○	7,149	7,202	6,083	5,664	4,785	-15.5%	-33.1%	
	アルゼンチン	*	33,204	63,863	45,149	75,728	65,198	-13.9%	96.4%	
	チリ	○	21,300	25,952	22,210	26,091	23,687	-9.2%	11.2%	
	ペルー	○	26,283	30,111	23,205	30,277	29,489	-2.6%	12.2%	
	コロンビア	○	20,599	17,814	15,736	24,045	21,501	-10.6%	4.4%	
	トルコ	○	86,252	76,462	89,491	118,070	144,916	22.7%	68.0%	
	アラブ首長国連邦	*	21,200	19,925	16,758	21,769	16,543	-24.0%	-22.0%	
	サウジアラビア	*	0	22,480	17,535	26,144	26,398	1.0%	n/a	
	イラン	○	29,821	29,892	33,503	37,361	26,579	-28.9%	-10.9%	
	イスラエル	○	5,994	4,954	4,296	4,737	4,652	-1.8%	-22.4%	
	ヨルダン	*	5,253	7,827	5,414	4,044	0	-100.0%	-100.0%	
	オマーン	○	5,542	6,095	3,852	6,994	5,141	-26.5%	-7.2%	
	南アフリカ	*	31,992	30,761	22,895	16,874	32,998	95.6%	3.1%	
	ナイジェリア	*	6,812	8,329	2,420	0	0	n/a	-100.0%	
	エジプト	○	7,363	9,026	8,369	10,790	11,868	10.0%	61.2%	
	モロッコ	○	6,998	8,867	8,864	10,829	10,118	-6.6%	44.6%	
	OAPI	○	4,331	4,118	4,419	4,682	2,023	-56.8%	-53.3%	
ARIPO	○	299	226	200	305	511	67.5%	70.9%		
合計			7,282,307	8,622,384	8,148,676	10,586,069	8,300,993	-21.6%	14.0%	

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国、ギリシャ、マルタ、スロベニア、ミャンマー、ラオス、台湾、パナマ、アラブ首長国連邦
 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与し、調査対象期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。
 ②マドリード協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。
 ③マレーシアは 2019 年に一出願多区分制が採用された。
 ④ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2023 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

3. 国際登録出願の出願動向

2013年から2022年までの国際登録出願件数の推移を表2-1-3と図2-1-5に、2022年に国際登録出願を受け付けた官庁（受理官庁）別の国際登録出願件数ランキングを表2-1-4に示す。また、2013年から2022年までの国際登録出願指定国件数の推移を表2-1-5と図2-1-6に、2022年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）別の国際登録出願指定国件数ランキングを表2-1-6に示す。主要国における2018年から2022年の国際登録出願の利用状況（国際登録出願件数、総指定国件数、一出願当たりの指定国件数）の推移を図2-1-7に示す。

国際登録出願件数については、2013年から2019年まで増加を続けており、特に2016年、2018年は大きな増加を示している。その後2020年には僅かながら減少に転じたものの、2021年には一転して大幅な増加に転じた。しかしながら、2022年には、再び大幅な減少に転じている。

マドリッド協定議定書への加盟国も増加しており、2021年にはトリニダード・トバゴ、パキスタン、アラブ首長国連邦が、2022年にはジャマイカ、チリ、カーボベルデが、2023年にはベリーズ、モーリシャスが加盟しており、マドリッド協定議定書への加盟国は114か国となった。

国際登録出願指定国件数は、概ね2013年以降は2021年まで増加傾向を示しており、特に2018年、2021年には大幅な増加を示している。しかしながら、2022年に減少に転じている。

2022年の国際登録出願件数ランキングは、第1位が米国、第2位がEUIPO、第3位が中国の順となっている。日本からの国際登録出願件数ランキングは第8位となっている。また、2022年の国際登録出願指定国件数ランキングでは、第1位が英国、第2位がEUIPO、第3位が米国であり、日本は第6位となっている。

主要国における国際登録出願件数の推移は、米国、英国、韓国では、2018年から2022年にかけて増加傾向を示しており、特に米国では顕著な増加傾向が認められる。日本においては、2018年から2021年まで横ばいで推移した後、2022年は減少に転じている。中国においては、2020年まで増加を続けていたが、2021年に大幅な減少に転じた後、2022年も減少を続けている。主要国における国際登録出願の総指定国件数の推移は、日本、米国、英国、スイス、韓国では、2018年から2022年にかけて増加傾向を示しており、国際登録出願件数と同様に米国では顕著な増加傾向が認められる。中国では2018年から2021年までほぼ横ばいで推移した後、2021年には大幅な減少を示し、2022年も大幅な減少を続けている。最近5年間の主要国における国際登録出願の一出願当たりの平均指定国数は、中国が最も多く、次いで韓国、ロシア、インドの順になっている。

表 2-1-3 国際登録出願件数の推移 (2013 年～2022 年)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
国際登録出願件数	46,911	48,045	49,301	52,905	55,833	61,140	64,718	64,373	73,761	69,463
増加率		2.4%	2.6%	7.3%	5.5%	9.5%	5.9%	-0.5%	14.6%	-5.8%

図 2-1-5 国際登録出願件数とマドリッド協定議定書加盟国数の推移 (2013 年～2022 年)

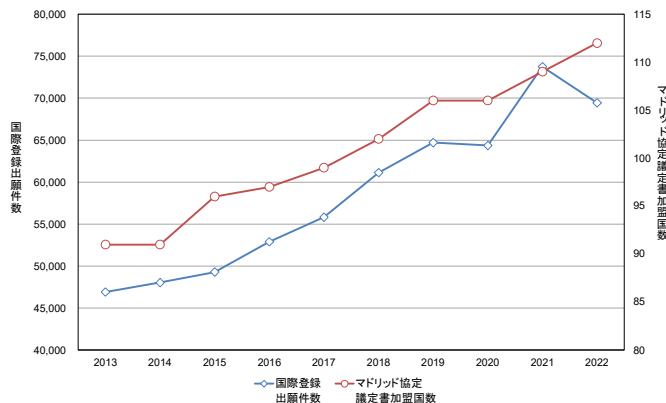


表 2-1-4 国際登録出願件数ランキング (2022 年)

2021 順位	2022 順位	受理官庁	2018	2019	2020	2021	2022	合計	占有率 (2022年)	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018
1	1	米国	8,955	10,218	10,113	13,610	12,626	55,522	18.2%	-7.2%	41.0%
2	2	EUIPO	9,211	9,575	9,793	12,275	10,886	51,740	15.7%	-11.3%	18.2%
3	3	中国	6,640	6,306	7,450	5,398	4,889	30,683	7.0%	-9.4%	-26.4%
6	4	英国	2,808	2,959	3,115	4,215	4,613	17,710	6.6%	9.4%	64.3%
4	5	ドイツ	4,515	4,683	4,260	4,780	4,391	22,629	6.3%	-8.1%	-2.7%
5	6	フランス	4,128	4,019	3,365	4,239	3,726	19,477	5.4%	-12.1%	-9.7%
7	7	スイス	3,034	3,353	3,269	3,458	3,325	16,439	4.8%	-3.8%	9.6%
8	8	日本	3,171	3,163	2,953	3,173	3,181	15,641	4.6%	0.3%	0.3%
10	9	トルコ	1,508	1,867	1,874	2,195	2,550	9,994	3.7%	16.2%	69.1%
9	10	オーストラリア	2,141	2,151	2,219	2,649	2,348	11,508	3.4%	-11.4%	9.7%

出典 : WIPO 「WIPO IP Statistics Data Center」
 (<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>)

注 : 国際登録出願件数には事後指定を含まない。

表 2-1-5 国際登録出願指定国件数の推移 (2013 年～2022 年)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
国際登録出願指定国件数	375,869	384,803	382,744	407,045	424,878	469,878	496,555	508,721	585,149	550,561
増加率		2.4%	-0.5%	6.3%	4.4%	10.6%	5.7%	2.5%	15.0%	-5.9%

図 2-1-6 国際登録出願指定国件数と一出願あたりの指定国件数の推移 (2013 年～2022 年)

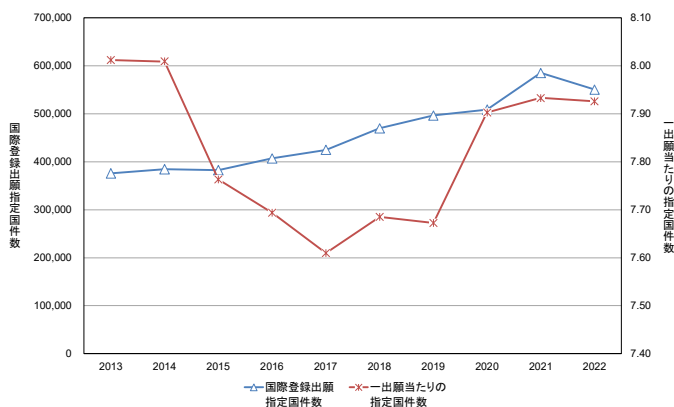


表 2-1-6 国際登録出願指定国件数ランキング（2022年）

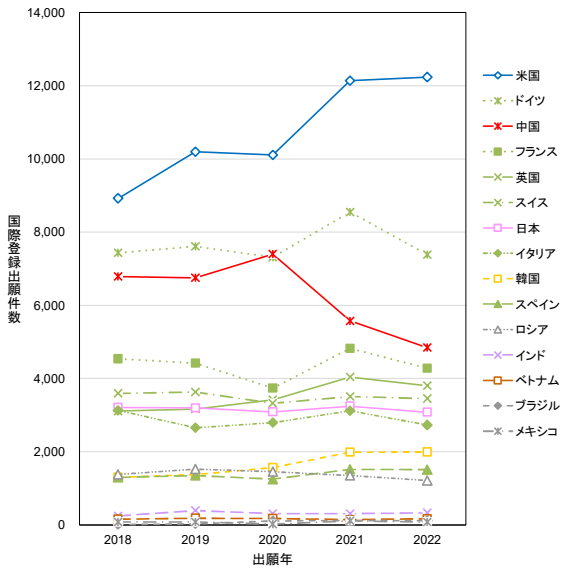
2021 順位	2022 順位	指定国官庁	2018	2019	2020	2021	2022	合計	占有率 (2022年)	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018
1	1	英国	11,985	17,456	20,128	36,726	34,085	120,380	6.2%	-7.2%	184.4%
2	2	EUIPO	26,362	28,751	28,154	34,196	32,797	150,260	6.0%	-4.1%	24.4%
3	3	米国	25,330	26,436	26,808	30,745	29,520	138,839	5.4%	-4.0%	16.5%
4	4	中国	27,078	27,589	24,831	28,156	24,491	132,145	4.4%	-13.0%	-9.6%
5	5	カナダ	-	1,818	21,078	26,075	24,409	73,380	4.4%	-6.4%	n/a
6	6	日本	18,531	19,132	18,382	21,372	19,431	96,848	3.5%	-9.1%	4.9%
7	7	オーストラリア	16,313	17,647	17,220	21,171	19,013	91,364	3.5%	-10.2%	16.6%
8	8	スイス	16,213	16,698	16,396	19,863	18,648	87,818	3.4%	-6.1%	15.0%
10	9	韓国	15,034	15,712	14,520	16,712	15,175	77,153	2.8%	-9.2%	0.9%
11	10	インド	13,974	14,116	13,491	15,699	14,519	71,799	2.6%	-7.5%	3.9%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
 (<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>)

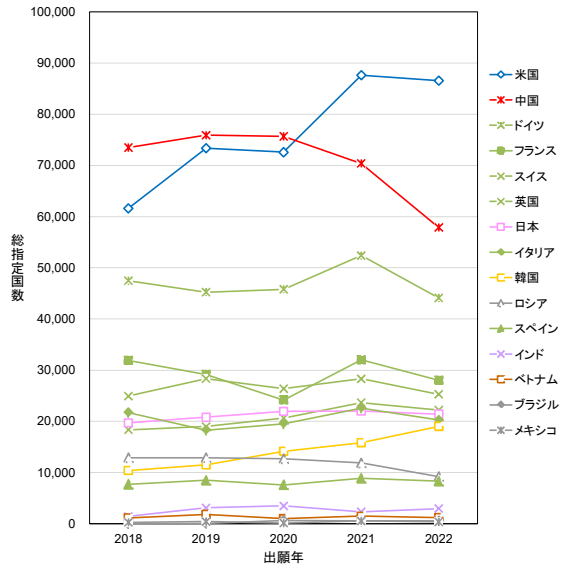
注：国際登録出願の指定国件数には事後指定を含む。

図 2-1-7 主要国の国際登録出願の利用状況の推移（2018年～2022年）

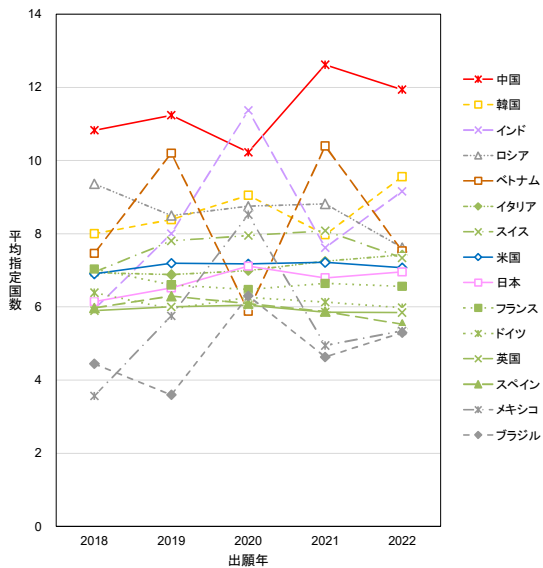
（主要国における国際登録出願件数の推移）



（主要国における総指定国数の推移）



（主要国における平均指定国数の推移）



出典：Clarivate Analytics のデータ

4. 出願から登録までの所要日数

(1) 登録年起算

2018年から2022年までの各年に商標登録された案件について、その出願から登録までの平均所要日数及び出願から公告までの平均所要日数を表2-1-7と図2-1-8に示す。

日本は、2018年から2020年まで増加を続けたが、2021年には減少に転じ、2022年も減少を続けている。米国は、2018年から2021年までは、ほぼ横ばいで推移していたが、2022年には大幅な増加を示している。これは、2020年に出願件数が大幅に増加し、2021年も続けて多くの出願が行われたことに起因するものと考えられる。中国は、2018年から2022年にかけて減少を続けている。韓国では、2018年から2022年まで増加を続けた結果、2020年以降は日本の登録所要日数を大きく上回る結果となっている。

英国は、2019年は減少を示した後、2020年には大幅な増加を示し、2021年も増加を続け、過去5年間で最も長い所要日数となっている。これは、英国への出願件数の増加が一つの要因となっているものと考えられる。しかしながら、2022年には出願件数が減少したこともあり、登録所要日数は短縮されている。ドイツでは、2019年に減少を示した後は2022年まで横ばいで推移しており、2022年には調査対象国の中で最も短い登録所要日数となっている。イタリアは、2018年から2021年まで減少を続けたが、2022年には大幅な増加に転じている。スイスでは、2018年に増加を示した後、2019年は横ばいで推移した後、2020年、2021年と減少を続けたが、2022年は増加に転じている。

ブラジルでは2022年の登録までの平均所要日数は、調査対象国の中でもベトナムに次いで登録所要日数の長い国となっている。ブラジルでも中国と同様に滞留案件の対策のために審査官の増員を実施するなど対策を講じたことにより平均登録所要日数は短縮しているようであるが、登録所要日数が長期化している滞留案件も存在しているようである。しかしながら、2019年のマドリッド協定議定書への加盟に向けて滞留案件の解消や審査期間の短縮に取り組んだことにより大幅な登録所要日数の短縮に繋がり、2020年までは登録所要日数は減少を続けたが、2021年に増加に転じ、2022年には大幅な増加を示している。

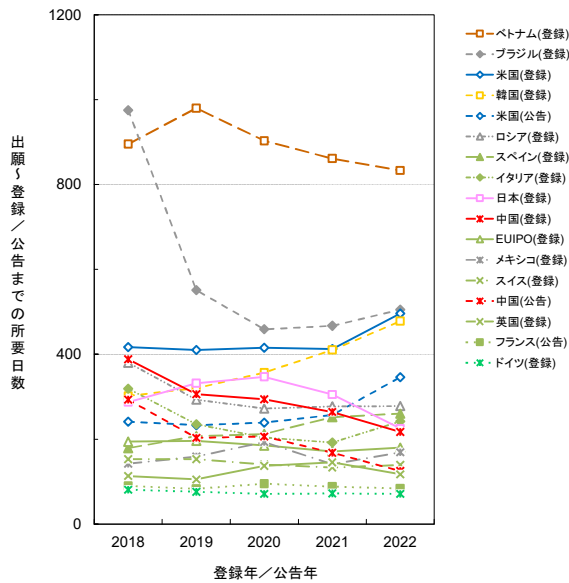
表 2-1-7 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2018年～2022年）

		2018	2019	2020	2021	2022	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	出願～登録	287	332	347	305	225	○	有り	付与後／2か月	175
米国	出願～登録	417	410	415	412	496	○	無し	付与前／30日	745
	出願～公告	241	233	239	257	346				
EUIPO	出願～登録	194	196	185	171	180	×	有り	付与前／3か月	272
英国	出願～登録	113	105	137	145	117	×	有り	付与前／2か月	153
ドイツ	出願～登録	81	76	71	72	71	×	有り	付与後／3か月	81
フランス	出願～公告	90	83	95	88	84	×	無し	付与前／2か月	84
イタリア	出願～登録	319	235	204	192	242	×	有り	付与前／3か月	10
スペイン	出願～登録	179	207	212	252	260	×	有り	付与前／2か月	49
スイス	出願～登録	153	153	140	133	139	×	有り	付与後／3か月	59
中国	出願～登録	388	306	294	264	217	○	無し	付与前／3か月	1,415
	出願～公告	293	203	206	168	125				
韓国	出願～登録	302	320	357	410	478	○	有り	付与前／2か月	167
ブラジル	出願～登録	975	551	459	467	505	○	無し	付与前／60日	92
ロシア	出願～登録	380	293	272	277	278	○	有り	なし	216
インド	出願～登録	—	—	—	—	—	○	有り	付与前／4か月	40
メキシコ	出願～登録	142	159	193	141	169	○	無し	付与前／1か月	45
ベトナム	出願～登録	895	980	903	861	833	○	有り	出願公開日から権利付与の決定までの期間内	86

※相対的拒絶理由の審査
○—絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の両方について審査を行う。
×—絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う。

※異議申立制度／期間
付与前—異議申立期間が登録前に設定されている。
付与後—異議申立期間が登録後に設定されている。

図 2-1-8 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2018年～2022年）



出典：①登録所要日数は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。
②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2022 年の統計情報より取得している。その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：インドの登録日付の情報が取得できなかったことにより、登録所要日数の算出ができなかったため、インドの登録所要日数は「—」としている。

(2) 出願年起算

2018年から2022年までの各年に商標出願された案件について、登録率、Pending 率を表 2-1-8 に示す。

当該年に出願された案件で、登録にも至らず、拒絶や出願却下、出願無効などの最終処分も確定していない案件の当該年の出願件数に対する割合（Pending 率）の調査結果からは、相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、フランス、スペイン及びスイスの欧州各国では、登録率が 80%以上の数値を示しているが、ドイツは、他の欧州各国よりも登録率が低いことが特徴として挙げられる。相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、ドイツ、フランス、スペイン、スイスでは、2022年の Pending 率は 10%以下となっており、出願案件の大半が審査を完了していることが分かる。

相対的拒絶理由の審査が実施される国では、2022年の Pending 率が最も低いのは日本であり、次いでメキシコ、ロシア、中国の順となっており商標出願された件数の約 50%が審査を完了していることが分かる。一方、米国、韓国、ブラジル、インド、ベトナムでは 2022年の Pending 率が 50%を上回っており、審査に要する期間が日本などよりもかなり長期化している傾向があることが窺える。

表 2-1-8 出願年起算における商標出願から登録までの登録率、Pending 率（2018年～2022年）

		2018	2019	2020	2021	2022	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 /期間	商標審査官 人数
日本	登録率	81.81%	81.28%	82.68%	84.38%	82.73%	○	有り	付与後 / 2か月	175
	Pending率	0.02%	0.07%	0.18%	0.77%	9.63%				
米国	登録率	59.87%	58.13%	59.72%	53.09%	23.03%	○	無し	付与前 / 30日	745
	Pending率	0.88%	2.70%	7.02%	18.75%	64.48%				
EUIPO	登録率	93.18%	90.13%	90.91%	90.52%	87.08%	×	有り	付与前 / 3か月	272
	Pending率	0.33%	0.65%	1.22%	2.73%	7.56%				
英国	登録率	87.29%	87.68%	86.02%	88.39%	85.08%	×	有り	付与前 / 2か月	153
	Pending率	0.10%	0.07%	0.14%	0.85%	5.21%				
ドイツ	登録率	84.96%	72.14%	74.10%	73.89%	70.20%	×	有り	付与後 / 3か月	81
	Pending率	0.10%	0.16%	0.31%	0.76%	2.23%				
フランス	登録率	91.76%	91.30%	88.43%	89.30%	89.90%	×	無し	付与前 / 2か月	84
	Pending率	0.32%	0.61%	1.21%	1.31%	2.69%				
イタリア	登録率	93.77%	90.22%	86.86%	91.53%	90.40%	×	有り	付与前 / 3か月	10
	Pending率	6.14%	9.76%	13.04%	8.47%	9.60%				
スペイン	登録率	88.15%	88.63%	87.34%	88.60%	87.32%	×	有り	付与前 / 2か月	49
	Pending率	0.15%	0.14%	0.23%	0.34%	2.09%				
スイス	登録率	87.27%	87.83%	86.04%	87.94%	87.49%	×	有り	付与後 / 3か月	59
	Pending率	0.14%	0.12%	0.15%	0.28%	4.11%				
中国	登録率	69.12%	71.74%	69.25%	65.15%	52.03%	○	無し	付与前 / 3か月	1,415
	Pending率	30.14%	27.77%	30.08%	34.24%	47.65%				
韓国	登録率	67.99%	68.42%	66.79%	60.17%	17.34%	○	有り	付与前 / 2か月	167
	Pending率	2.24%	2.23%	2.89%	12.81%	80.26%				
ブラジル	登録率	60.16%	61.41%	60.82%	56.62%	22.86%	○	無し	付与前 / 60日	92
	Pending率	11.81%	16.89%	24.29%	27.83%	72.53%				
ロシア	登録率	76.17%	71.40%	69.35%	70.94%	56.88%	○	有り	なし	216
	Pending率	23.40%	28.35%	30.49%	29.00%	43.11%				
インド	登録率	67.39%	66.99%	60.39%	51.49%	30.14%	○	有り	付与前 / 4か月	40
	Pending率	14.23%	22.21%	32.16%	44.91%	69.50%				
メキシコ	登録率	69.45%	71.30%	70.25%	71.97%	65.91%	○	無し	付与前 / 1か月	45
	Pending率	30.39%	28.62%	29.68%	28.01%	34.08%				
ベトナム	登録率	63.93%	61.01%	51.86%	7.46%	0.05%	○	有り	出願公開日から権利付与の決定までの期間内	86
	Pending率	36.06%	38.98%	48.14%	92.54%	99.95%				

出典：①登録率、Pending 率は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。

②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2022 年の統計情報より取得している。

その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：①登録率は該当年に出願された案件の内、登録になった案件の割合を示している。

日本の登録率を算出する際に使用した各年の出願件数には出願却下となった案件は含まれていない。

②Pending 率は、該当年の出願件数に占める審査待ち・審査中の案件の割合を示す。

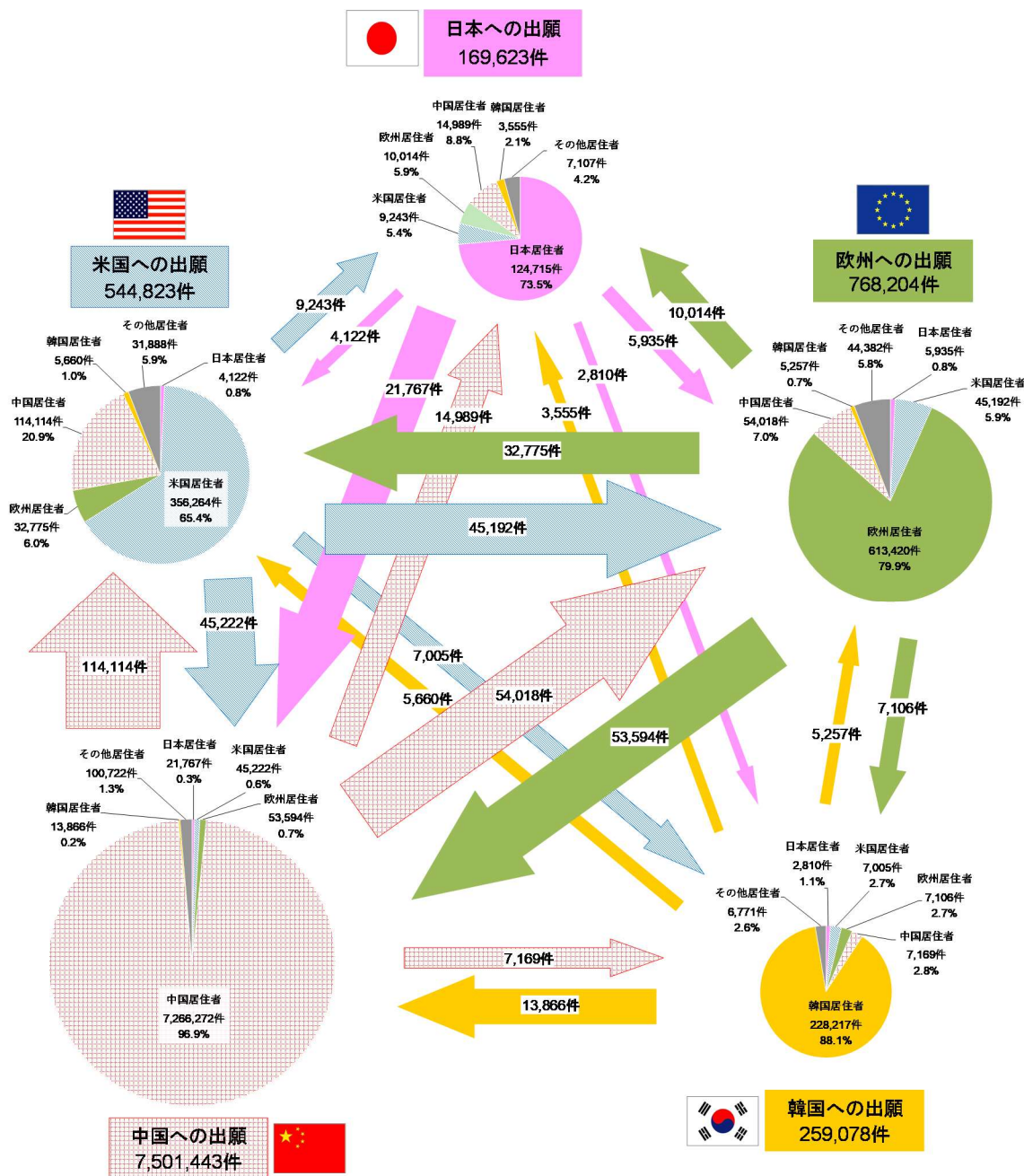
③調査は 2023 年 9 月末時点のデータを使用して実施した結果である。

5. 日米欧中韓間の出願人居住地別の出願件数の相関関係

2022年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の出願件数の関係を図 2-1-9 に示す。

2022年の出願件数からみた日米欧中韓間（欧州は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計、日本居住者から日本への出願件数は、日本における一部の料金未納により却下される出願の出願件数を除外した値）の商標出願状況は、日本居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。米国居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっているが、中国と欧州への出願件数の差は僅かである。欧州居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。中国居住者からの出願は、自国を除くと米国への出願が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている。米国への出願件数は欧州、日本、韓国への出願件数と比較しても非常に多くの出願件数となっている。また、中国居住者から他国への商標出願は、自国への商標出願に比べると非常に少ない。韓国居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、欧州、日本の順となっているが、米国と欧州への出願件数の差は僅かである。

図 2-1-9 日米欧中韓間の出願件数の関係 (2022 年)



出典：①日本、米国、韓国：WIPO の統計資料
 ②欧州：ギリシャ、キプロス、マルタ、スロベニアは Clarivate Analytics のデータ、上記以外の国は WIPO の統計資料
 ③中国：Clarivate Analytics のデータ

備考：①日本居住者から日本への数値は一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数
 一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得
 ②欧州は EUIPO、EU 加盟各国及び英国、スイスへの出願件数の合計を示し、
 欧州居住者は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計を示す。

6. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2022年のニース国際分類の区分別出願区分数で最も多いのは第35類であり、次いで第9類、第30類、第41類と続いている。国別にみると、主要国では、米国、EUIPO、英国、スイスでは第9類が最も多く、日本、ドイツ、イタリア、スペイン、中国、韓国、ブラジル、ロシア、メキシコ及びベトナムでは第35類が最も多く、フランスでは第41類、インドでは第5類が最も多い。

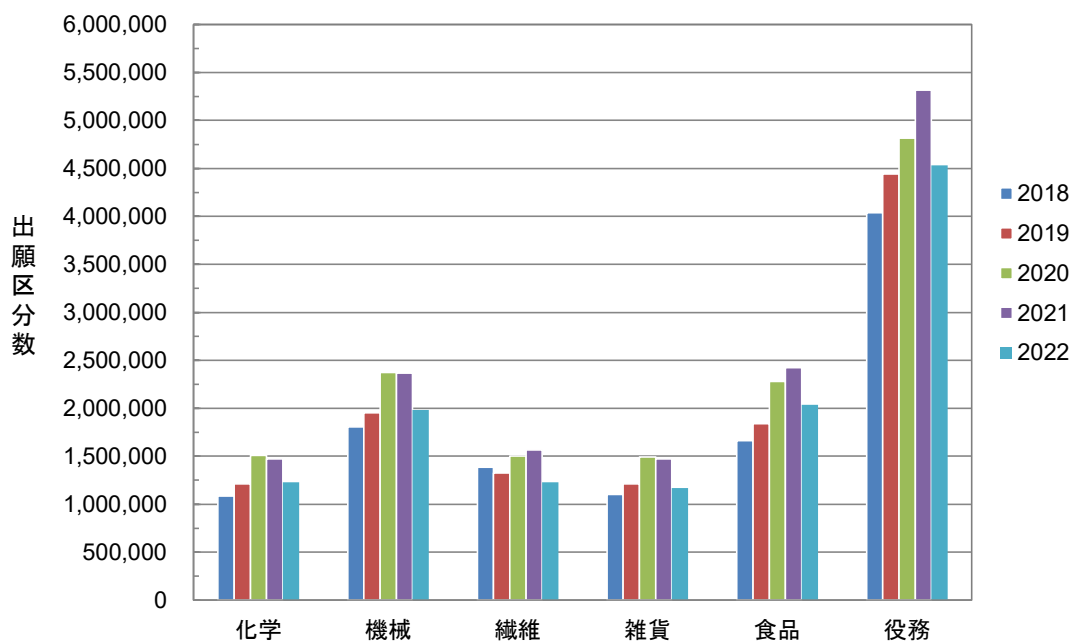
7. 産業分野別の商標出願状況

(1) 主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移

2018年から2022年までの主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移を図2-1-10に示す。

役務分野が最も多く、次いで機械分野、食品分野、繊維分野、化学分野、雑貨分野の順となっている。過去5年において、役務分野の順位は変わっていない。2018年、2019年は役務分野、機械分野、食品分野、繊維分野、雑貨分野、化学分野の順であったが、2020年は化学分野が第4位、繊維分野が第5位、雑貨分野が第6位に移動している。2021年、2022年は、食品分野が第2位、機械分野が第3位、繊維分野が第4位に移動し、雑貨分野、化学分野が第5位あるいは第6位となっている。

図 2-1-10 主要国・機関全体の産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

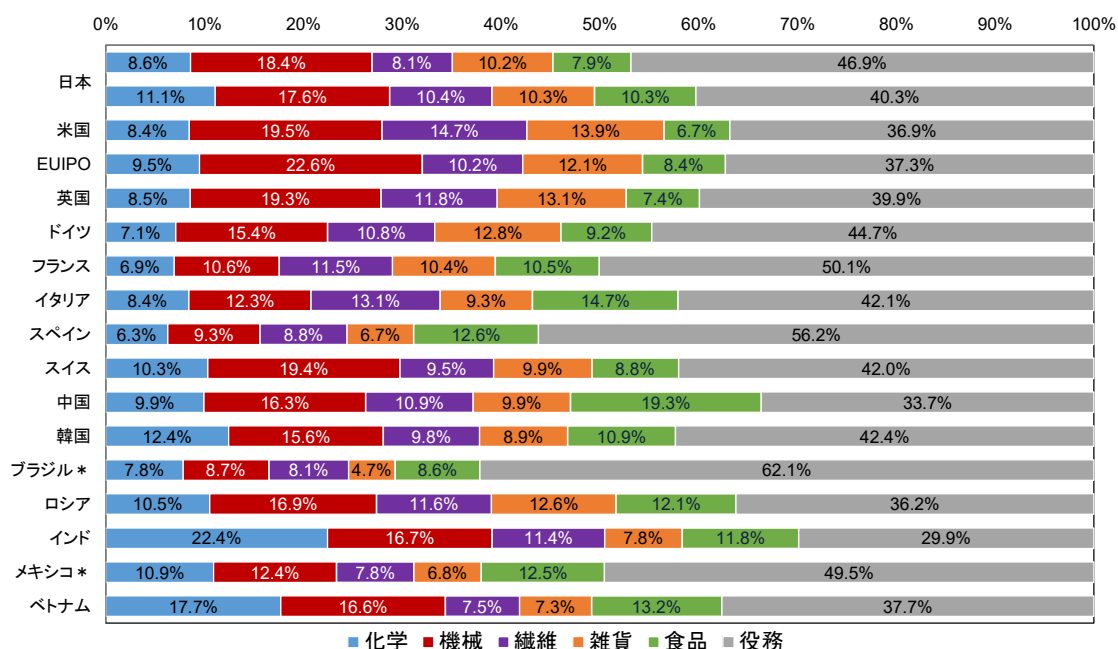
なお、一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得した。

(2) 主要国・機関における産業分野の出願区分数割合

2018年から2022年までの主要国・機関における産業分野の出願区分数割合の比較を図2-1-11に示す。なお、各国・機関、各分野の数値は2018年から2022年の過去5年分の累計を示している。

2018年から2022年までの主要国・機関における産業分野別の出願件数の合計では、全ての主要国・機関で役務分野の割合が最も高くなっている。次に高い割合を示す産業分野は、フランスでは繊維分野、イタリア、スペイン、中国、メキシコでは食品分野、インド、ベトナムでは化学分野となっており、その他の主要国・機関では機械分野となっている。

図 2-1-11 主要国・機関における産業分野別の出願区分数の割合（2018年～2022年の累計）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外
 備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。
 ②日本の上段：出願区分数
 日本の下段：一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数
 一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得
 ③主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

2018年から2022年までの日本における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-1-1、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移を図2-2-1-2に示す。

日本の出願区分数合計は、2019年には増加を示したが、2020年および2021年に大幅な減少を示し、その後も減少を続けている。自国出願区分数についても、出願区分数合計と同様の動向を示しており、2020年および2021年には大幅な減少を示している。一方で、他国出願区分数については2021年まで増加を続けていたが2022年に減少を示している。他国出願比率は、2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2020年および2021年の自国出願区分数の大幅な減少により他国出願比率は大幅な増加を示している。一方、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率については、出願区分数合計は、2018年から2021年まで増加を続けているが、2022年は減少に転じている。自国出願区分数、他国出願区分数についても、出願区分数合計と同様の動向を示している。他国出願比率は、2020年は横ばいであったが、2021年は増加を示し、2022年は減少している。

2022年の日本への出願人居住地別出願区分数の合計（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を基にした合計値）は340,275である。それを出願人居住地別でみると、日本居住者が75.0%（255,330）と大半を占め、次いで中国居住者の5.5%（18,882）、米国居住者の5.4%（18,508）となっている。欧州居住者の中ではドイツ居住者の1.7%（5,923）が最も多くなっている。

2018年から2022年までの日本における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-3-1、2022年の割合を図2-2-4-1に示す。また、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移及び割合を図2-2-3-2及び図2-2-4-2に示す。

2022年の日本における産業分野別の出願区分数の割合（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を基にした合計値）では、最も出願区分数が多いのは、役務分野の143,790（42.3%）であり、次いで機械分野の60,289（17.7%）、雑貨分野の34,715（10.2%）、化学分野の34,275（10.1%）、繊維分野の34,095（10.0%）と続いており、食品分野の33,111（9.7%）が他の産業分野よりも比較的少なくなっている。役務分野の中では、35類が最も多く、41類、42類と続いている。

図2-2-1-1 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

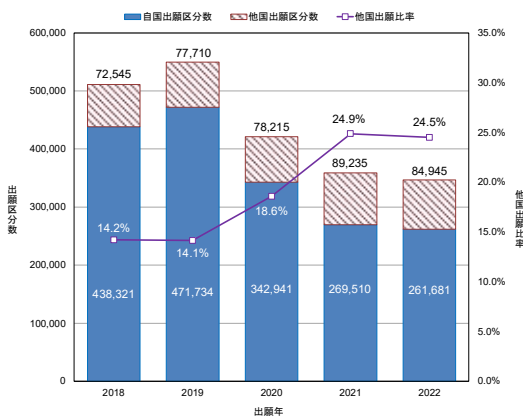


図2-2-1-2 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

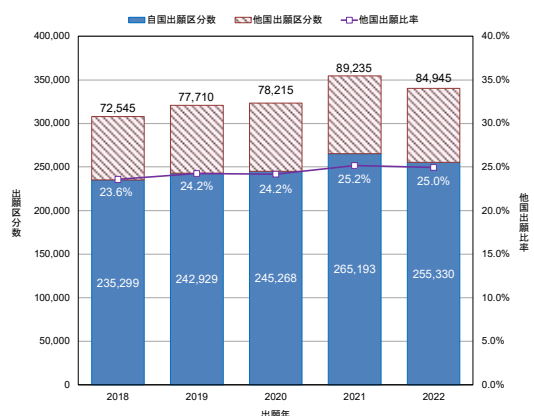


図 2-2-2 日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022 年）
（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

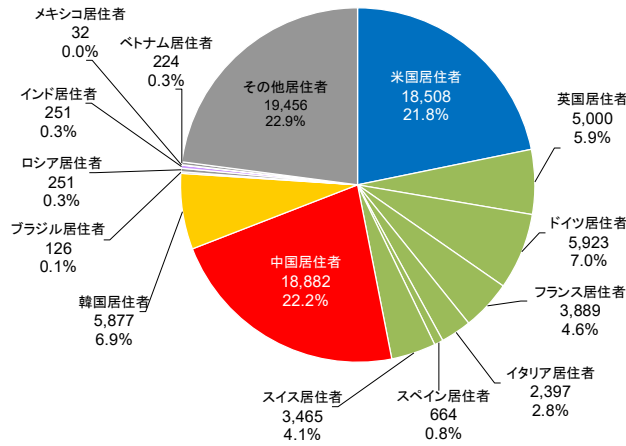


図 2-2-3-1 日本における産業分野別の出願区分数の推移（2018 年～2022 年）

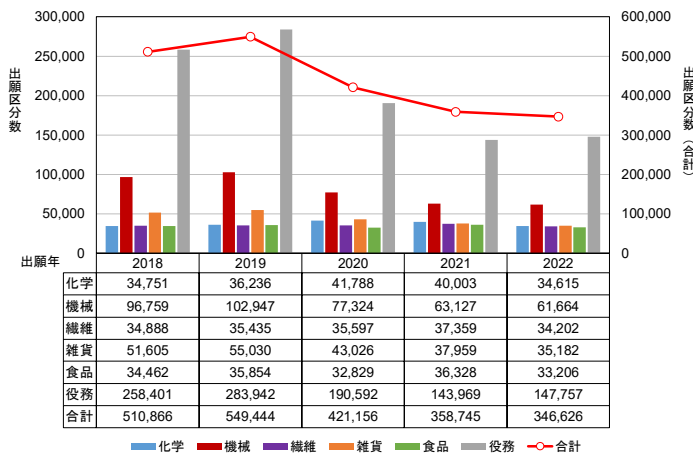


図 2-2-4-1 日本における産業分野別の出願区分数の割合（2022 年）

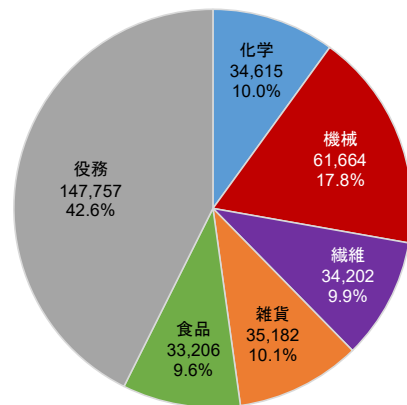


図 2-2-3-2 日本における産業分野別の出願区分数の推移（2018 年～2022 年）
（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

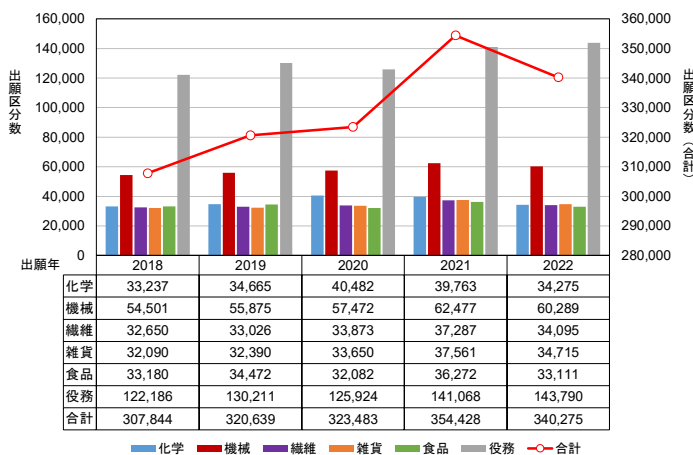
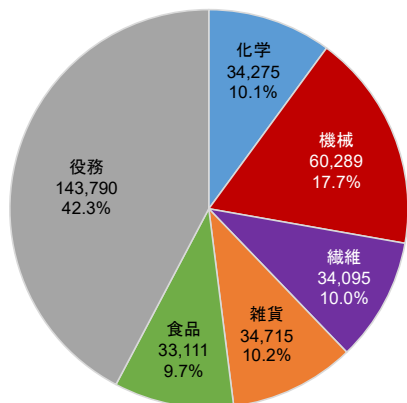


図 2-2-4-2 日本における産業分野別の出願区分数の割合（2022 年）
（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）



2018年から2022年までの日本以外の主要国居住者による日本への出願件数の推移を表2-2-1に示す。日本居住以外の主要国居住者による日本への出願件数の合計は、2018年から2021年まで凡そ増加を続けていたが、2022年は、インド居住者の同数、ベトナム居住者を除きすべての国で減少している。

日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-2に示す。また、2022年の日本居住の出願人による出願件数の上位国（地域）・機関のランキング上位10か国（地域）・機関の出願件数の推移を表2-2-3に示す。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数については、過去5年の合計では、日本居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで米国、韓国と続いている。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数合計は、2018年から2022年まで増減を繰り返している。中国への出願件数は2018年から2022年にかけて常に最多である。米国への出願件数は2018年から2021年まで増減を繰り返しながら推移していたが、2021年、2022年と増加を続けている。欧州ではEUIPOへの出願が多く、EU加盟の主要国への出願は少ない。2020年1月にEUからの離脱を完了した英国への出願件数は顕著な増加を示している。

表2-2-1 主要国居住者による日本への出願件数の推移（2018年～2022年）

	2018	2019	2020	2021	2022	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018
日本居住者	自国出願人						
米国居住者	8,599	8,728	8,504	10,427	9,243	-11.4%	7.5%
英国居住者	1,523	1,616	1,671	1,770	1,651	-6.7%	8.4%
ドイツ居住者	2,276	2,130	2,032	2,197	1,990	-9.4%	-12.6%
フランス居住者	1,634	1,499	1,229	1,490	1,358	-8.9%	-16.9%
イタリア居住者	1,165	1,036	1,008	1,069	950	-11.1%	-18.5%
スペイン居住者	395	402	306	395	337	-14.7%	-14.7%
スイス居住者	1,542	1,442	1,448	1,379	1,321	-4.2%	-14.3%
中国居住者	11,113	11,935	17,875	20,107	14,989	-25.5%	34.9%
韓国居住者	2,466	2,927	2,991	3,683	3,555	-3.5%	44.2%
ブラジル居住者	43	2	56	73	67	-8.2%	55.8%
ロシア居住者	133	138	156	139	88	-36.7%	-33.8%
インド居住者	123	198	118	162	162	0.0%	31.7%
メキシコ居住者	54	82	51	79	30	-62.0%	-44.4%
ベトナム居住者	53	94	65	77	96	24.7%	81.1%
合計	31,119	32,229	37,510	43,047	35,837	-16.7%	15.2%

表2-2-2 日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）

出願先国・機関	国 コード	マドリッド 協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018
日本	JP	○	自国							
米国	US	○	4,084	4,232	3,981	4,018	4,122	20,437	2.6%	0.9%
EUIPO	EM	○	2,745	2,896	2,840	2,780	2,660	13,921	-4.3%	-3.1%
英国	GB	○	661	1,134	1,642	2,488	2,073	7,998	-16.7%	213.6%
ドイツ	DE	○	194	200	181	138	146	859	5.8%	-24.7%
フランス	FR	○	229	212	188	175	172	976	-1.7%	-24.9%
イタリア	IT	○	119	138	105	88	88	538	0.0%	-26.1%
スペイン	ES	○	70	84	75	50	58	337	16.0%	-17.1%
スイス	CH	○	535	520	565	568	535	2,723	-5.8%	0.0%
中国	CN	○	23,518	29,004	26,442	28,113	21,767	128,844	-22.6%	-7.4%
韓国	KR	○	3,884	3,513	2,971	2,804	2,810	15,982	0.2%	-27.7%
ブラジル	* BR	○	1,222	1,150	859	925	1,192	5,348	28.9%	-2.5%
ロシア	RU	○	906	888	888	812	531	4,025	-34.6%	-41.4%
インド	IN	○	1,259	1,111	1,132	1,356	1,051	5,909	-22.5%	-16.5%
メキシコ	* MX	○	862	908	878	842	985	4,475	17.0%	14.3%
ベトナム	VN	○	1,928	1,977	1,557	1,411	1,459	8,332	3.4%	-24.3%
合計			42,216	47,967	44,304	46,568	39,649	220,704	-14.9%	-6.1%

表 2-2-3 日本居住の出願人による 2022 年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移 (2018 年～2022 年) (上位 10 か国・機関)

2021 順位	2022 順位	出願先国(地域)・機関	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018
1	1	中国	23,518	29,004	26,442	28,113	21,767	128,844	-22.6%	-7.4%
2	2	米国	4,084	4,232	3,981	4,018	4,122	20,437	2.6%	0.9%
3	3	台湾	4,801	4,751	4,024	3,453	3,524	20,553	2.1%	-26.6%
4	4	韓国	3,884	3,513	2,971	2,804	2,810	15,982	0.2%	-27.7%
5	5	EUIPO	2,745	2,896	2,840	2,780	2,660	13,921	-4.3%	-3.1%
8	6	タイ	3,834	3,105	2,243	2,102	2,164	13,448	2.9%	-43.6%
7	7	香港	3,076	2,860	2,361	2,363	2,078	12,738	-12.1%	-32.4%
6	8	英国	661	1,134	1,642	2,488	2,073	7,998	-16.7%	213.6%
11	9	インドネシア	1,983	2,344	2,558	1,767	1,816	10,468	2.8%	-8.4%
10	10	シンガポール	2,194	2,097	1,862	1,899	1,809	9,861	-4.7%	-17.5%

2022 年の日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図 2-2-5、図 2-2-6 に示す。日本居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 69.2 % を占めており、国際登録出願は 30.9% に止まっている。これを各国別にみると、ロシア、スイス、英国、インド、EUIPO、EU 加盟の主要国へは 60% 以上、インドは 50% 以上が国際登録出願である。一方、中国への出願は、90% 以上が直接出願を利用している。EU 加盟の主要国への直接出願の利用は非常に少ない。

図 2-2-5 日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022 年)

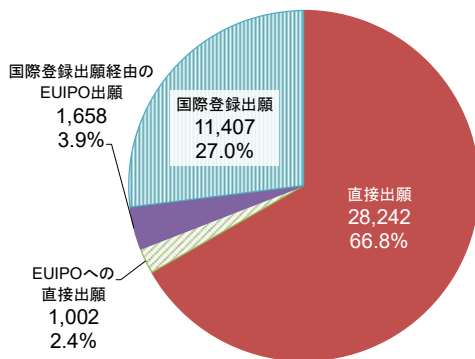
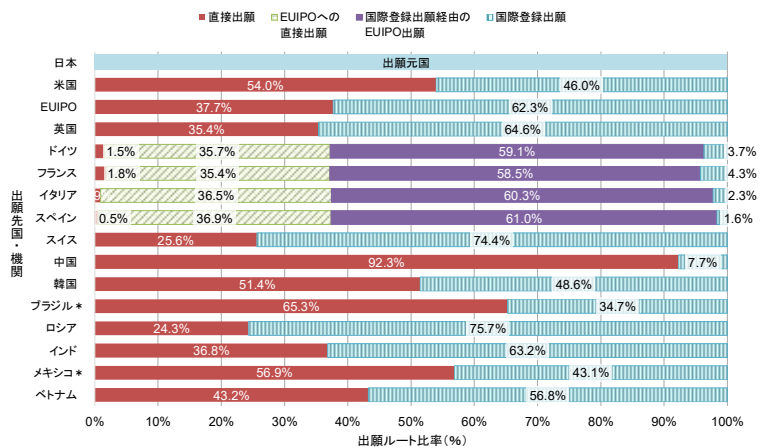


図 2-2-6 日本居住の出願人による他の主各国・機関への商標出願ルートの割合 (2022 年)



2018 年から 2022 年の日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移を表 2-2-4 に示す。

日本における出願件数及び出願区分数と出願人数の関連においては、出願人数は 2021 年まで増加し続け、2021 年には 2018 年の約 1.2 倍となり 85,527 人となったが、2022 年には大幅に減少している。出願件数は、2018 年から 2022 年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022 年には大幅な減少を示している。最近の 5 年間の動向からは、出願人数の動向と出願件数の動向に相関は認められない。出願人一人当たりの平均出願件数は減少を続けており、2022 年には 2.13 件となっている。

出願区分数は、2019 年は増加しているが、2020 年には大幅な減少を示し、2022 年まで減少を続けている。出願区分数の動向と出願人数の動向においても相関は認められない。出願人一人当たりの平均出願区分数は出願区分数の動向と凡そ同様の動向を示しており、2020 年には大幅に減少し、2022 年には、出願人一人当たりの平均出願区分数は 4.32 となっている。

表 2-2-4 日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2018年～2022年）

	2018	2019	2020	2021	2022	増加率 (2022/2021)	増加率 (2022/2018)
出願人数	71,007	73,051	77,456	85,527	78,638	-8.05%	10.75%
出願件数	185,131	190,119	181,769	184,107	167,784	-8.87%	-9.37%
出願区分数	513,510	547,273	422,757	359,554	339,826	-5.49%	-33.82%
出願人一人当たりの平均出願件数	2.61	2.60	2.35	2.15	2.13	-0.88%	-18.16%
出願人一人当たりの平均出願区分数	7.23	7.49	5.46	4.20	4.32	2.79%	-40.24%

2. 米国

2018年から2022年までの米国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-7 に示す。また、2022年の米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-8 に示す。

米国の出願区分数合計は、2018年以降は増加を続けていたが、2022年に減少している。

自国出願区分数、他国出願区分数、他国出願比率は、出願区分数合計と同様に、2018年以降2021年までは増加を続けたが、2022年に減少している。2020年に大幅な上昇がみられるのが特徴的である。

2018年から2022年までの米国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-9、2022年の割合を図 2-2-10 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移と比較を表 2-2-5 に示す。米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願は、過去5年の合計では、米国居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで EUIPO、メキシコと続いている。

図 2-2-7 米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

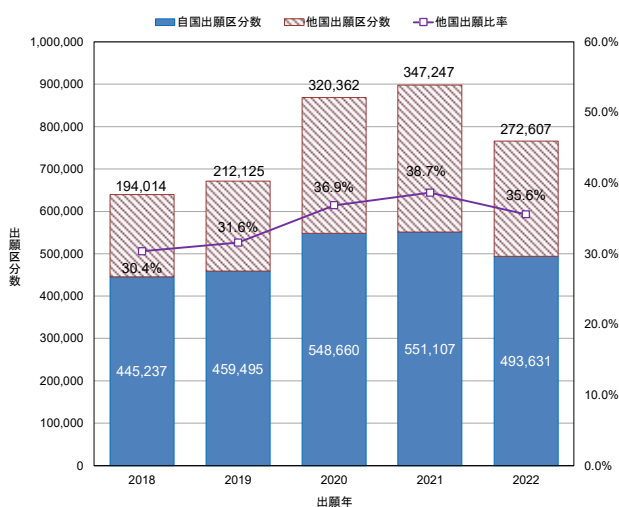


図 2-2-8 米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

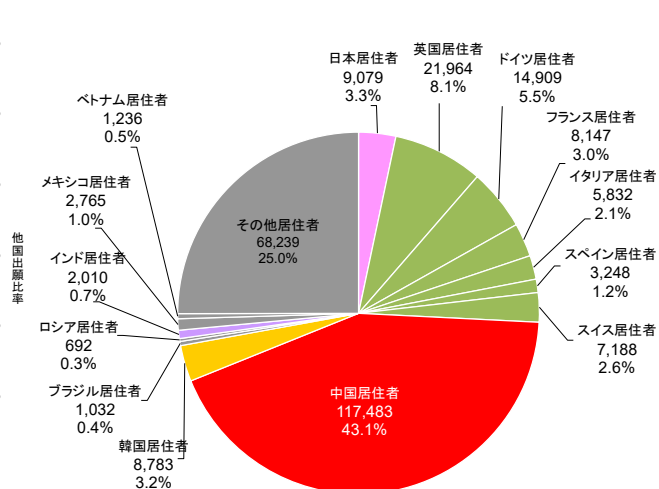


図 2-2-9 米国における産業分野別の出願区分数の推移 (2018年~2022年)

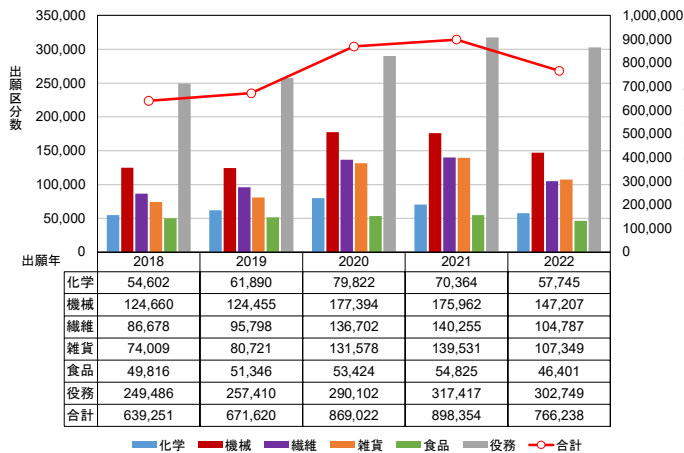


図 2-2-10 米国における産業分野別の出願区分数の割合 (2022年)

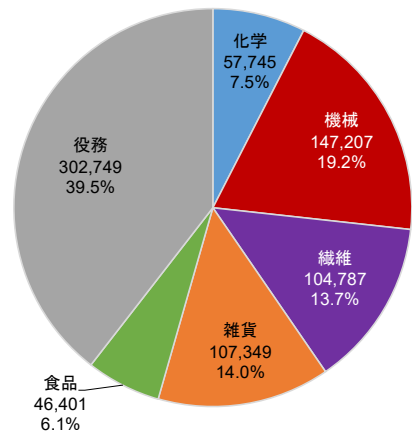


表 2-2-5 米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年~2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	8,599	8,728	8,504	10,427	9,243	45,501	-11.4%	7.5%	
	米国	US	○	自国								
	EUIPO	EM	○	17,319	18,295	17,390	20,589	19,168	92,761	-6.9%	10.7%	
	英国	GB	○	7,008	9,369	11,261	21,285	17,424	66,347	-18.1%	148.6%	
	ドイツ	DE	○	831	926	1,138	1,098	811	4,804	-26.1%	-2.4%	
	フランス	FR	○	825	790	797	907	750	4,069	-17.3%	-9.1%	
	イタリア	IT	○	488	467	510	550	415	2,430	-24.5%	-15.0%	
	スペイン	ES	○	476	435	496	535	553	2,495	3.4%	16.2%	
	スイス	CH	○	2,966	3,372	3,115	3,770	3,480	16,703	-7.7%	17.3%	
	中国	CN	○	48,246	49,715	47,097	61,897	45,222	252,177	-26.9%	-6.3%	
	韓国	KR	○	6,627	6,788	6,270	7,317	7,005	34,007	-4.3%	5.7%	
	ブラジル*	BR	○	8,928	8,316	7,863	9,738	9,347	44,192	-4.0%	4.7%	
	ロシア	RU	○	2,144	3,997	3,767	4,426	2,301	16,635	-48.0%	7.3%	
	インド	IN	○	6,486	6,628	6,451	8,961	7,713	36,239	-13.9%	18.9%	
	メキシコ*	MX	○	14,343	14,619	13,461	16,987	17,262	76,672	1.6%	20.4%	
ベトナム	VN	○	2,113	2,238	2,225	2,474	2,304	11,354	-6.9%	9.0%		
合計			118,800	125,955	121,841	160,534	133,755	660,885	-16.7%	12.6%		

2022年の米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図 2-2-11、図 2-2-12 に示す。米国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 66.6% を占めており、国際登録出願の利用は 33.4% に止まっている。欧州への出願をみると EUIPO への直接出願が 55.6% と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多い。また、スイス (59.0%)、ロシア (55.7%)、日本 (52.0%)、韓国 (47.6%)、英国 (47.0%) への出願においては国際登録出願が比較的多く利用されている。

図 2-2-11 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

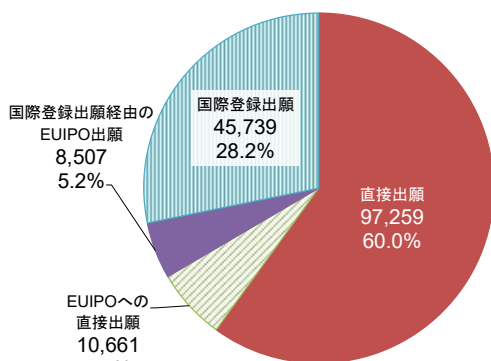
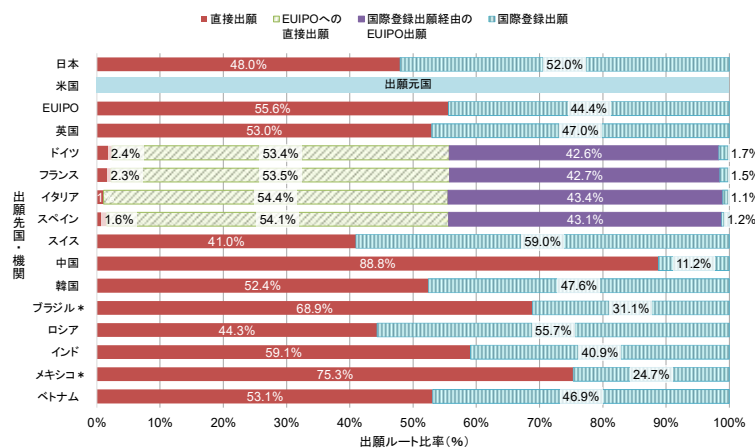


図 2-2-12 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



3. EUIPO

2018年から2022年までのEUIPOにおけるEU加盟国（自国居住者とする）とEU加盟国以外（他国居住者とする）の商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-13に示す。

EUIPOの出願区分数合計は、2018年から2021年まで増加を続けており、2021年には2018年の出願区分数の約1.26倍となったが、2022年は減少している。

出願区分数の内訳を見てみると、EUIPOの自国出願区分数は、2021年まで増加を続けたことにより2018年の約1.2倍に増加したが、2022年は減少している。一方、他国出願区分数および他国出願比率は、2018年から2021年まで増加を続けたが、2022年は共に減少している。

2022年のEUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-14に示す。EUIPOにおける欧州居住者以外からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者、日本居住者の順となっている。

2018年から2022年までのEUIPOにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-15、2022年の割合を図2-2-16に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

欧州居住の出願人による主要国・機関への出願件数の推移と比較を表2-2-6に示す。欧州居住の出願人とは、EU加盟国に居住する出願人及び英国居住者を示す。過去5年の合計では、欧州居住の出願人が最も多く出願しているのはEUIPOであり、次いでフランス、英国と続いている。2022年に前年よりも出願件数が増加した主な国・機関はブラジル、メキシコであり、その他の国・機関はすべて減少している。過去5年間の増加率をみると英国の増加が際立っている。

図2-2-13 EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

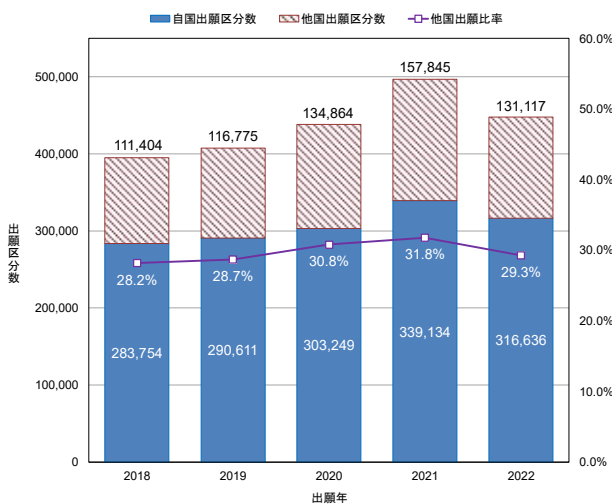


図2-2-14 EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

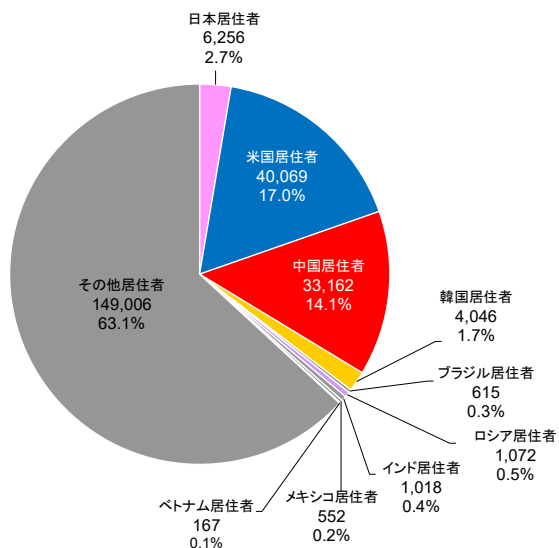


図 2-2-15 EUIPO における産業分野別の出願区分数の推移 (2018 年～2022 年)

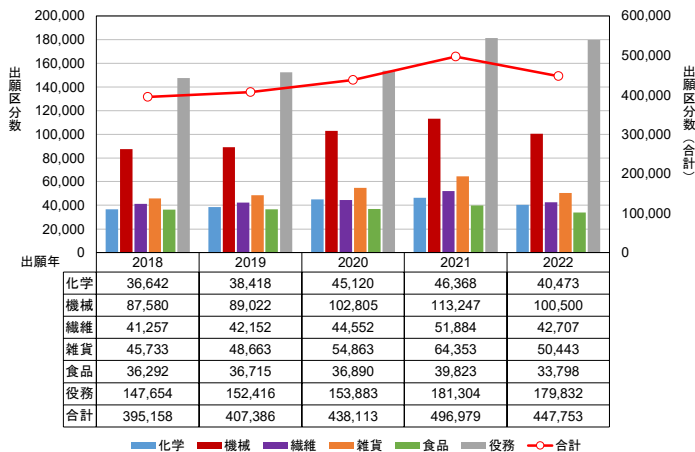


図 2-2-16 EUIPO における産業分野別の出願区分数の割合 (2022 年)

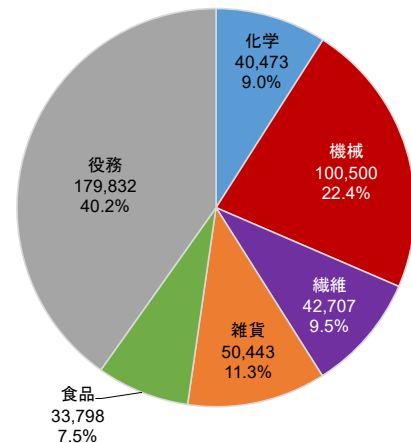


表 2-2-6 欧州居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2018 年～2022 年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定調定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	9,450	8,943	8,658	9,677	8,693	45,421	-10.2%	-8.0%
	米国	US	○	28,359	27,383	27,925	32,222	30,075	145,964	-6.7%	6.1%
	EUIPO	EM	○	100,044	103,040	108,119	119,384	107,547	538,134	-9.9%	7.5%
	英国	GB	○	72,483	77,328	101,427	126,049	100,136	477,423	-20.6%	38.2%
	ドイツ	DE	○	68,532	71,045	81,515	84,606	70,667	376,365	-16.5%	3.1%
	フランス	FR	○	92,944	97,347	104,489	111,342	97,772	503,894	-12.2%	5.2%
	イタリア	IT	○	38,928	39,354	39,682	48,566	38,855	205,385	-20.0%	-0.2%
	スペイン	ES	○	52,438	50,918	51,246	51,625	44,985	251,212	-12.9%	-14.2%
	スイス	CH	○	12,622	12,723	12,664	15,813	14,570	68,392	-7.9%	15.4%
	中国	CN	○	54,580	63,404	57,431	63,924	48,643	287,982	-23.9%	-10.9%
	韓国	KR	○	7,089	6,691	6,286	6,989	6,273	33,328	-10.2%	-11.5%
	ブラジル	* BR	○	10,313	8,577	7,417	8,127	10,149	44,583	24.9%	-1.6%
	ロシア	RU	○	10,493	10,429	10,067	11,028	6,753	48,770	-38.8%	-35.6%
	インド	IN	○	7,297	6,936	6,596	7,842	6,809	35,480	-13.2%	-6.7%
メキシコ	* MX	○	7,799	7,682	6,835	8,059	8,142	38,517	1.0%	4.4%	
ベトナム	VN	○	2,797	2,668	2,651	2,916	2,634	13,666	-9.7%	-5.8%	
合計			566,718	585,525	624,350	698,492	594,010	3,069,095	-15.0%	4.8%	

2022 年の EU 加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-17、図 2-2-18 に示す。ドイツ、フランス、イタリア、スペインへの出願には、自国居住者からの出願件数は含まれていない。

EU 加盟国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 84.6% を占めており、国際登録出願の利用は 15.5% に止まっている。EU 加盟の主要国への出願をみると、フランス以外では、直接出願の利用率は EUIPO への直接出願の利用率よりも少ない。また、スイス (85.0%)、日本 (80.6%)、ロシア (77.1%)、韓国 (76.9%)、インド (72.2%) への出願においては、国際登録出願が多く利用されている。逆に、EUIPO (89.8%)、英国 (86.1%)、中国 (80.0%) への出願では、直接出願が多く利用されている。

図 2-2-17 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート (2022 年)

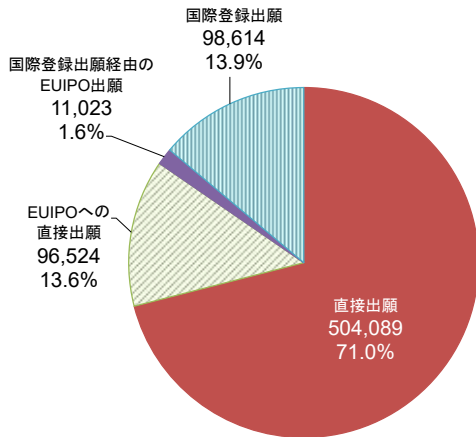
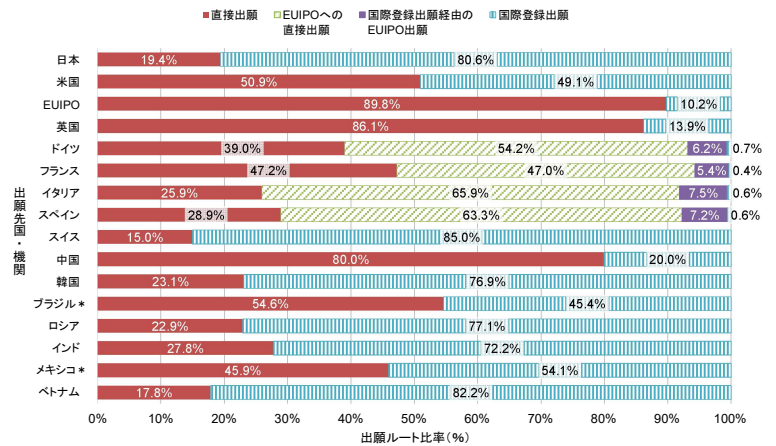


図 2-2-18 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合 (2022 年)



4. 英国

2018 年から 2022 年までの英国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図 2-2-19 に示す。英国の出願区分数合計は、2018 年から 2021 年にかけて著しい増加を続けており、特に 2021 年に大幅な増加が見られたが、2022 年は大幅に減少している。

2022 年の英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図 2-2-20 に示す。英国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2018 年から 2022 年までの英国における産業分野別の出願区分数推移を図 2-2-21、2022 年の割合を図 2-2-22 に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-7 に示す。過去 5 年の合計では、英国居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで EUIPO、米国と続いている。

図 2-2-19 英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2018 年～2022 年)

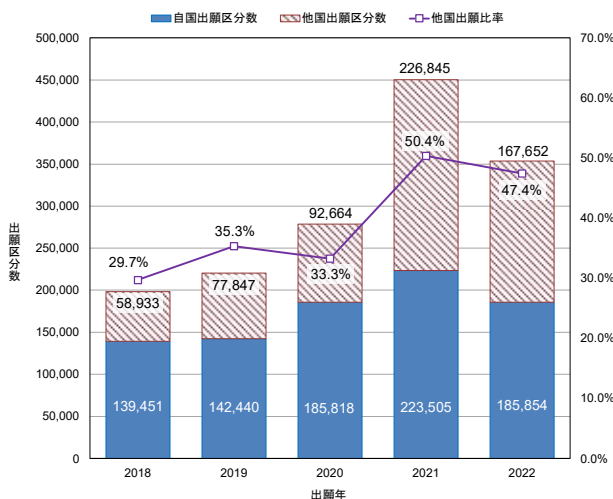


図 2-2-20 英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2022 年)

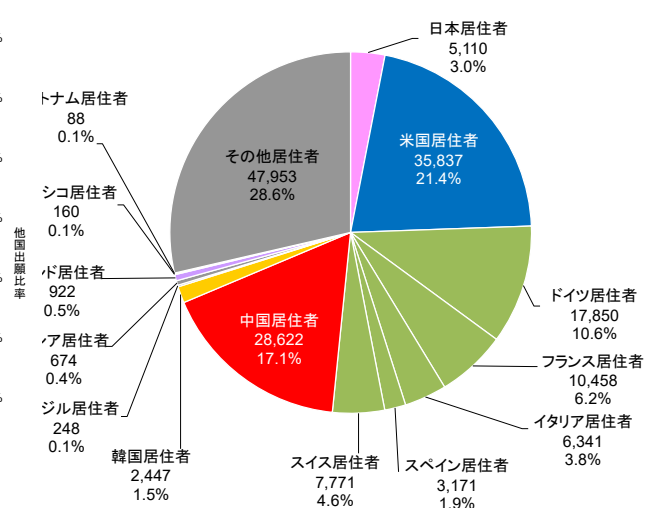


図 2-2-21 英国における産業分野別の出願区分数の推移 (2018年~2022年)

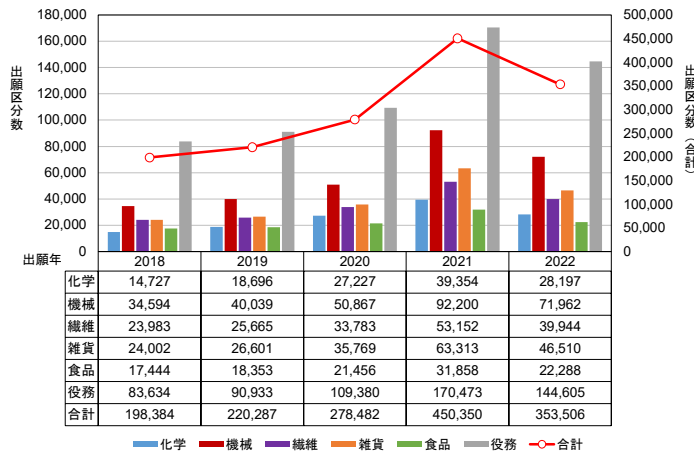


図 2-2-22 英国における産業分野別の出願区分数の割合 (2022年)

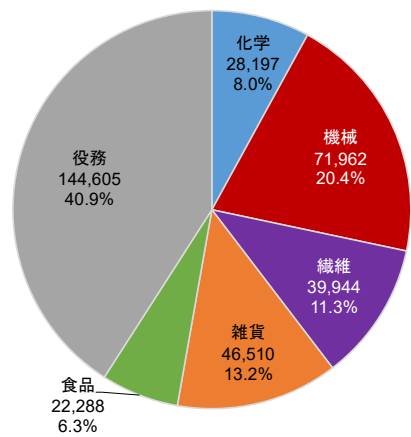


表 2-2-7 英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年~2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定締結書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018			
主要国・機関	日本	JP	○	1,523	1,616	1,671	1,770	1,651	8,231	-6.7%	8.4%		
	米国	US	○	7,561	7,466	8,290	9,639	8,923	41,879	-7.4%	18.0%		
	EUIPO	EM	○	11,481	11,238	11,770	9,443	8,846	52,778	-6.3%	-23.0%		
	英国	GB	○	自国									
	ドイツ	DE	○	549	499	462	449	368	2,327	-18.0%	-33.0%		
	フランス	FR	○	347	368	430	353	264	1,762	-25.2%	-23.9%		
	イタリア	IT	○	184	261	298	245	196	1,184	-20.0%	6.5%		
	スペイン	ES	○	216	275	301	230	184	1,206	-20.0%	-14.8%		
	スイス	CH	○	803	1,083	1,174	1,313	1,146	5,519	-12.7%	42.7%		
	中国	CN	○	15,270	21,950	20,250	21,565	13,917	92,952	-35.5%	-8.9%		
	韓国	KR	○	1,194	1,198	1,151	1,195	1,178	5,916	-1.4%	-1.3%		
	ブラジル	* BR	○	1,304	1,052	1,193	1,270	2,007	6,826	58.0%	53.9%		
	ロシア	RU	○	769	1,144	1,054	1,222	664	4,853	-45.7%	-13.7%		
	インド	IN	○	1,532	1,484	1,553	1,814	1,639	8,022	-9.6%	7.0%		
	メキシコ	* MX	○	1,117	1,185	1,146	1,310	1,271	6,029	-3.0%	13.8%		
ベトナム	VN	○	400	458	479	544	451	2,332	-17.1%	12.8%			
合計			44,250	51,277	51,222	52,362	42,705	241,816	-18.4%	-3.5%			

2022年の英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-23、図 2-2-24 に示す。英国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 68.8%を占めており、国際登録出願は 31.2%程度に止まっている。これを各国別に見ると、中国は 90%近く、米国、EUIPO、ブラジルへは 70%近くが直接出願を利用している。一方、スイス、ベトナム、日本、ロシアへは、国際登録出願の割合が 60%以上と他の主要国よりも比較的高くなっている。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願の割合が多く、各国とも 70%近くを占めている。

図 2-2-23 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

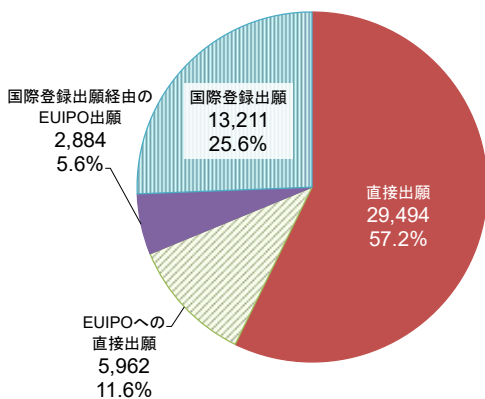
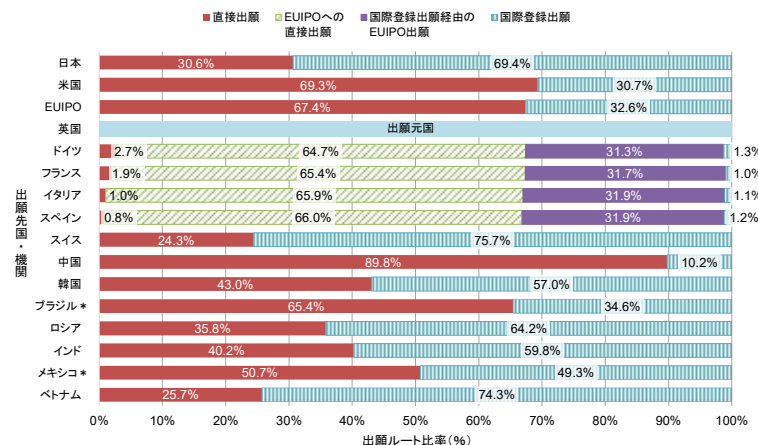


図 2-2-24 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



5. ドイツ

2018年から2022年までのドイツにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-25に示す。出願区分数合計は2021年まで増加を続けたが、2022年は減少をしている。自国出願区分数も出願区分数合計と同様の動向を示している。一方、他国出願区分数は2018年から2020年まで増加を続けたが、2021年、2022年と減少を続けている。

2022年のドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-26に示す。ドイツにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。

2018年から2022年までのドイツにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-27、2022年の割合を図2-2-28に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-8に示す。過去5年の合計では、ドイツ居住の出願人が最も多く出願しているのはEUIPOであり、次いで中国、スイスと続いている。

図2-2-25 ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

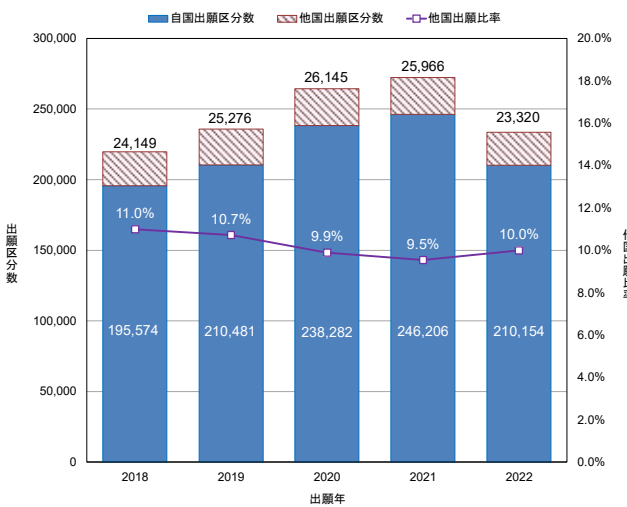


図2-2-26 ドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

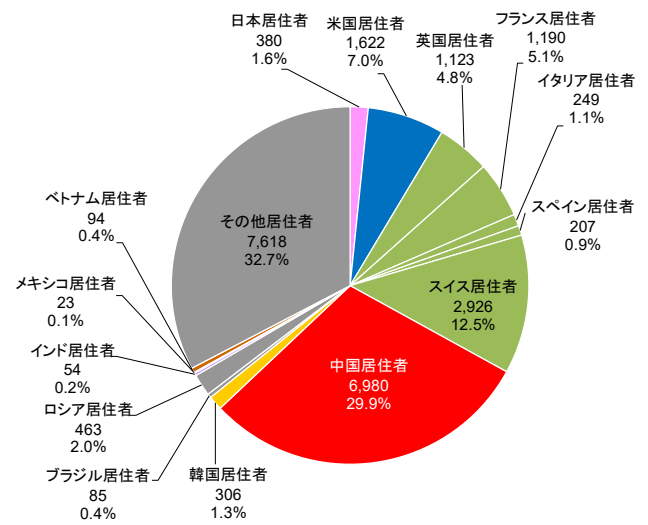


図2-2-27 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

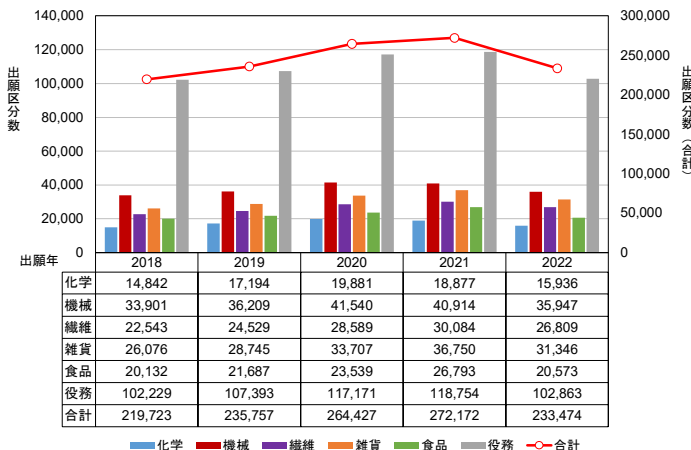


図2-2-28 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

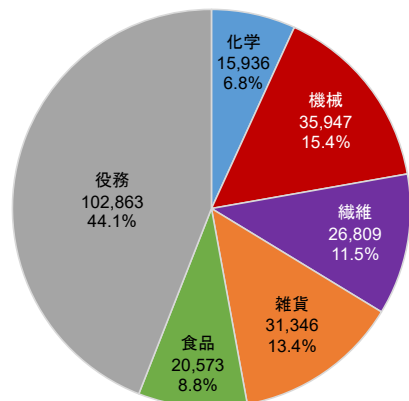


表 2-2-8 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	2,276	2,130	2,032	2,197	1,990	10,625	-9.4%	-12.6%
	米国	US	○	5,105	4,963	4,843	5,527	5,006	25,444	-9.4%	-1.9%
	EUIPO	EM	○	21,765	22,548	24,735	27,744	23,197	119,989	-16.4%	6.6%
	英国	GB	○	1,636	2,840	2,755	7,845	4,993	20,069	-36.4%	205.2%
	ドイツ	DE	○	自国							
	フランス	FR	○	427	337	339	335	318	1,756	-5.1%	-25.5%
	イタリア	IT	○	365	310	291	314	267	1,547	-15.0%	-26.8%
	スペイン	ES	○	277	260	214	277	204	1,232	-26.4%	-26.4%
	スイス	CH	○	5,139	5,174	5,392	6,501	5,771	27,977	-11.2%	12.3%
	中国	CN	○	10,938	11,750	10,076	10,801	10,062	53,627	-6.8%	-8.0%
	韓国	KR	○	1,828	1,626	1,525	1,610	1,374	7,963	-14.7%	-24.8%
	ブラジル*	BR	○	2,906	2,009	1,617	1,800	1,821	10,153	1.2%	-37.3%
	ロシア	RU	○	2,576	2,385	2,253	2,420	1,635	11,269	-32.4%	-36.5%
	インド	IN	○	1,910	1,731	1,590	1,734	1,483	8,448	-14.5%	-22.4%
	メキシコ*	MX	○	1,620	1,416	1,434	1,490	1,511	7,471	1.4%	-6.7%
ベトナム	VN	○	590	573	528	625	534	2,850	-14.6%	-9.5%	
合計			59,358	60,052	59,624	71,220	60,166	310,420	-15.5%	1.4%	

2022年のドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-29、図 2-2-30 に示す。ドイツ居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 65.9%、国際登録出願は 34.1%利用されており、ドイツは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、ベトナム、韓国、スイス、日本、英国、インド、ロシアへの出願は国際登録出願の利用が 80%を超えている。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願が 90%近くとなっている。EUIPO に対しては国際登録出願の利用が比較的少ない。

図 2-2-29 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

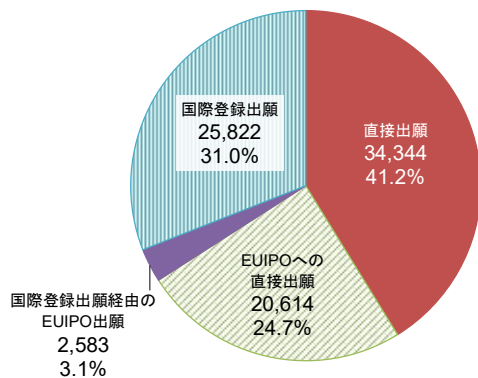
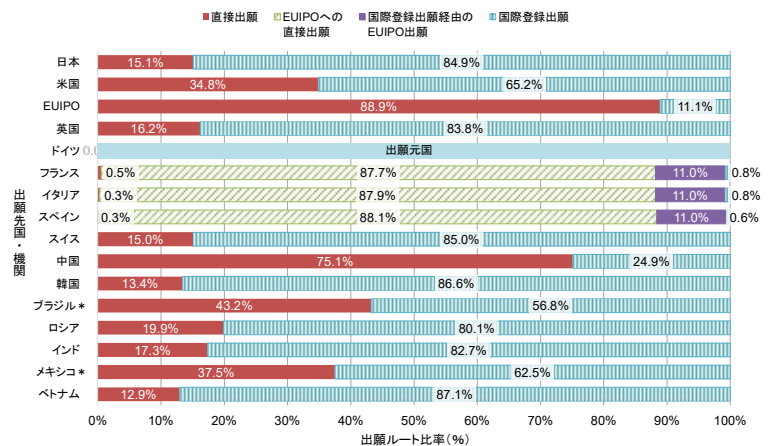


図 2-2-30 ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



6. フランス

2018年から2022年までのフランスにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-31に示す。フランスの出願区分数合計は、2021年まで増減を繰り返しながら、緩やかな増加傾向を示していたが、2022年には大幅減少に転じている。自国出願区分数も出願区分数合計と同様の動向を示している。一方、他国出願区分数については、2020年に大幅減少後、2021年には多少増加したものの、2022年には再び大幅減少している。

2022年のフランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-32に示す。フランスにおける他国居住者からの出願区分数は、スイス居住者、中国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのフランスにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-33、2022年の割合を図2-2-34に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで繊維分野となっている。

フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-9に示す。過去5年の合計では、フランス居住の出願人が最も多く出願しているのはEUIPOであり、次いで中国、米国と続いている。

図2-2-31 フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

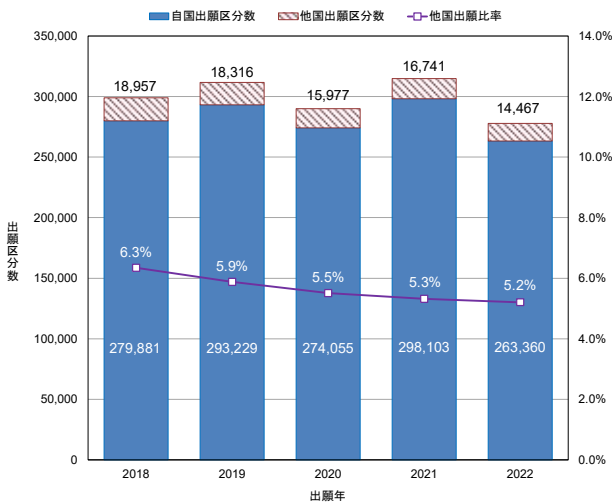


図2-2-32 フランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

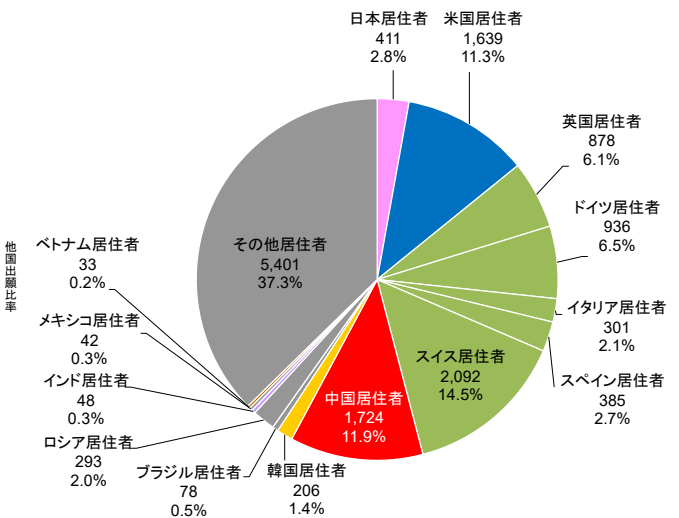


図2-2-33 フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

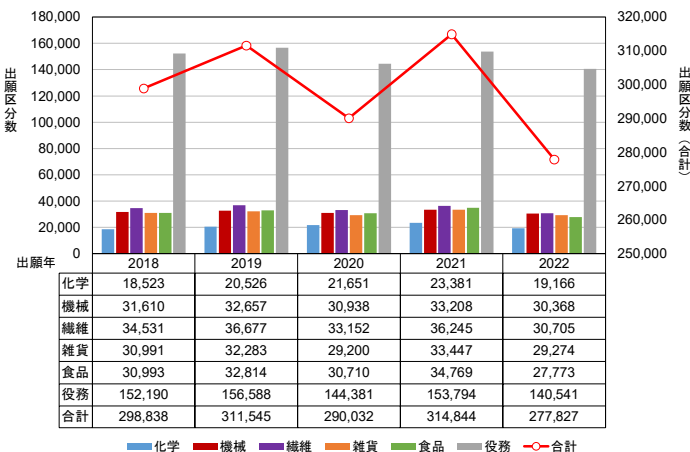


図2-2-34 フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

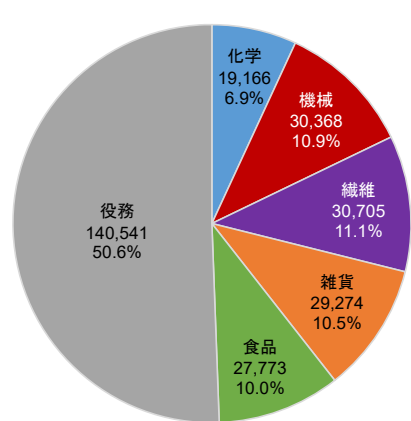


表 2-2-9 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	1,634	1,499	1,229	1,490	1,358	7,210	-8.9%	-16.9%	
	米国	US	○	3,356	3,125	2,756	3,221	3,102	15,560	-3.7%	-7.6%	
	EUIPO	EM	○	8,851	8,746	8,089	9,665	8,865	44,216	-8.3%	0.2%	
	英国	GB	○	1,065	1,899	1,636	4,423	3,281	12,304	-25.8%	208.1%	
	ドイツ	DE	○	459	469	373	424	342	2,067	-19.3%	-25.5%	
	フランス	FR	○	自国								
	イタリア	IT	○	459	462	357	436	314	2,028	-28.0%	-31.6%	
	スペイン	ES	○	466	541	393	499	376	2,275	-24.6%	-19.3%	
	スイス	CH	○	2,096	2,004	1,703	2,399	2,161	10,363	-9.9%	3.1%	
	中国	CN	○	7,967	8,336	6,642	8,178	6,639	37,762	-18.8%	-16.7%	
	韓国	KR	○	1,270	1,115	899	1,159	1,054	5,497	-9.1%	-17.0%	
	ブラジル*	BR	○	2,003	1,581	988	1,133	1,237	6,942	9.2%	-38.2%	
	ロシア	RU	○	1,572	1,457	1,126	1,452	937	6,544	-35.5%	-40.4%	
	インド	IN	○	962	811	650	764	729	3,916	-4.6%	-24.2%	
メキシコ*	MX	○	1,074	1,055	689	945	1,002	4,765	6.0%	-6.7%		
ベトナム	VN	○	607	429	369	449	395	2,249	-12.0%	-34.9%		
合計			33,841	33,529	27,899	36,637	31,792	163,698	-13.2%	-6.1%		

2022年のフランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-35、図 2-2-36 に示す。フランス居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 58.5%、国際登録出願は 41.5%の割合で利用されており、フランスは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、ロシア、インド、ベトナムは 80%以上、英国、韓国は 70%以上が国際登録出願の利用となっている。EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、直接出願の割合が高く、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-35 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

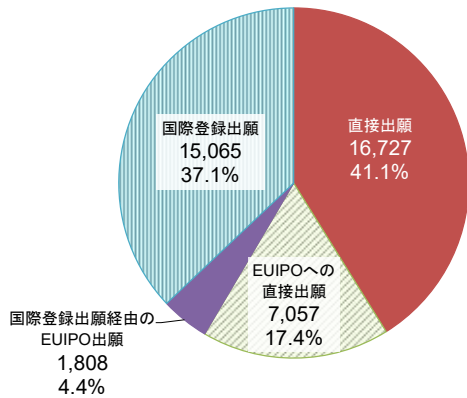
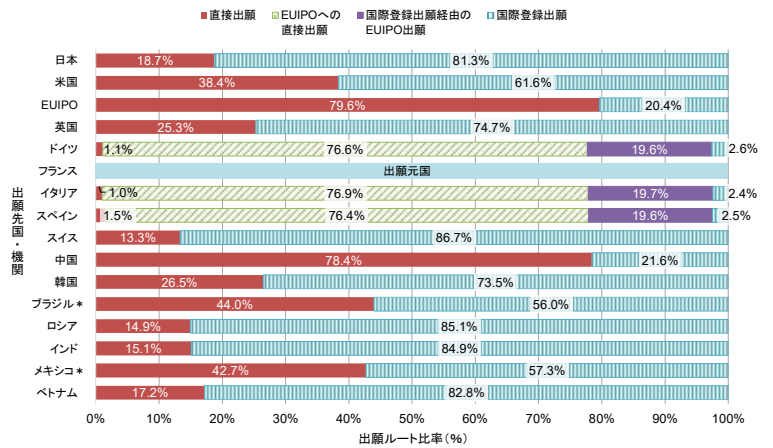


図 2-2-36 フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



7. イタリア

2018年から2022年までのイタリアにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-37に示す。自国出願区分数は、2020年まで緩やかに増加した後、2021年に大幅増加となったが、2022年には大幅減少し、2020年以前と同程度まで戻っている。他国出願区分数は2021年に多少の増加が見られるものの、減少傾向を示している。

2022年のイタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-38に示す。イタリアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。

2018年から2022年までのイタリアにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-39、2022年の割合を図2-2-40に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。

イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-10に示す。過去5年の合計では、イタリア居住の出願人が最も多く出願しているのはEUIPOであり、次いで中国、米国と続いている。

図2-2-37 イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

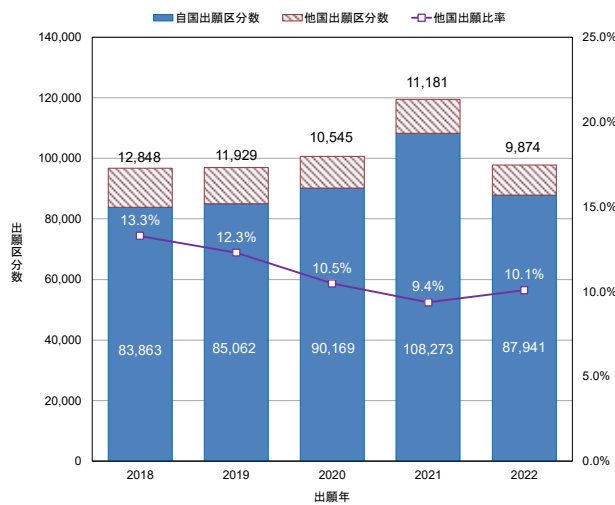


図2-2-38 イタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

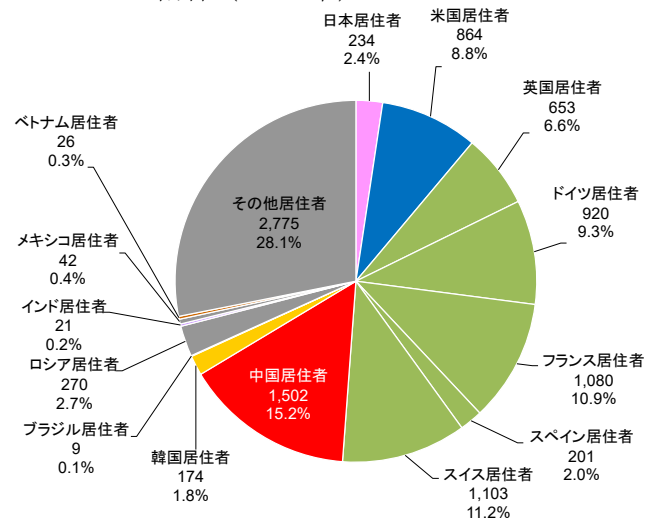


図2-2-39 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

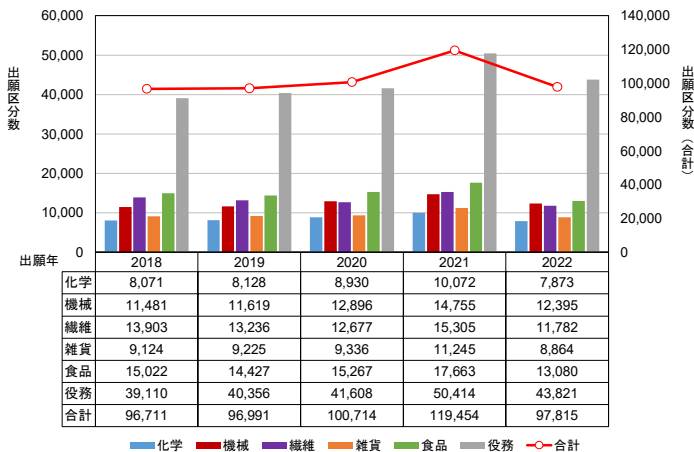


図2-2-40 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

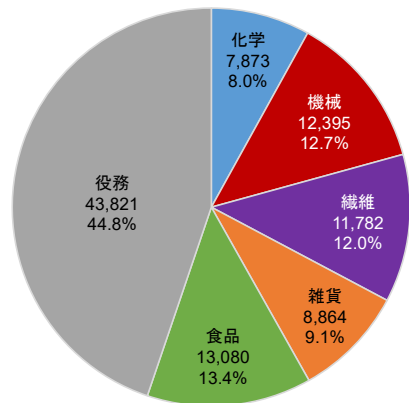


表 2-2-10 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	1,165	1,036	1,008	1,069	950	5,228	-11.1%	-18.5%
	米国	US	○	2,760	2,445	2,424	2,677	2,508	12,814	-6.3%	-9.1%
	EUIPO	EM	○	12,930	12,781	14,018	14,926	13,721	68,376	-8.1%	6.1%
	英国	GB	○	421	646	903	3,572	2,240	7,782	-37.3%	432.1%
	ドイツ	DE	○	147	138	158	153	124	720	-19.0%	-15.6%
	フランス	FR	○	193	171	170	164	131	829	-20.1%	-32.1%
	イタリア	IT	○	自国							
	スペイン	ES	○	129	132	92	159	128	640	-19.5%	-0.8%
	スイス	CH	○	1,198	1,033	996	1,201	1,119	5,547	-6.8%	-6.6%
	中国	CN	○	5,696	5,625	5,455	6,006	4,713	27,495	-21.5%	-17.3%
	韓国	KR	○	853	749	782	810	743	3,937	-8.3%	-12.9%
	ブラジル*	BR	○	972	889	825	985	1,235	4,906	25.4%	27.1%
	ロシア	RU	○	1,535	1,226	1,357	1,367	1,000	6,485	-26.8%	-34.9%
	インド	IN	○	748	616	605	729	685	3,383	-6.0%	-8.4%
	メキシコ*	MX	○	640	544	591	611	638	3,024	4.4%	-0.3%
ベトナム	VN	○	319	261	283	309	276	1,448	-10.7%	-13.5%	
合計			29,706	28,292	29,667	34,738	30,211	152,614	-13.0%	1.7%	

2022年のイタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-41、図 2-2-42 に示す。イタリア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 73.7%を占めており、国際登録出願は 26.3%となっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシア、インド、ベトナムで国際登録出願を多く利用しており、80%以上の比率となっている。EU加盟の主要国に対しては、EUIPO への直接出願が 90%以上と多く、各国への直接出願はほとんど利用されていない。また、EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-41 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

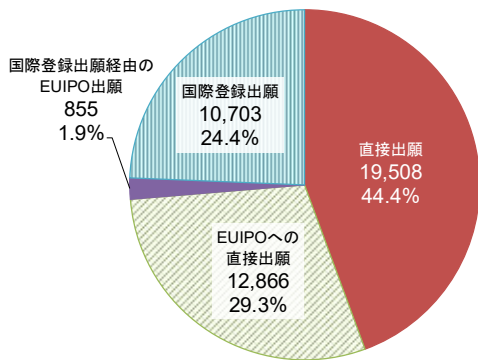
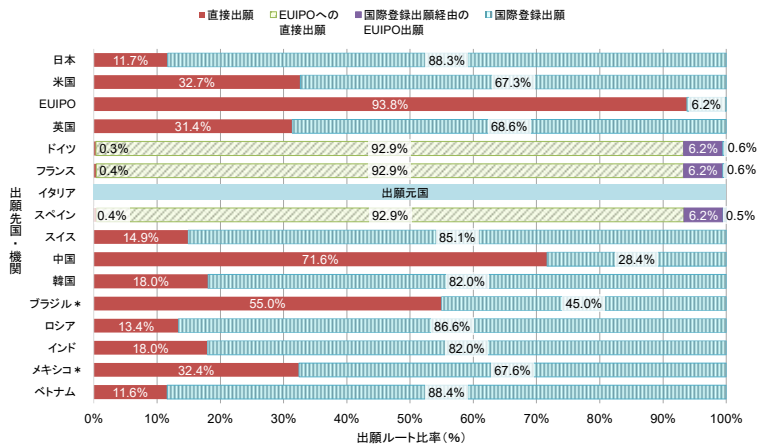


図 2-2-42 イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



8. スペイン

2018年から2022年までのスペインにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-43に示す。自国出願区分数は、多少の増減はあるものの、明らかな減少傾向を示している。他国出願区分数は、2020年に比較的大きな減少が見られ、2021年には多少の増加に転じたものの、2022年に再び減少している。

2022年のスペインにおけるスペイン居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-44に示す。スペインにおける他国居住者からの出願区分数は、フランス居住者、米国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのスペインにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-45、2022年の割合を図2-2-46に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。

スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-11に示す。過去5年の合計では、スペイン居住の出願人が最も多く出願しているのはEUIPOであり、次いで中国、米国と続いている。

図2-2-43 スペインにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

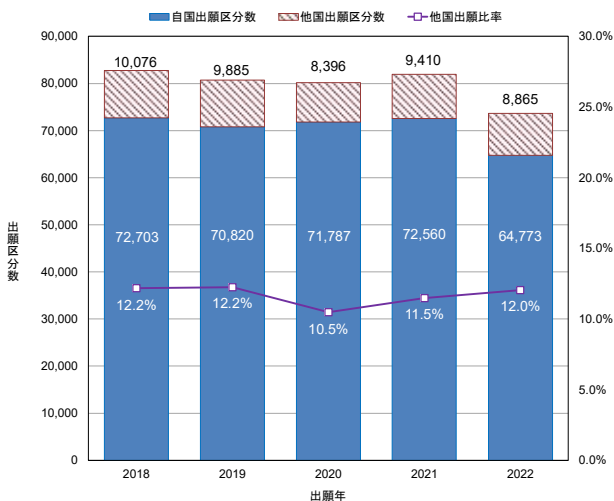


図2-2-44 スペインにおけるスペイン居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

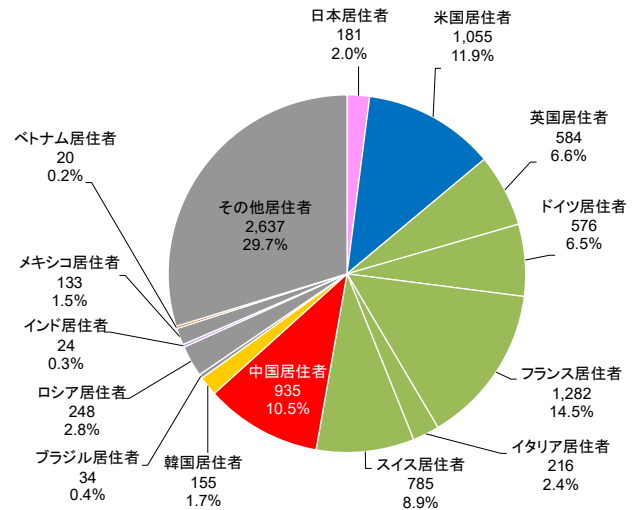


図2-2-45 スペインにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

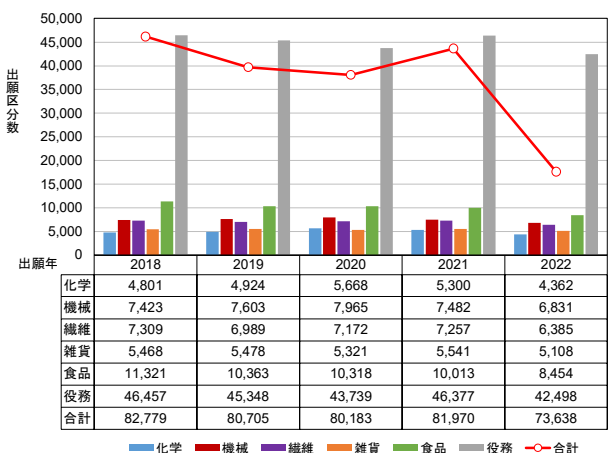


図2-2-46 スペインにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

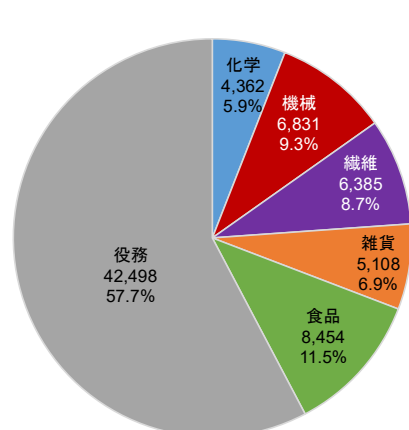


表 2-2-11 スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	395	402	306	395	337	1,835	-14.7%	-14.7%	
	米国	US	○	1,579	1,575	1,523	1,695	1,697	8,069	0.1%	7.5%	
	EUIPO	EM	○	10,408	10,675	10,340	11,216	10,913	53,552	-2.7%	4.9%	
	英国	GB	○	235	329	400	2,061	1,296	4,321	-37.1%	451.5%	
	ドイツ	DE	○	156	126	94	87	85	548	-2.3%	-45.5%	
	フランス	FR	○	157	150	157	162	164	790	1.2%	4.5%	
	イタリア	IT	○	86	94	90	129	111	510	-14.0%	29.1%	
	スペイン	ES	○	自国								
	スイス	CH	○	302	314	252	313	342	1,523	9.3%	13.2%	
	中国	CN	○	2,155	2,365	1,984	2,415	1,925	10,844	-20.3%	-10.7%	
	韓国	KR	○	287	294	273	320	254	1,428	-20.6%	-11.5%	
	ブラジル*	BR	○	684	663	655	732	310	3,044	-57.7%	-54.7%	
	ロシア	RU	○	399	552	486	512	327	2,276	-36.1%	-18.0%	
	インド	IN	○	312	295	290	331	254	1,482	-23.3%	-18.6%	
	メキシコ*	MX	○	1,360	1,402	1,114	1,338	1,514	6,728	13.2%	11.3%	
ベトナム	VN	○	113	134	111	139	98	595	-29.5%	-13.3%		
合計			18,628	19,370	18,075	21,845	19,627	97,545	-10.2%	5.4%		

2022年のスペイン居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-47、図 2-2-48 に示す。スペイン居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 85.2%を占めており、国際登録出願は 14.8%程度に止まっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、ブラジル、ベトナムへは国際登録出願の利用が多く、ブラジルへは 100%、その他は 80%以上の利用率となっている。一方で、中国、メキシコへの国際登録出願の利用は 40%以下である。EU加盟の主要国については、EUIPO への直接出願が 95%以上と多くなっている。

図 2-2-47 スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

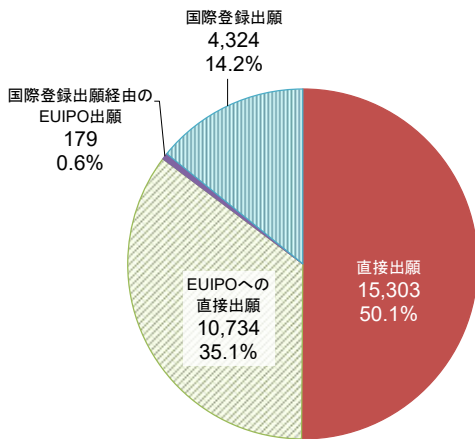
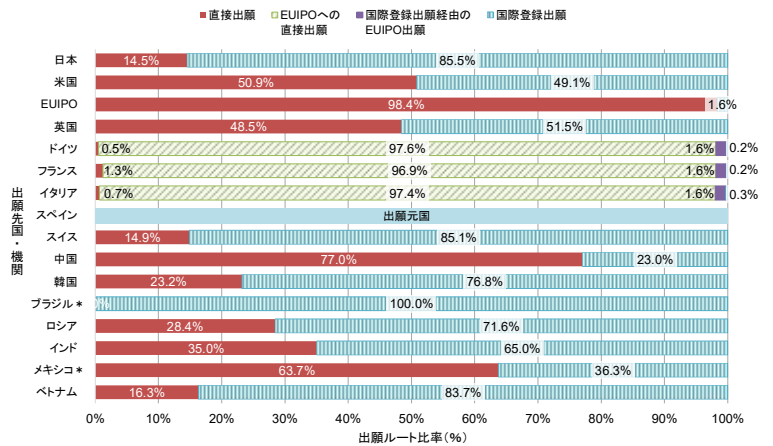


図 2-2-48 スペイン居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



9. スイス

2018年から2022年までのスイスにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-49に示す。スイスは他国出願区分数が自国出願区分数より多いという特徴がある。自国出願区分数は2019年に減少を示した後、2020年、2021年と増加を続けたが2022年は減少に転じている。他国出願区分数は2021年まで増加を続け、特に2021年には大幅増加をした後、2022年には減少に転じたものの、過去5年間では大幅に増加している。

2022年のスイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-50に示す。スイスにおける他国居住者からの出願区分数は、ドイツ居住者、米国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのスイスにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-51、2022年の割合を図2-2-52に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-12に示す。過去5年の合計では、スイス居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いでEUIPO、米国と続いている。

図2-2-49 スイスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

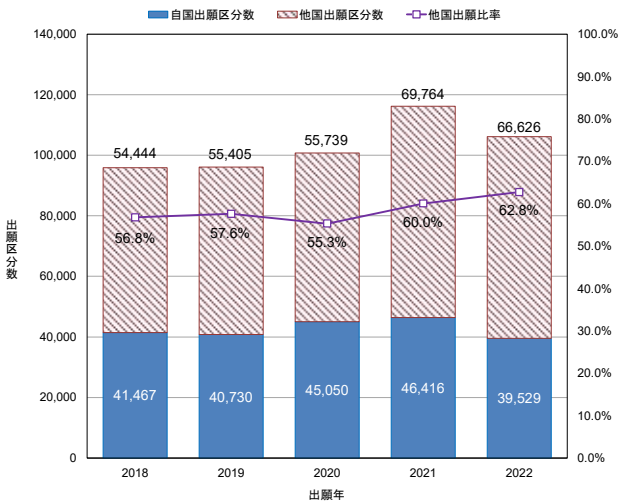


図2-2-50 スイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

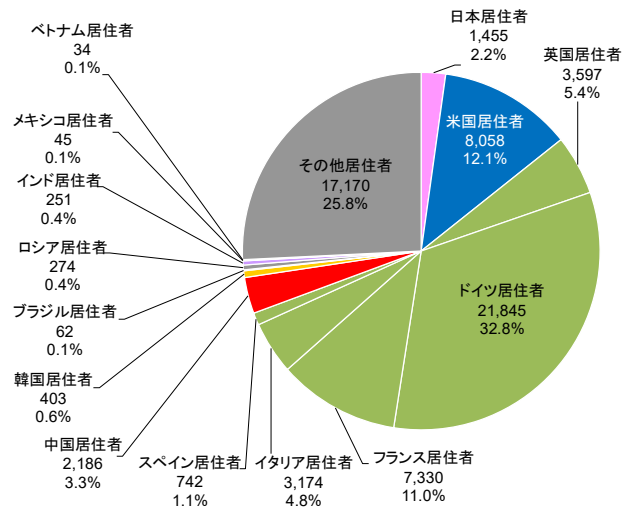


図2-2-51 スイスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

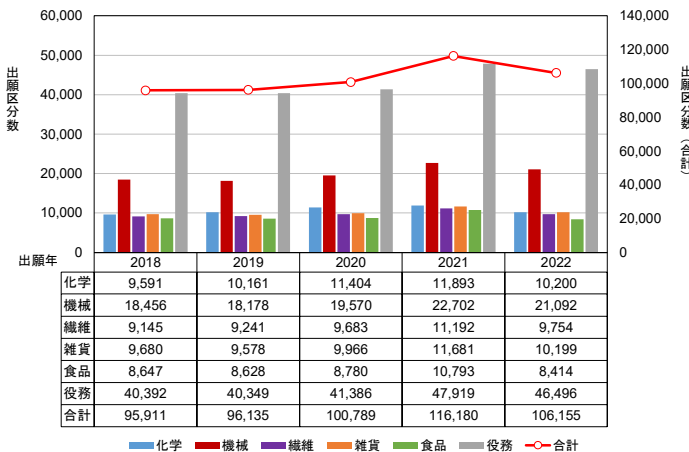


図2-2-52 スイスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

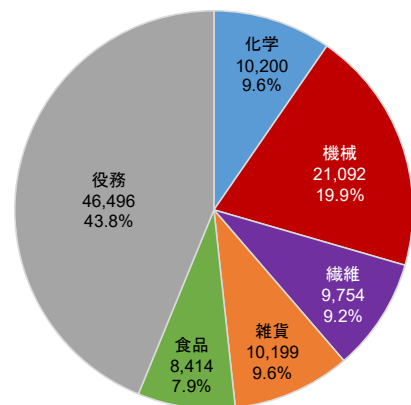


表 2-2-12 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	1,542	1,442	1,448	1,379	1,321	7,132	-4.2%	-14.3%
	米国	US	○	2,701	2,824	2,619	2,720	2,700	13,564	-0.7%	0.0%
	EUIPO	EM	○	4,330	4,412	4,366	4,551	4,378	22,037	-3.8%	1.1%
	英国	GB	○	924	1,553	1,807	3,150	2,603	10,037	-17.4%	181.7%
	ドイツ	DE	○	911	935	1,003	1,089	817	4,755	-25.0%	-10.3%
	フランス	FR	○	679	672	602	763	636	3,352	-16.6%	-6.3%
	イタリア	IT	○	370	408	343	467	363	1,951	-22.3%	-1.9%
	スペイン	ES	○	237	232	209	278	197	1,153	-29.1%	-16.9%
	スイス	CH	○	自国							
	中国	CN	○	5,316	5,351	5,059	5,704	4,951	26,381	-13.2%	-6.9%
	韓国	KR	○	1,059	994	907	993	833	4,786	-16.1%	-21.3%
	ブラジル*	BR	○	1,232	1,583	1,240	1,261	1,409	6,725	11.7%	14.4%
	ロシア	RU	○	960	1,502	1,423	1,449	890	6,224	-38.6%	-7.3%
	インド	IN	○	906	1,047	934	1,261	875	5,023	-30.6%	-3.4%
	メキシコ*	MX	○	1,140	1,145	984	1,413	1,444	6,126	2.2%	26.7%
ベトナム	VN	○	408	426	400	445	342	2,021	-23.1%	-16.2%	
合計			22,715	24,526	23,344	26,923	23,759	121,267	-11.8%	4.6%	

2022年のスイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-53、図 2-2-54 に示す。スイス居住者の他国・機関への出願ルートをみると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 45.8%の割合に対して、国際登録出願は 54.1%の割合を占めており、国際登録出願が多く利用されている国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、英国、韓国、ロシア、インド、ベトナムへは国際登録出願の利用が多く見られ、その他の調査対象国についてもほぼ 40%から 60%程度が国際登録出願を利用しているが、中国への国際登録出願の利用は 25%程度となっている。

図 2-2-53 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

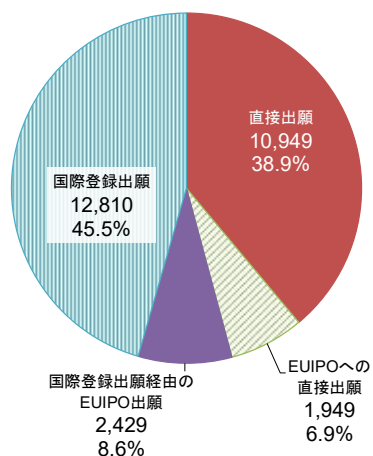
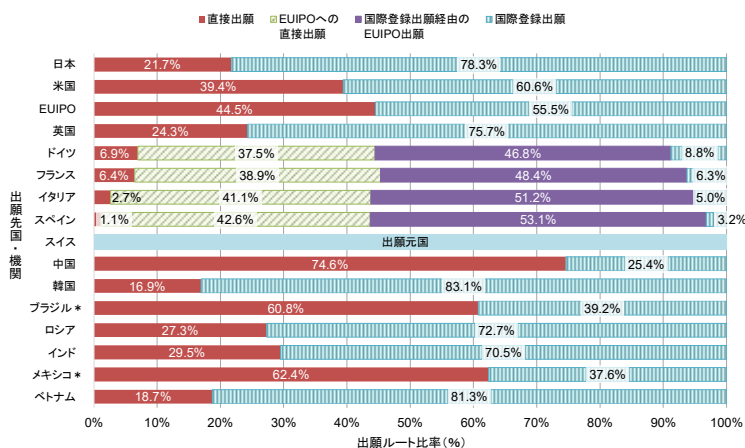


図 2-2-54 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



10. 中国

2018年から2022年までの中国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-55に示す。中国の自国出願区分数合計は、2018年から2021年まで増加を続け、2021年も2020年と同程度の出願区分数となっているが、2022年には大幅な減少を示している。他国出願区分数は2020年にかけて緩やかな減少傾向を示した後、2021年には増加が見られたものの、2022年には大幅減少となっている。

2022年の中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-56に示す。中国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、日本居住者の順となっている。

2018年から2022年までの中国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-57、2022年の割合を図2-2-58に示す。産業分野別の出願区分数では、最も出願区分数の多い分野は役務分野となっており、次いで食品分野となっている。

中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-13に示す。過去5年の合計では、中国居住の出願人が最も多く出願しているのは米国であり、次いでEUIPO、英国と続いている。

図2-2-55 中国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

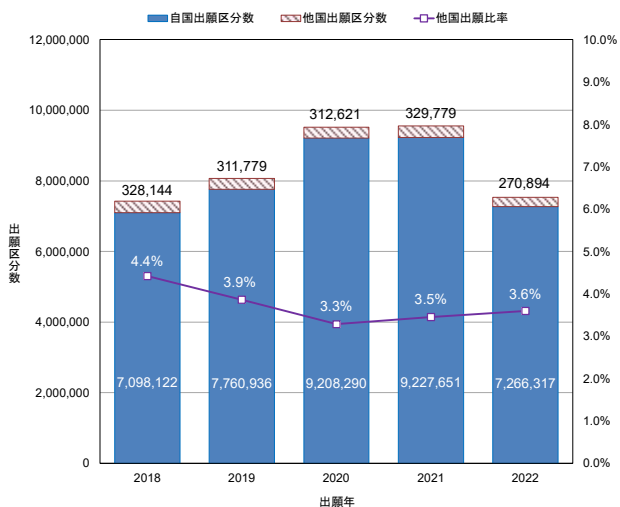


図2-2-56 中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

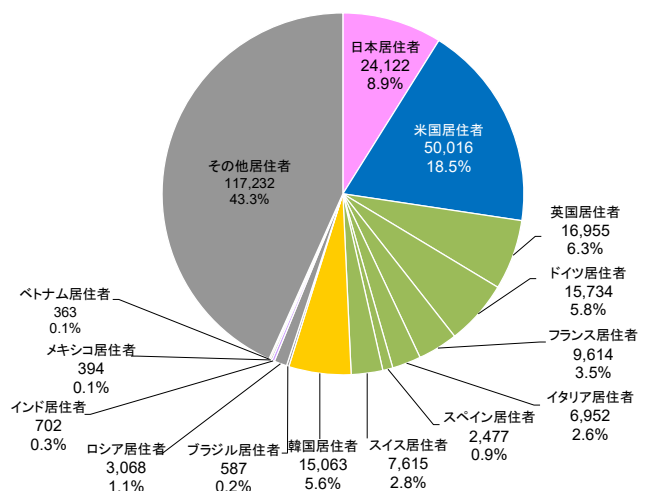


図2-2-57 中国における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

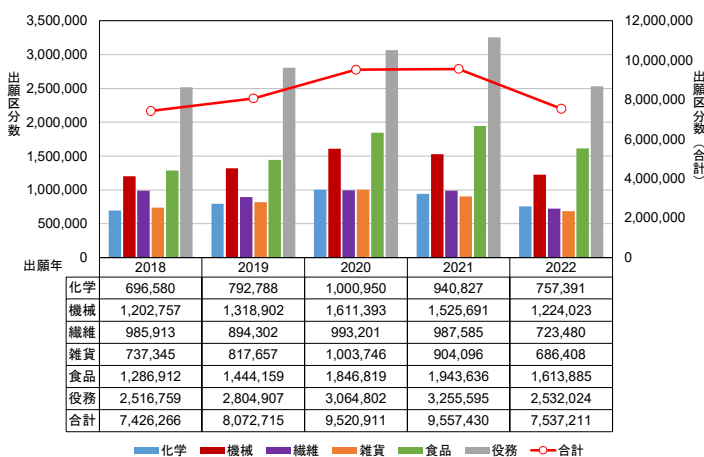


図2-2-58 中国における産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

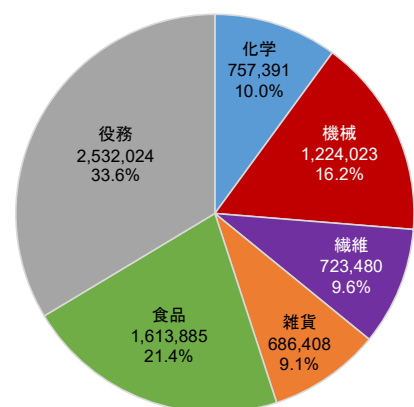


表 2-2-13 中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	11,113	11,935	17,875	20,107	14,989	76,019	-25.5%	34.9%	
	米国	US	○	52,647	69,582	174,498	180,265	114,114	591,106	-36.7%	116.8%	
	EUIPO	EM	○	13,845	14,718	28,632	34,290	21,719	113,204	-36.7%	56.9%	
	英国	GB	○	7,672	9,241	13,376	30,381	21,750	82,420	-28.4%	183.5%	
	ドイツ	DE	○	2,997	3,323	3,556	3,312	2,965	16,153	-10.5%	-1.1%	
	フランス	FR	○	2,046	1,905	1,800	1,456	1,109	8,316	-23.8%	-45.8%	
	イタリア	IT	○	1,586	1,422	1,475	1,276	1,020	6,779	-20.1%	-35.7%	
	スペイン	ES	○	1,188	971	997	763	598	4,517	-21.6%	-49.7%	
	スイス	CH	○	1,345	1,443	1,437	1,475	1,131	6,831	-23.3%	-15.9%	
	中国	CN	○	自国								
	韓国	KR	○	6,739	6,996	7,005	7,783	7,169	35,692	-7.9%	6.4%	
	ブラジル*	BR	○	1,988	2,059	2,617	3,120	2,941	12,725	-5.7%	47.9%	
	ロシア	RU	○	3,916	4,096	3,815	3,765	3,948	19,540	4.9%	0.8%	
	インド	IN	○	4,705	5,029	4,243	3,715	3,359	21,051	-9.6%	-28.6%	
	メキシコ*	MX	○	2,708	2,655	2,871	4,444	4,246	16,924	-4.5%	56.8%	
ベトナム	VN	○	3,678	4,421	4,020	3,853	4,070	20,042	5.6%	10.7%		
合計			118,173	139,796	268,217	300,005	205,128	1,031,319	-31.6%	73.6%		

2022年の中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-59、図 2-2-60 に示す。中国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願は 90.4%の割合、国際登録出願は 9.5%の割合となっており、国際登録出願はあまり利用されていない。これを各国別に見ると、スイスへは 70%以上が、ブラジル、ロシア、インドへは 50%近くが国際登録出願を利用している。米国への出願では約 98%、EUIPO と英国への出願では約 92%が直接出願となっており、国際登録出願の利用は他の主要国と比較すると少ない。

図 2-2-59 中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

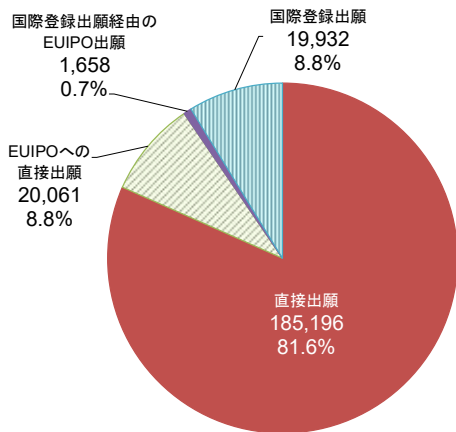
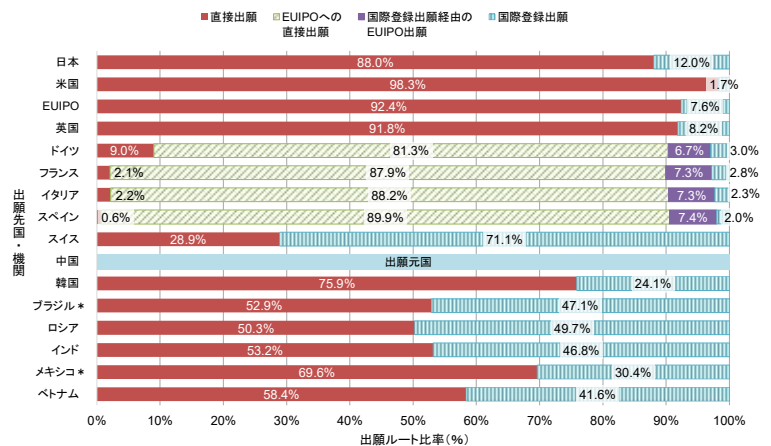


図 2-2-60 中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



1 1 . 韓国

2018年から2022年までの韓国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-61に示す。韓国の自国出願区分数は2018年から2021年まで増加を続けたが、2022年に減少に転じ2020年とほぼ同じ出願区分数にまで減少した。一方、他国出願区分数は2020年まで減少を続けた後、2021年に大幅な増加に転じたが、2022年は再び減少に転じている。

2022年の韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-62に示す。韓国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2018年から2022年までの韓国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-63、2022年の割合を図2-2-64に示す。産業分野別の出願区分数では、役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。

韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-14に示す。過去5年の合計では、韓国居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで米国、日本と続いている。

図2-2-61 韓国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

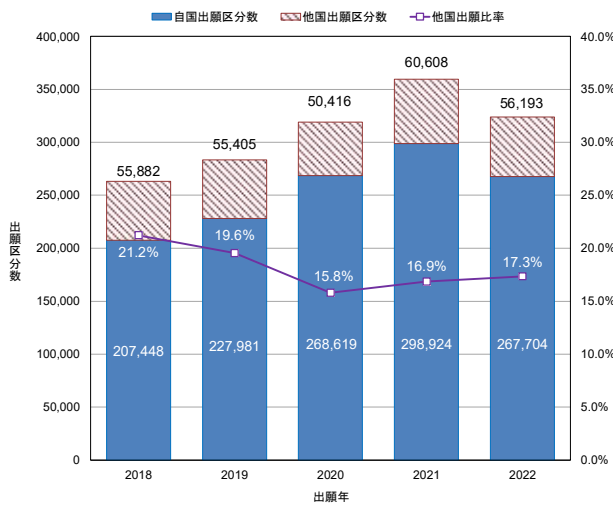


図2-2-62 韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

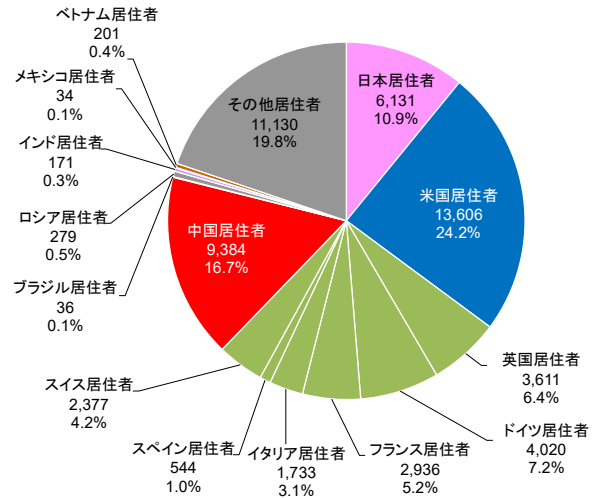


図2-2-63 韓国における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

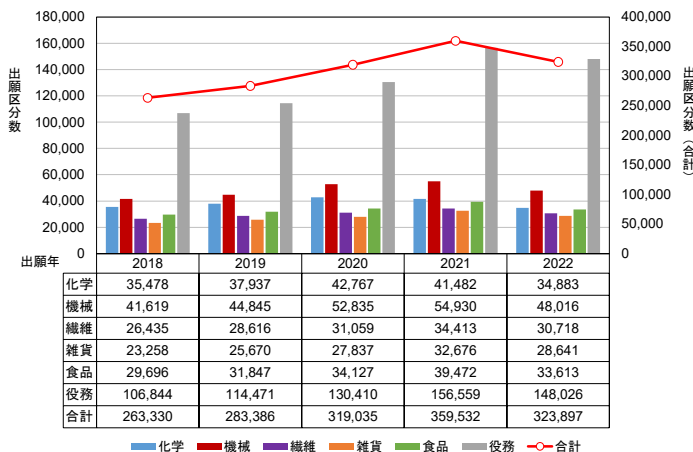


図2-2-64 韓国における産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

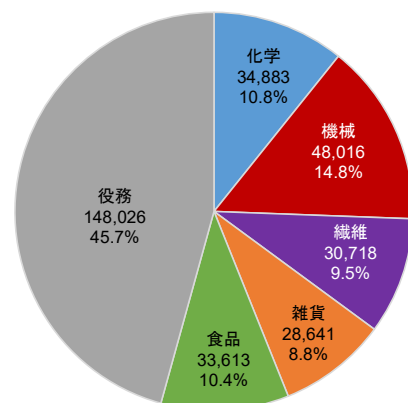


表 2-2-14 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	2,466	2,927	2,991	3,683	3,555	15,622	-3.5%	44.2%
	米国	US	○	3,768	4,216	5,386	5,929	5,660	24,959	-4.5%	50.2%
	EUIPO	EM	○	1,557	1,832	1,968	2,301	2,175	9,833	-5.5%	39.7%
	英国	GB	○	434	561	804	1,494	1,312	4,605	-12.2%	202.3%
	ドイツ	DE	○	161	148	184	198	209	900	5.6%	29.8%
	フランス	FR	○	186	123	195	184	149	837	-19.0%	-19.9%
	イタリア	IT	○	109	100	128	78	127	542	62.8%	16.5%
	スペイン	ES	○	87	76	140	117	115	535	-1.7%	32.2%
	スイス	CH	○	207	229	244	227	253	1,160	11.5%	22.2%
	中国	CN	○	17,992	17,857	17,058	17,219	13,866	83,992	-19.5%	-22.9%
	韓国	KR	○	自国							
	ブラジル*	BR	○	557	623	543	627	440	2,790	-29.8%	-21.0%
	ロシア	RU	○	787	896	880	987	889	4,439	-9.9%	13.0%
	インド	IN	○	837	823	861	454	877	3,852	93.2%	4.8%
メキシコ*	MX	○	564	616	521	757	637	3,095	-15.9%	12.9%	
ベトナム	VN	○	2,129	2,513	2,030	1,901	1,977	10,550	4.0%	-7.1%	
合計			31,841	33,540	33,933	36,156	32,241	167,711	-10.8%	1.3%	

2022年の韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-65、図 2-2-66 に示す。韓国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 72.4% を占め、国際登録出願は 27.7% に止まっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。これを各国別に見ると、中国へは約 93%、米国へは約 74%、日本へは約 66% の出願が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスへは約 73% が国際登録出願を利用している。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への国際登録出願を含めても国際登録出願の利用は 50% 程度である。

図 2-2-65 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

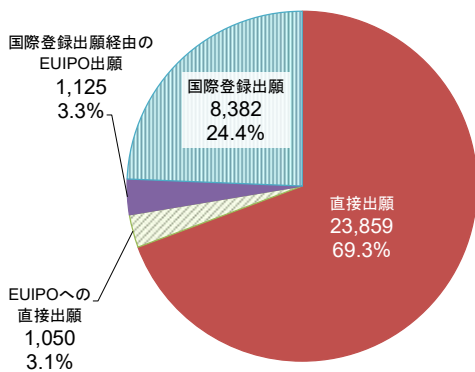
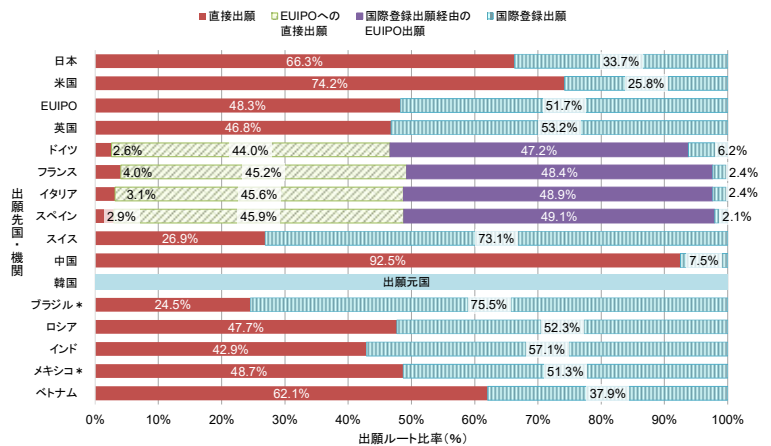


図 2-2-66 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



1.2. ブラジル

2018年から2022年までのブラジルにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-67に示す。自国出願区分数については、出願区分数合計と同様に2018年から2022年まで増加を続けている。他国出願区分数は2019年に減少を示しているが、2020年以降は増加を続けている。

2022年のブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-68に示す。ブラジルにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、ドイツ居住者の順となっている。

2018年から2022年までのブラジルにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-69、2022年の割合を図2-2-70に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-15に示す。過去5年の合計では、ブラジル居住の出願人が最も多く出願しているのは米国であり、次いで中国、メキシコと続いている。

図2-2-67 ブラジルにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

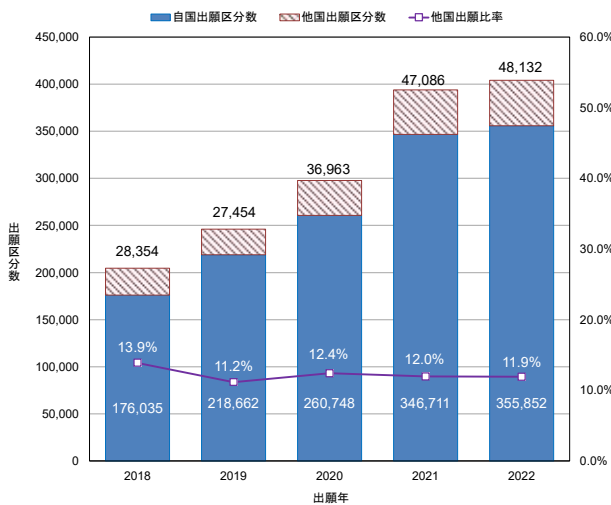


図2-2-68 ブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

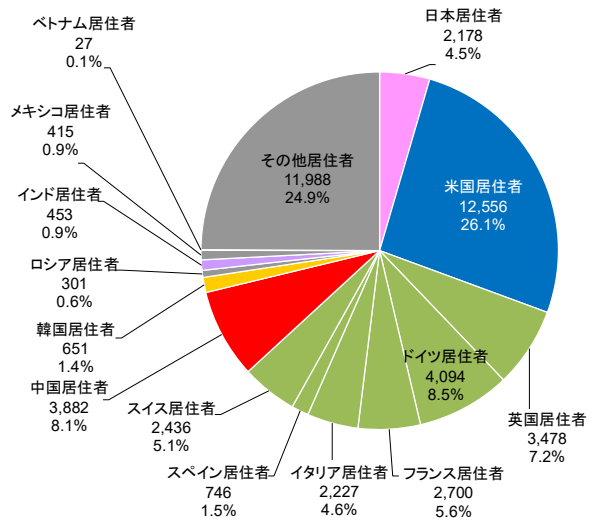


図2-2-69 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

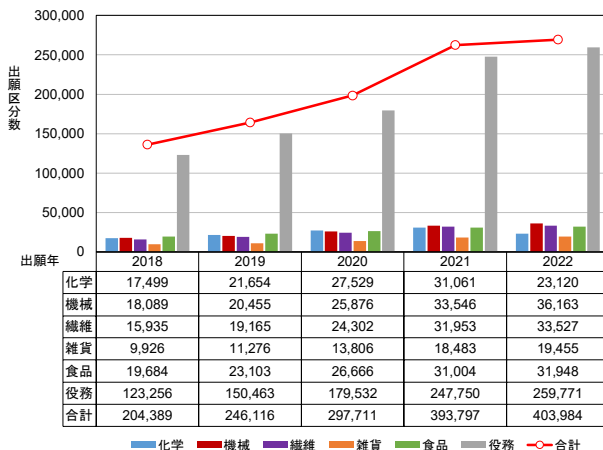


図2-2-70 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

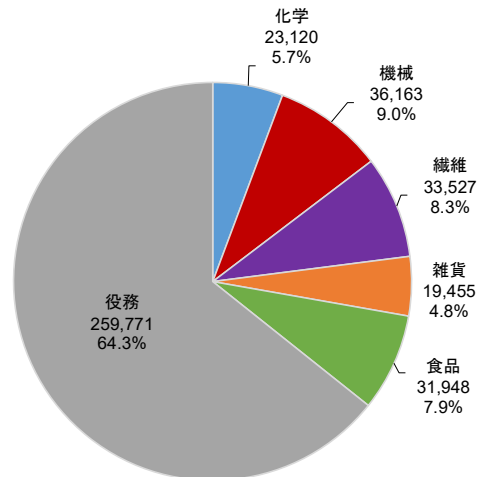


表 2-2-15 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	43	2	56	73	67	241	-8.2%	55.8%	
	米国	US	○	581	592	467	625	654	2,919	4.6%	12.6%	
	EUIPO	EM	○	264	280	232	338	338	1,452	0.0%	28.0%	
	英国	GB	○	40	45	54	184	121	444	-34.2%	202.5%	
	ドイツ	DE	○	7	10	9	17	35	78	105.9%	400.0%	
	フランス	FR	○	15	12	29	24	36	116	50.0%	140.0%	
	イタリア	IT	○	12	15	18	10	9	64	-10.0%	-25.0%	
	スペイン	ES	○	9	12	15	16	18	70	12.5%	100.0%	
	スイス	CH	○	7	16	32	18	27	100	50.0%	285.7%	
	中国	CN	○	430	593	501	489	566	2,579	15.7%	31.6%	
	韓国	KR	○	18	17	35	30	20	120	-33.3%	11.1%	
	ブラジル*	BR	○	自国								
	ロシア	RU	○	66	18	40	37	32	193	-13.5%	-51.5%	
	インド	IN	○	74	46	70	42	72	304	71.4%	-2.7%	
メキシコ*	MX	○	527	316	257	397	449	1,946	13.1%	-14.8%		
ベトナム	VN	○	10	10	20	12	35	87	191.7%	250.0%		
合計			2,103	1,984	1,835	2,312	2,479	10,713	7.2%	17.9%		

2022年のブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-71、図 2-2-72 に示す。ブラジル居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 86.3% を占め、国際登録出願は 13.7% に止まっており、国際登録出願はあまり利用されておらず、各国・機関への直接出願が多く利用されている。その中でも、スイス、韓国へは国際登録出願が他の主要国・機関よりも多く利用されている。

図 2-2-71 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

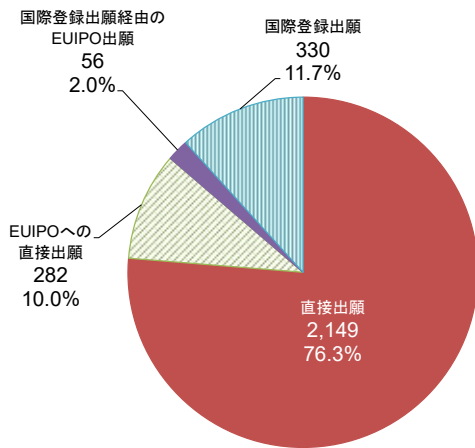
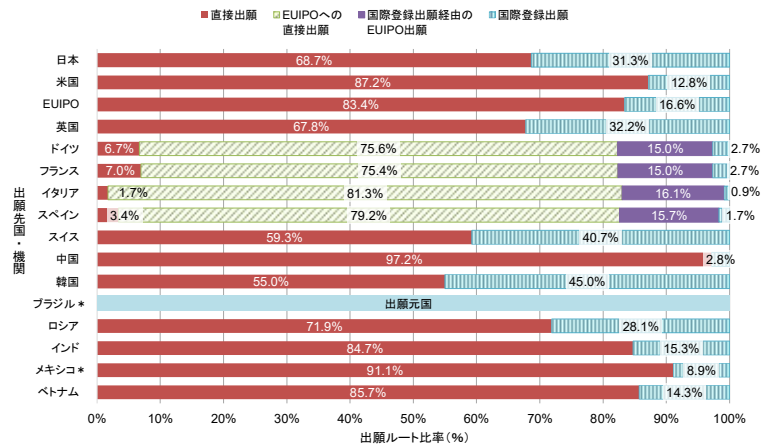


図 2-2-72 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



13. ロシア

2018年から2022年までのロシアにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-73に示す。出願区分数合計は、2020年まで増加を続けた後、2021年は僅かに減少に転じたものの2022年には再び増加に転じており、特に2020年の出願区分数の増加は際立っている。自国出願区分数も出願区分数合計と同様の動向を示している。他国出願区分数は、2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022年は大幅な減少を示している。

2022年のロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-74に示す。ロシアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、ドイツ居住者の順となっている。

2018年から2022年までのロシアにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-75、2022年の割合を図2-2-76に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-16に示す。過去5年の合計では、ロシア居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いで米国、EUIPOと続いている。

図2-2-73 ロシアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

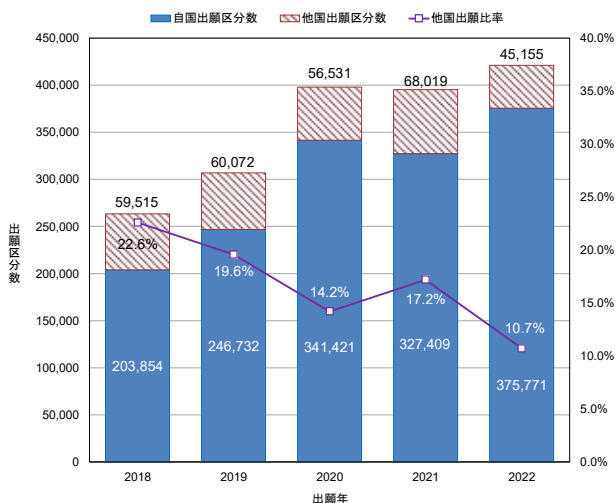


図2-2-74 ロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

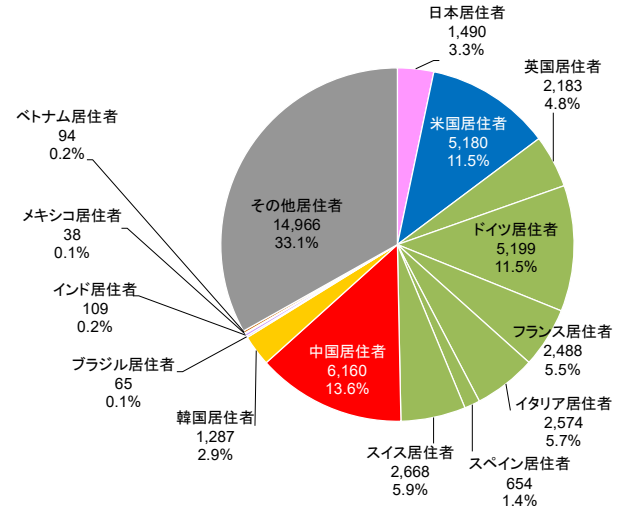


図2-2-75 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

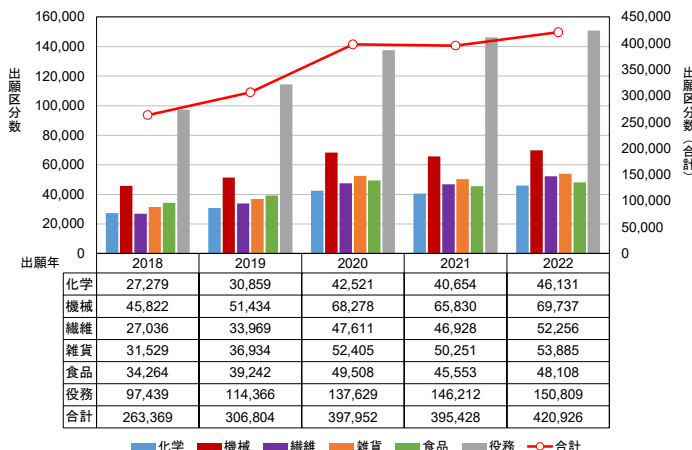


図2-2-76 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

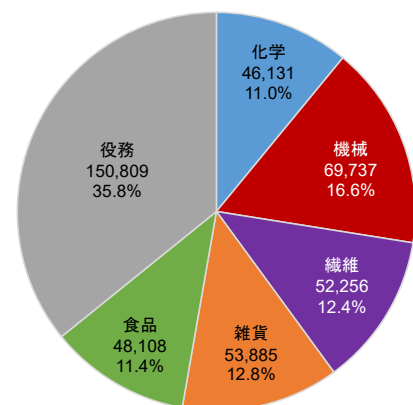


表 2-2-16 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	133	138	156	139	88	654	-36.7%	-33.8%
	米国	US	○	540	624	661	602	275	2,702	-54.3%	-49.1%
	EUIPO	EM	○	505	527	542	488	293	2,355	-40.0%	-42.0%
	英国	GB	○	224	210	221	356	156	1,167	-56.2%	-30.4%
	ドイツ	DE	○	279	350	276	287	172	1,364	-40.1%	-38.4%
	フランス	FR	○	171	218	158	192	88	827	-54.2%	-48.5%
	イタリア	IT	○	183	207	165	190	93	838	-51.1%	-49.2%
	スペイン	ES	○	151	189	135	162	89	726	-45.1%	-41.1%
	スイス	CH	○	107	126	161	138	84	616	-39.1%	-21.5%
	中国	CN	○	1,883	2,424	1,859	1,759	1,760	9,685	0.1%	-6.5%
	韓国	KR	○	183	153	139	174	97	746	-44.3%	-47.0%
	ブラジル	* BR	○	56	79	120	126	180	561	42.9%	221.4%
	ロシア	RU	○	自国							
	インド	IN	○	183	218	201	198	172	972	-13.1%	-6.0%
	メキシコ	* MX	○	89	106	82	94	71	442	-24.5%	-20.2%
ベトナム	VN	○	177	179	149	162	126	793	-22.2%	-28.8%	
合計			4,864	5,748	5,025	5,067	3,744	24,448	-26.1%	-23.0%	

2022年のロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-77、図 2-2-78 に示す。ロシア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 42.4%、国際登録出願は 57.6%となっており、国際登録出願の利用割合が高い。日本、英国、スイス、韓国、メキシコへの出願は国際登録出願の割合が高く 90%を超えており、インド、ベトナムへの出願では 90%近くが国際登録出願となっている。中国はおよそ 25%、EU 加盟の主要国へはおよそ 80%程度、EUIPO へも約 80%が国際登録出願となっている。

図 2-2-77 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

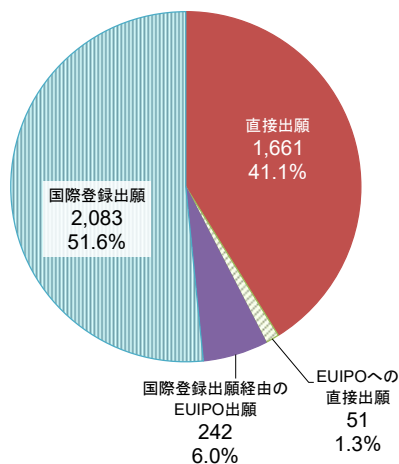
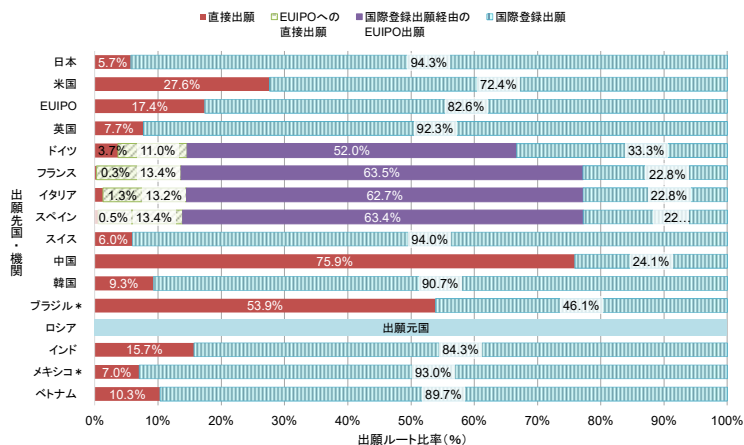


図 2-2-78 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



14. インド

2018年から2022年までのインドにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-79に示す。インドの出願区分数合計は、2018年から2022年まで増加を続けている。自国出願区分数も、出願区分数合計と同様の動向を示している。他国出願区分数は2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022年は減少を示している。

2022年のインドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-80に示す。インドにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのインドにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-81、2022年の割合を図2-2-82に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで化学分野となっている。

インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-17に示す。過去5年の合計では、インド居住の出願人が最も多く出願しているのは米国であり、次いで中国、EUIPOと続いている。

図2-2-79 インドにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

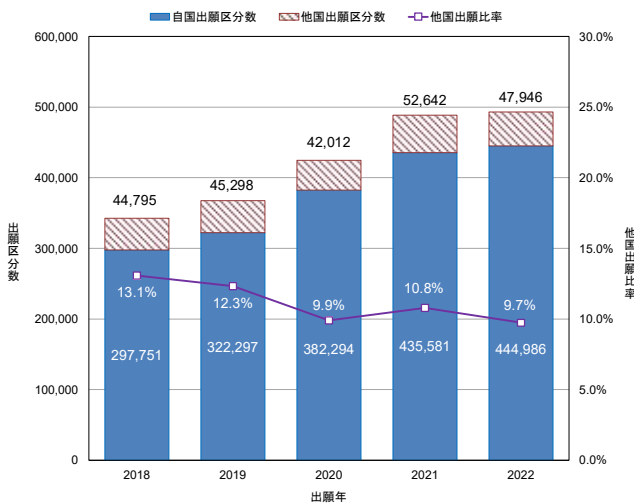


図2-2-80 インドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

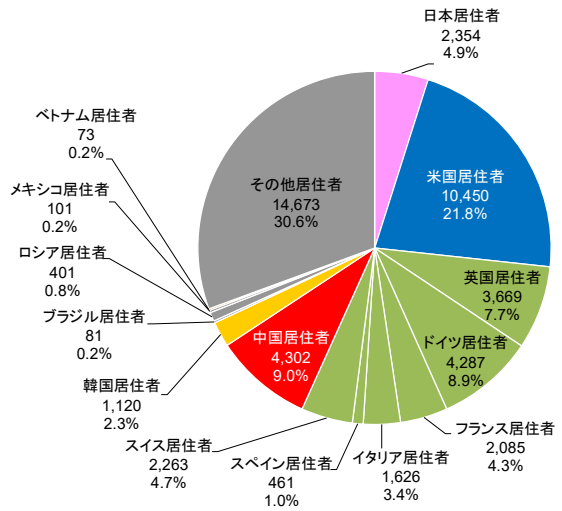


図2-2-81 インドにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

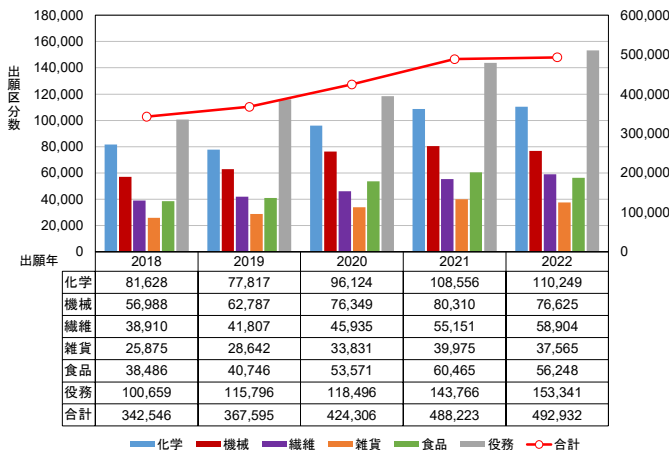


図2-2-82 インドにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

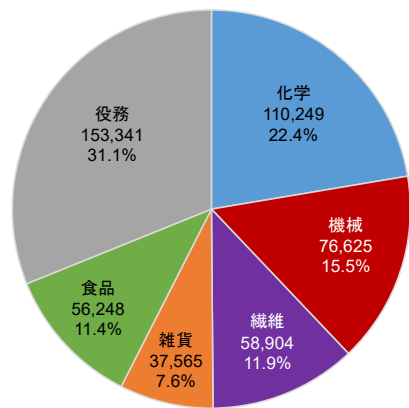


表 2-2-17 インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018		
主要国・機関	日本	JP	○	123	198	118	162	162	763	0.0%	31.7%	
	米国	US	○	940	1,208	1,019	1,155	1,277	5,599	10.6%	35.9%	
	EUIPO	EM	○	379	430	401	442	514	2,166	16.3%	35.6%	
	英国	GB	○	271	323	366	560	513	2,033	-8.4%	89.3%	
	ドイツ	DE	○	23	32	37	35	34	161	-2.9%	47.8%	
	フランス	FR	○	30	28	23	26	26	133	0.0%	-13.3%	
	イタリア	IT	○	24	20	26	31	14	115	-54.8%	-41.7%	
	スペイン	ES	○	28	19	14	20	18	99	-10.0%	-35.7%	
	スイス	CH	○	23	75	54	55	116	323	110.9%	404.3%	
	中国	CN	○	577	701	625	549	608	3,060	10.7%	5.4%	
	韓国	KR	○	42	72	66	86	96	362	11.6%	128.6%	
	ブラジル*	BR	○	77	189	146	194	330	936	70.1%	328.6%	
	ロシア	RU	○	166	253	168	207	58	852	-72.0%	-65.1%	
	インド	IN	○	自国								
メキシコ*	MX	○	199	207	151	192	171	920	-10.9%	-14.1%		
ベトナム	VN	○	228	211	208	267	299	1,213	12.0%	31.1%		
合計			3,130	3,966	3,422	3,981	4,236	18,735	6.4%	35.3%		

2022年のインド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-83、図 2-2-84 に示す。インド居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 67.6% を占めており、国際登録出願の利用は 32.3% に止まっている。欧州への出願をみると、EUIPO への直接出願が 59.3% と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多く見られる。また、米国 (80.8%)、中国 (88.3%)、ベトナム (73.9%) への出願においても直接出願が多く利用されている。

図 2-2-83 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

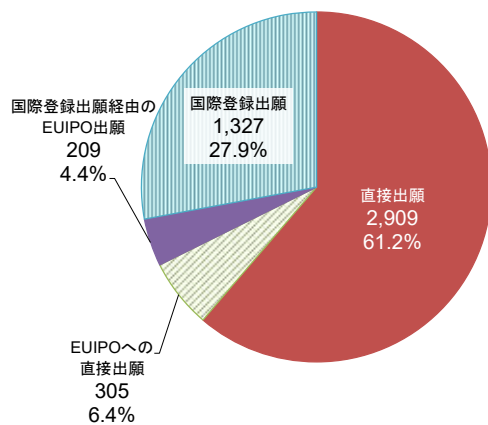
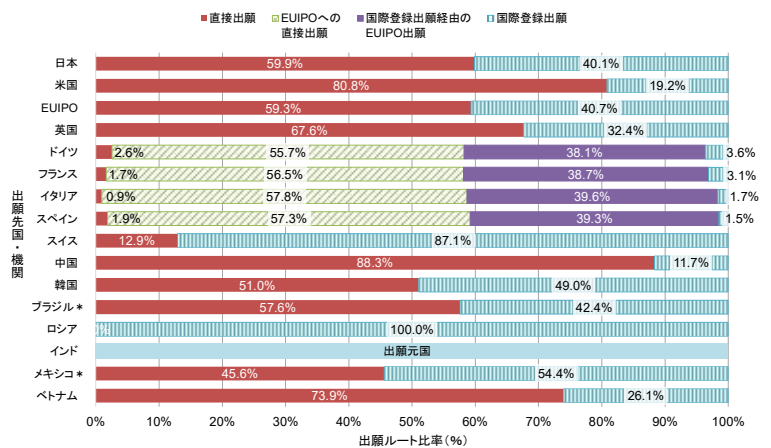


図 2-2-84 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



15. メキシコ

2018年から2022年までのメキシコにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-85に示す。自国出願区分数は、2018年から2021年まで増加を続けていたが、2022年は減少に転じている。他国出願区分数は、2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022年は減少を示している。

2022年のメキシコにおけるメキシコ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-86に示す。メキシコにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのメキシコにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-87、2022年の割合を図2-2-88に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。

メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-18に示す。過去5年の合計では、メキシコ居住の出願人が最も多く出願しているのは米国であり突出して多く、次いで中国、ブラジルの順となっている。

図2-2-85 メキシコにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

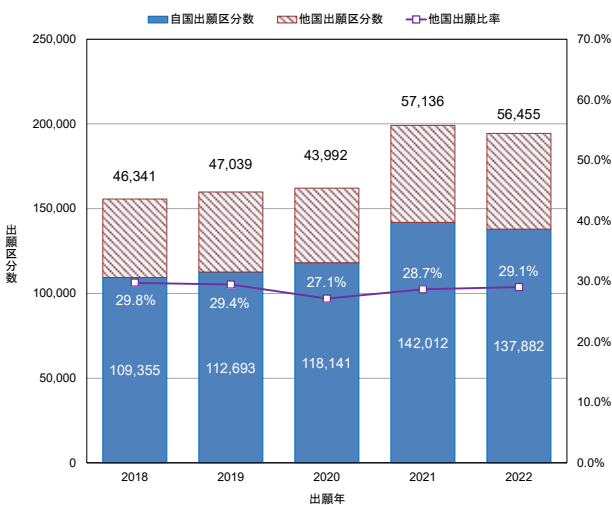


図2-2-86 メキシコにおけるメキシコ居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

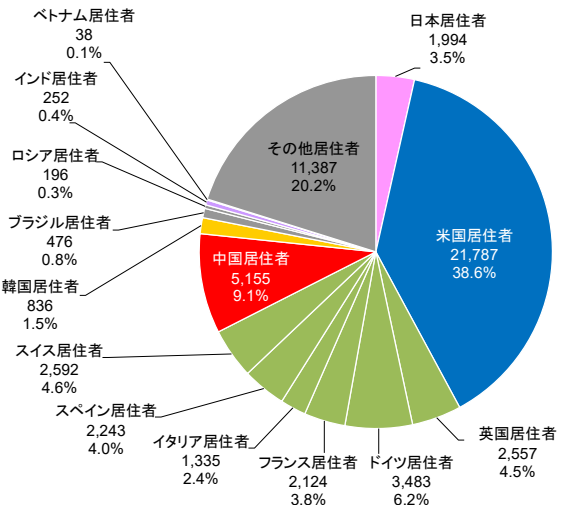


図2-2-87 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

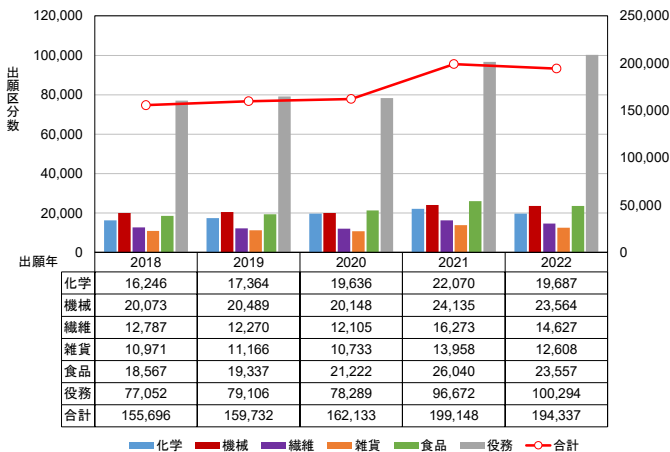


図2-2-88 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

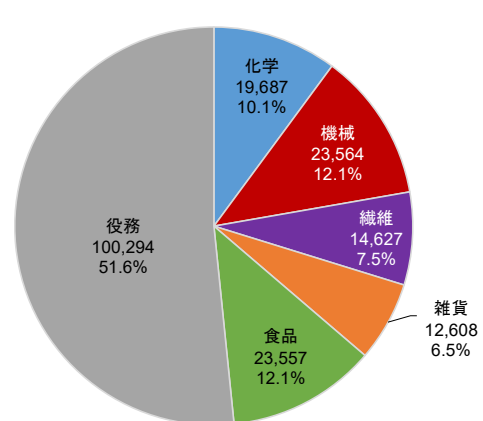


表 2-2-18 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	54	82	51	79	30	296	-62.0%	-44.4%
	米国	US	○	1,839	1,888	1,999	2,149	2,109	9,984	-1.9%	14.7%
	EUIPO	EM	○	283	348	242	309	319	1,501	3.2%	12.7%
	英国	GB	○	34	48	48	123	108	361	-12.2%	217.6%
	ドイツ	DE	○	21	22	4	11	19	77	72.7%	-9.5%
	フランス	FR	○	21	17	9	8	26	81	225.0%	23.8%
	イタリア	IT	○	7	15	12	15	30	79	100.0%	328.6%
	スペイン	ES	○	56	66	61	59	106	348	79.7%	89.3%
	スイス	CH	○	15	23	25	45	37	145	-17.8%	146.7%
	中国	CN	○	519	524	387	463	378	2,271	-18.4%	-27.2%
	韓国	KR	○	42	54	40	37	29	202	-21.6%	-31.0%
	ブラジル	* BR	○	345	398	299	302	396	1,740	31.1%	14.8%
	ロシア	RU	○	41	56	45	70	32	244	-54.3%	-22.0%
	インド	IN	○	51	67	75	98	105	396	7.1%	105.9%
メキシコ	* MX	○	自国								
ベトナム	VN	○	6	15	38	24	34	117	41.7%	466.7%	
合計			3,334	3,623	3,335	3,792	3,758	17,842	-0.9%	12.7%	

2022年のメキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-89、図 2-2-90 に示す。メキシコ居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 94.5%と大半を占めており、国際登録出願の利用は 5.4%に止まっている。欧州への出願をみると、EUIPO への直接出願が 93.7%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多く見られるが、スペインへは直接出願が多く見られる。また、EU 加盟の主要国以外の主要国・機関への出願においても直接出願は多く利用されている。

図 2-2-89 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

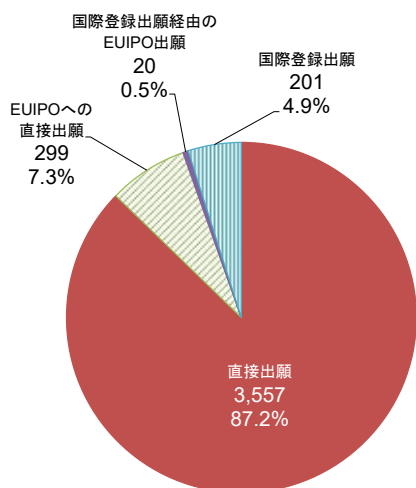
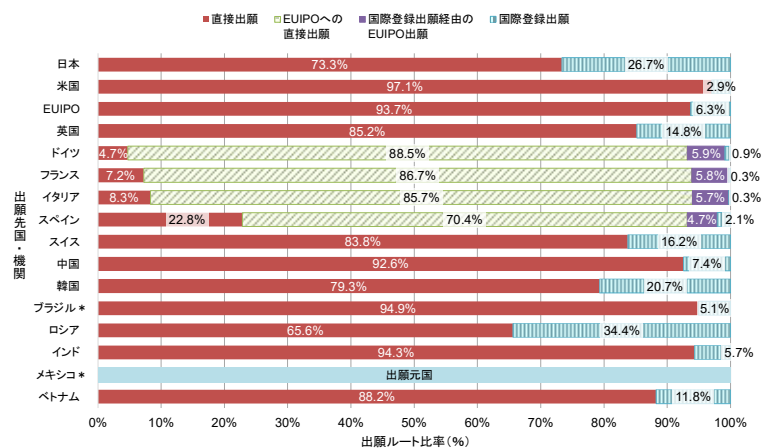


図 2-2-90 メキシコ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



16. ベトナム

2018年から2022年までのベトナムにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-91に示す。自国出願区分数は2018年から2022年まで増加を続けている。一方、他国出願区分数は2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022年は減少を示している。

2022年のベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-92に示す。ベトナムにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者の順となっている。

2018年から2022年までのベトナムにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-93、2022年の割合を図2-2-94に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで化学分野となっている。

ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-19に示す。過去5年の合計では、ベトナム居住の出願人が最も多く出願しているのは米国であり、次いで、中国、韓国と続いている。

図2-2-91 ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）

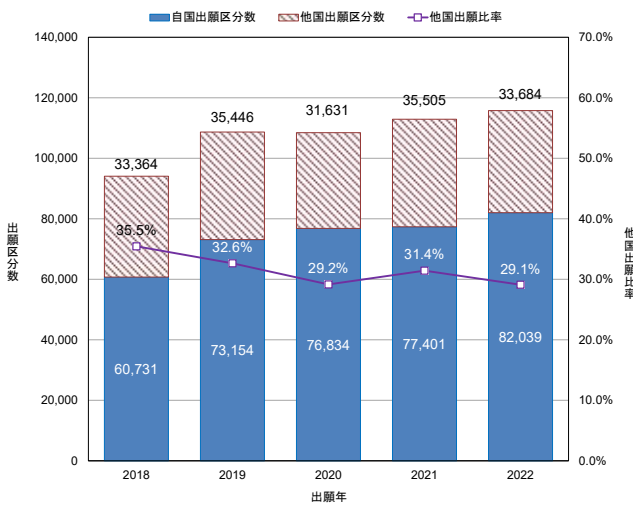


図2-2-92 ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）

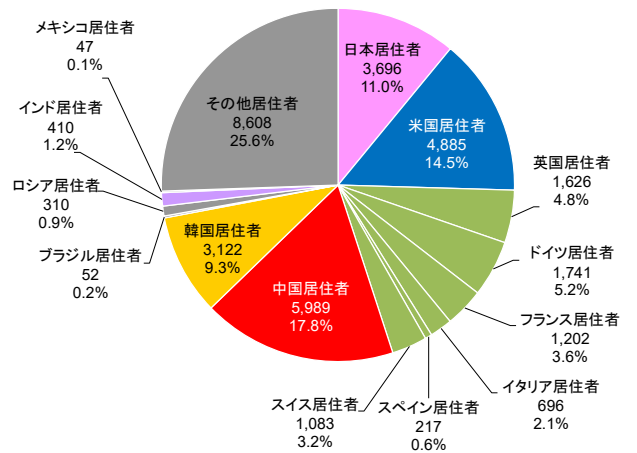


図2-2-93 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）

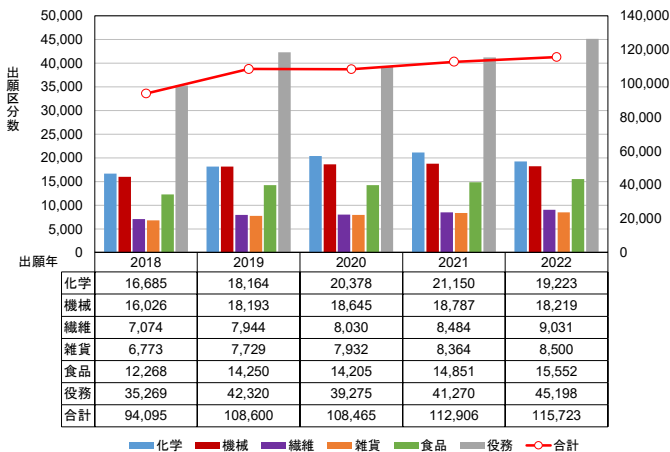


図2-2-94 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）

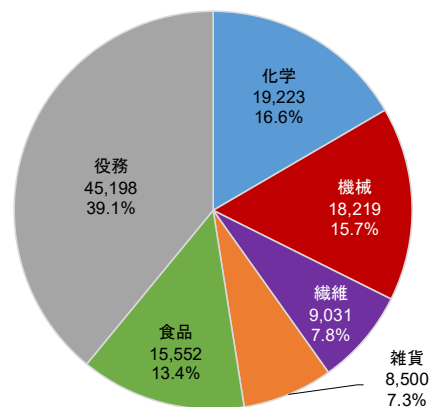


表 2-2-19 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2018年～2022年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2018	2019	2020	2021	2022	合計	増加率 2022/2021	増加率 2022/2018	
主要国・機関	日本	JP	○	53	94	65	77	96	385	24.7%	81.1%
	米国	US	○	208	326	351	795	1,049	2,729	31.9%	404.3%
	EUIPO	EM	○	51	70	51	85	83	340	-2.4%	62.7%
	英国	GB	○	35	38	41	123	39	276	-68.3%	11.4%
	ドイツ	DE	○	21	33	20	25	32	131	28.0%	52.4%
	フランス	FR	○	16	31	18	22	13	100	-40.9%	-18.8%
	イタリア	IT	○	5	15	8	9	10	47	11.1%	100.0%
	スペイン	ES	○	4	20	7	7	4	42	-42.9%	0.0%
	スイス	CH	○	7	9	6	9	11	42	22.2%	57.1%
	中国	CN	○	301	417	294	265	274	1,551	3.4%	-9.0%
	韓国	KR	○	78	111	101	82	104	476	26.8%	33.3%
	ブラジル*	BR	○	4	8	2	13	8	35	-38.5%	100.0%
	ロシア	RU	○	28	60	40	46	35	209	-23.9%	25.0%
	インド	IN	○	22	53	19	41	32	167	-22.0%	45.5%
メキシコ*	MX	○	10	32	5	14	11	72	-21.4%	10.0%	
ベトナム	VN	○	自国								
合計			843	1,317	1,028	1,613	1,801	6,602	11.7%	113.6%	

2022年のベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-95、図 2-2-96 に示す。ベトナム居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 72.0%を占め、国際登録出願は 28.0%に止まっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。これを各国別に見ると、米国へは約 92%、中国へは約 74%の出願が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスへは全ての出願が国際登録出願を利用している。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への国際登録出願を含めても国際登録出願の利用は約 65%程度である。

図 2-2-95 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2022年)

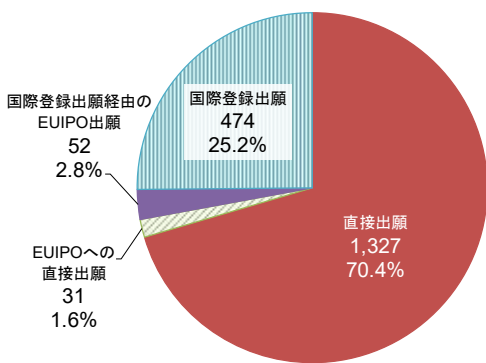
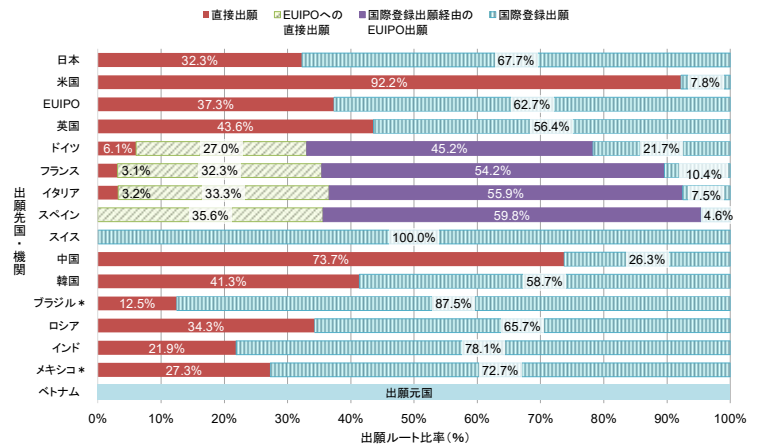


図 2-2-96 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2022年)



各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(1)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-1-1	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-1-2	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-2	日本における日本居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-3-1	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-4-1	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-3-2	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	特許庁 特許行政年次報告書 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-4-2	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2022年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）	特許庁 特許行政年次報告書 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
表2-2-1	主要国居住者による日本への出願件数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-2	日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-3	日本居住の出願人による2022年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移 （2018年～2022年）（上位10か国・機関）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国、台湾 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-5	日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-6	日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-4	日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2018年～2022年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-7	米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-8	米国における米国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-9	米国における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-10	米国における産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-5	米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-11	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-12	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-13	EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-14	EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-15	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-16	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-6	欧州居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-17	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-18	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-19	英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-20	英国における英国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-21	英国における産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-22	英国における産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-7	英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-23	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-24	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-25	ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-26	ドイツにおけるドイツ居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-27	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-28	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-8	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-29	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-30	ドイツ居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-31	フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-32	フランスにおけるフランス居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-33	フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-34	フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-9	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-35	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-36	フランス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-37	イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-38	イタリアにおけるイタリア居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-39	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-40	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-10	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-41	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-42	イタリア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(3)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-91	ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-91	ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-93	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移（2018年～2022年）	WIPOの統計資料
図2-2-94	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合（2022年）	WIPOの統計資料
表2-2-19	ベトナム居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2018年～2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-95	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-96	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2022年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向

1. ASEAN 参加国における商標出願動向

ASEAN 参加国であるインドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオスにおける 2018 年から 2022 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-1 に示す。

ASEAN 参加国への出願件数は、2022 年は前年に比べ、インドネシア、フィリピンでのみ増加を示しており、2022 年が過去 5 年で最も多い出願件数となっている。特に 2020 年のインドネシアにおける大幅な出願件数の増加が際立っている。その他の ASEAN 参加国においては、2022 年は前年よりも減少を示しており、特にベトナムでは大幅な減少を示している。2022 年に ASEAN 参加国で出願件数が最も多いのがインドネシアで、次いでベトナム、タイ、フィリピンの順になっている。特にインドネシアでは、2019 年、2020 年に他国出願件数が増加を続けたが、その一因として中国からの出願が大幅に増加したことが挙げられる。その他の多くの ASEAN 参加国についても 2020 年までは中国からの出願件数が増加している様子が認められるが、2021 年以降は中国からの出願件数は減少を続けている。他国比率が高いのは、ブルネイ、ラオス、シンガポールでは 70%以上、カンボジアでは 60%以上、マレーシアで約 50%となっている。2022 年の日本居住者の出願件数が最も多いのはタイで、次いでインドネシア、シンガポール、マレーシアの順となっている。また、日本居住者の出願割合が最も高いのは、シンガポールで 2022 年は 6.5%となっており、次いでタイが 5.1%、ラオスが 5.0%となっている。

図 2-3-1 ASEAN 参加国における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2018 年～2022 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：ブルネイ、カンボジア、ラオス
②WIPO の統計資料：上記以外

2. その他のアジア諸国（地域）における商標出願動向

その他のアジア諸国（地域）として台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタンにおける 2018 年から 2022 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-2 に示す。

その他のアジア諸国（地域）への出願件数は、2022 年は前年に比べ、全ての国（地域）において減少を示している。特に香港では 2022 年は顕著な減少を示している。

その他のアジア諸国（地域）で 2022 年の出願件数が最も多いのが台湾で、次いでパキスタン、香港の順になっている。他国比率が高いのは、マカオ、香港で、マカオでは約 83%、香港では約 59%という値を示している。

2022 年の日本居住者の出願件数が最も多いのは台湾で、次いで香港の順である。また、2022 年の日本居住者の出願割合が最も高いのはマカオで、2018 年から 2022 年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022 年は前年より増加を示している。次いで、日本居住者の出願割合が高いのは香港であり、2020 年、2021 年と減少を続けていたが 2022 年は増加に転じている。

図 2-3-2 その他のアジア諸国（地域）における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2018 年～2022 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：台湾
②WIPO の統計資料：上記以外

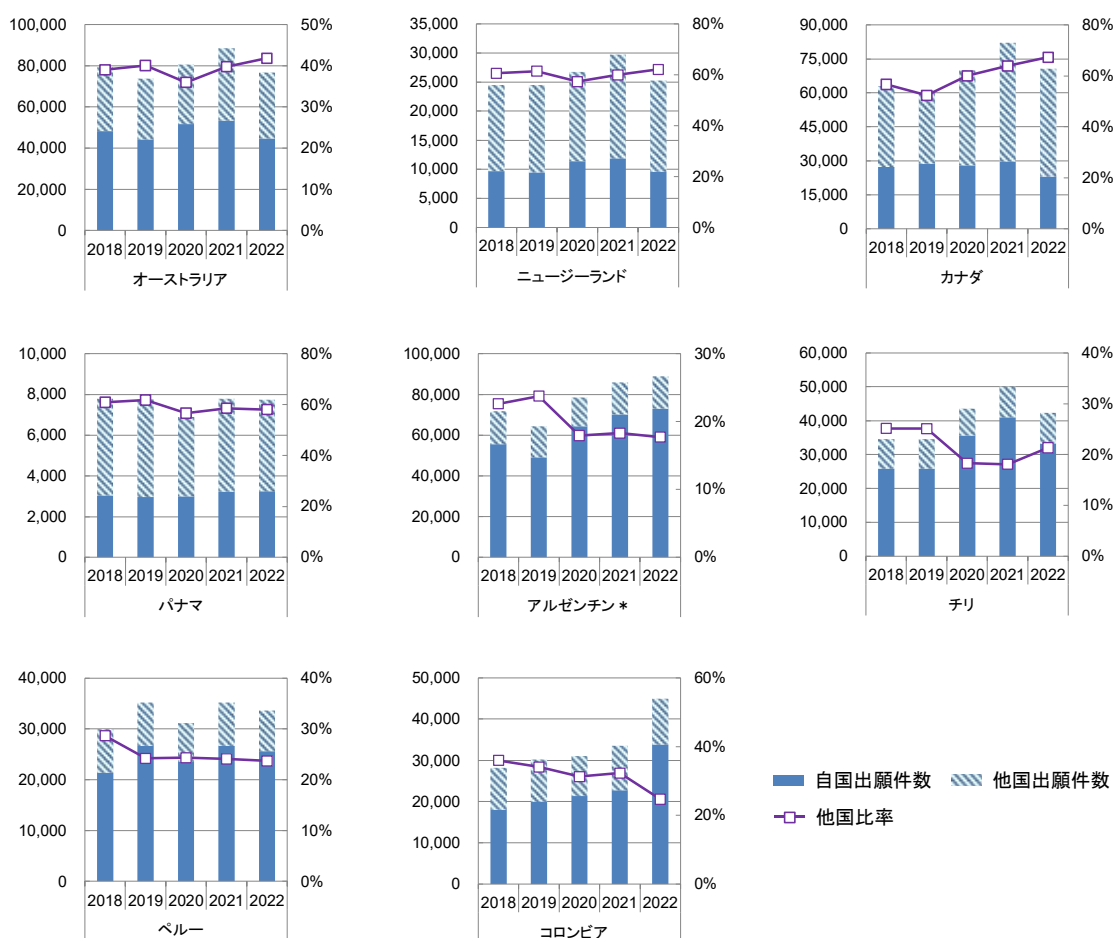
第4節 その他の国・機関における商標出願動向

1. オセアニア、北米・中米・南米における商標出願動向

その他の国・機関の内、オセアニア、北米・中米・南米に含まれるオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビアにおける2018年から2022年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図2-4-1に示す。

2022年はアルゼンチン、コロンビアで増加を示している。調査対象国の中で最も出願件数が多いアルゼンチンは、2019年に減少を示したが2020年に増加に転じた後、2022年まで増加を続けている。また、次いで出願件数の多いオーストラリアは、2019年は減少を示したが2020年は増加に転じ、2021年も増加を続けたが、2022年は減少に転じている。他国比率が高いのは、カナダ、ニュージーランド、パナマであり、いずれも50%を超えている。カナダは2019年に減少を示した後、2020年は増加に転じ、2022年まで増加を続けている。ニュージーランドの他国比率は、2019年に増加を示したが2020年は減少に転じており、その後2021年に再び増加に転じ、2022年も増加を続けている。パナマは2018年から2022年まで増減を繰り返しながら推移しており、2022年は前年よりも僅かに減少を示している。2022年の日本居住者の出願件数が最も多いのはカナダであり、次いでオーストラリアの順となっており、1,000件から1,200件程度で推移している。

図2-4-1 オセアニア、北米・中米・南米における自国と他国の出願件数と他国比率の推移(2018年～2022年)



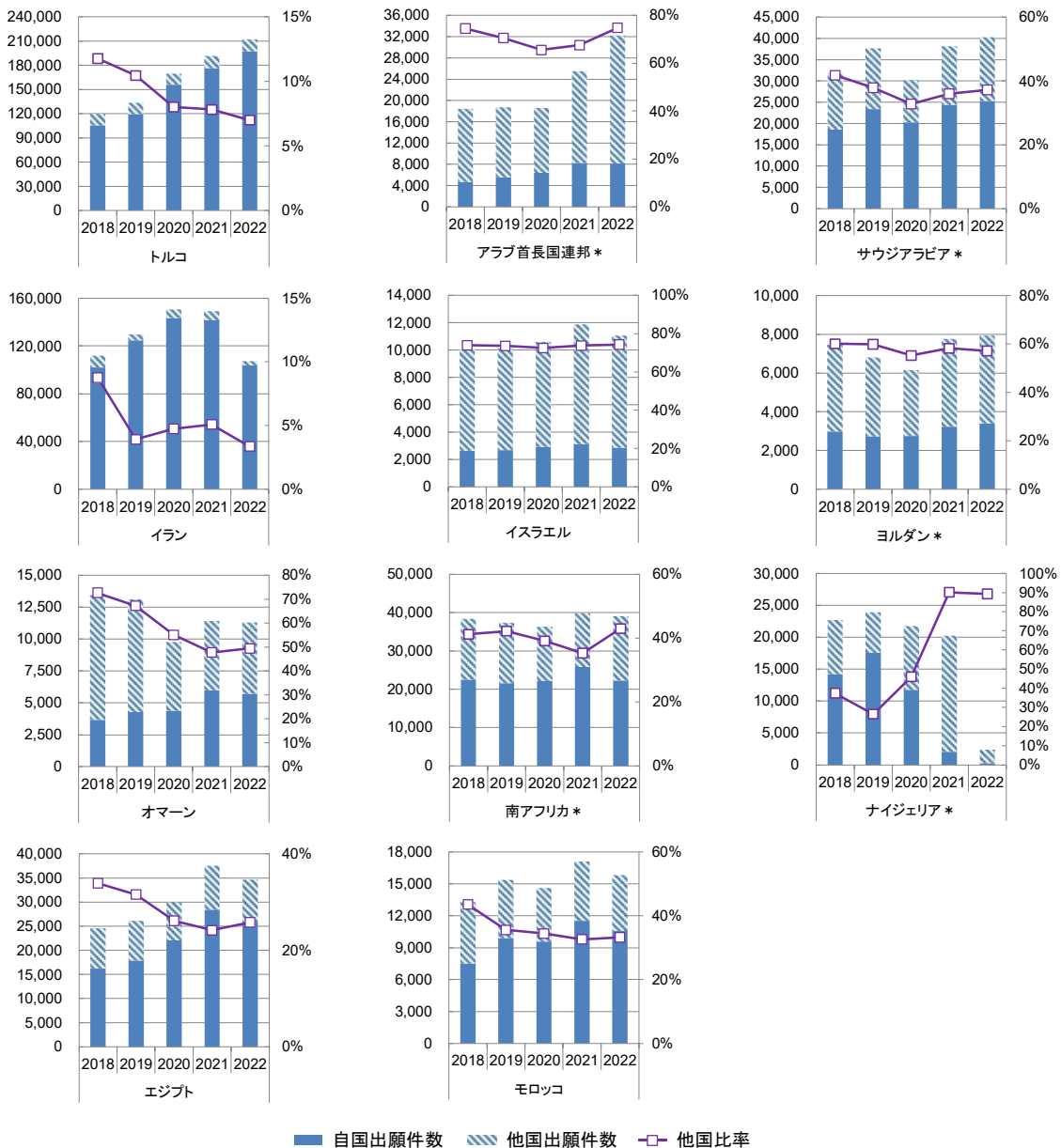
出典：①Clarivate Analytics のデータ：パナマ
②WIPO の統計資料：上記以外

2. 中近東、アフリカにおける商標出願動向

その他の国・機関の内、中近東、アフリカに含まれるトルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、イラン、イスラエル、ヨルダン、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、モロッコにおける 2018 年から 2022 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-4-2 に示す。

2022 年で最も出願件数の多い国は、トルコであり、次いでイラン、サウジアラビア、南アフリカの順となっている。調査対象国の中で最も出願件数が多いトルコは、2018 年から 2022 年まで顕著な増加を続けている。他国比率が高いのは、ナイジェリア、アラブ首長国連邦、イスラエルで、2022 年にはナイジェリアが約 89%、アラブ首長国連邦、イスラエルが 70%以上となっている。2022 年の日本居住者の出願件数が最も多いのは、アラブ首長国連邦であり、次いで南アフリカ、サウジアラビアの順となっている。

図 2-4-2 中近東、アフリカにおける自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2018 年～2022 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：オマーン、ナイジェリア
 ②WIPO の統計資料：上記以外

第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向

第1節 新しいタイプの商標について

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）が保護対象として追加された。ここでは、主要国・機関における新しいタイプの商標の出願件数と登録件数の推移を調査した。主要国・機関における2018年から2022年の音の商標の出願・登録件数を表3-1-1に、色彩の商標の出願・登録件数を表3-1-2に、動きの商標の出願・登録件数を表3-1-3に、位置商標の出願・登録件数を表3-1-4に、ホログラム商標の出願・登録件数を表3-1-5に、立体商標の出願・登録件数を表3-1-6に示す。

表3-1-1 音の商標の出願件数・登録件数

音の商標		2018	2019	2020	2021	2022	合計
日本	出願	51	37	20	22	19	149
	登録	49	32	28	18	11	138
米国	出願	48	40	57	57	46	248
	登録	29	20	10	28	38	125
EUIPO	出願	23	52	31	26	24	156
	登録	17	28	28	27	15	115
英国	出願	20	40	14	7	6	87
	登録	18	31	28	7	5	89
ドイツ	出願	3	12	11	19	25	70
	登録	2	8	6	8	13	37
フランス	出願	0	2	6	10	3	21
	登録	0	0	1	7	3	11
イタリア	出願	1	2	2	4	2	11
	登録	0	2	2	1	4	9
スペイン	出願	0	0	2	1	1	4
	登録	0	0	1	1	1	3
スイス	出願	1	3	4	2	0	10
	登録	1	3	1	3	0	8
中国	出願	60	75	98	73	32	338
	登録	0	11	5	3	0	19
韓国	出願	26	43	19	10	22	120
	登録	13	26	21	6	16	82
ブラジル	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
ロシア	出願	0	5	6	0	0	11
	登録	2	1	3	8	0	14
インド	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
メキシコ	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

表3-1-2 色彩の商標の出願件数・登録件数

色彩の商標		2018	2019	2020	2021	2022	合計
日本	出願	19	6	5	8	7	45
	登録	5	1	0	0	1	7
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	29	29	23	30	24	135
	登録	11	12	16	11	8	58
英国	出願	24	22	5	5	3	59
	登録	23	22	24	3	3	75
ドイツ	出願	4	22	10	17	27	80
	登録	1	4	5	3	5	18
フランス	出願	0	8	141	127	88	364
	登録	0	0	44	67	45	156
イタリア	出願	15	32	47	60	57	211
	登録	0	22	33	50	35	140
スペイン	出願	1	0	0	2	0	3
	登録	0	0	1	1	1	3
スイス	出願	1	1	1	0	0	3
	登録	0	0	0	0	0	0
中国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
韓国	出願	4	12	8	12	18	54
	登録	0	0	0	0	2	2
ブラジル	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
ロシア	出願	1	0	0	2	0	3
	登録	5	37	0	1	1	44
インド	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
メキシコ	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ベトナム	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

出典：詳細は表3-1-7「各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細」を参照。

但し、中国については上記のデータベースからの検索が困難なため、中国の現地代理人より情報を取得している。

備考：表3-1-1から表3-1-6において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-7(a) 主要各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細
(2023年12月現在)

日本	データベース	提供元	INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)
		名称	J-Plat Pat
		URL	https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置	
説明	他国と比べ非常に検索しやすくデータの整理がなされている。 『立体』、『音』、『動き』、『ホログラム』、『色彩のみ』、『位置』商標について、チェックボックスへチェックを入れることで検索したいタイプの商標のみ抽出できるようになっている。 検索結果の参照は大変しやすい。 なお、日本では『香り(匂い)』と『トレードドレス』について新商標として採用をしていない。		
米国	データベース	提供元	USPTO(United States Patent and Trademark Office)
		名称	TESS(Search Trademark Database)
		URL	http://tmsearch.uspto.gov/bin/gate.exe?f=search&state=4810:rv9pro.1.1
	検索可能な新しい商標タイプ	音、香り(匂い)、ホログラム、トレードドレス	
説明	TESSは非常に様々な検索方法を実行することができるが、検索に使用するコード表に該当するコード(項目)がないと、各案件に欲しい情報が記載されていても抽出ができない。Mark Descriptionには商標の説明が記載されており、ここに記載されている情報を文字列検索で必要な商標を抽出することが可能となっている。しかしながら、色彩のみの商標や動きの商標を検索するために、キーワードとして『Color』や『Movement』などを指定して検索を行っても、商標の説明文中にこれらの文字が含まれるものが全て抽出されてしまい、必要でないものまで検索されてしまうことになる。実際に検索を行った結果、色と動きの商標については調査不可能であった。 位置商標は登録可能であるが、検索キーとしての項目はなく、検索を行うことはできない。		
EUIPO 英国 ドイツ フランス イタリア スペイン スイス ブラジル ロシア インド メキシコ	データベース	提供元	EUIPO(European Union Intellectual Property Office: 欧州連合知的財産庁)
		名称	TM View
		URL	https://www.tmdn.org/tmview/welcome
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置	
説明	検索可能な商標タイプには『3-D』、『色』、『ホログラム』、『モーション』、『Position』、『音』など多数のキーワードが用意されている。数多くの国の商標を検索できるので有用であるが、国によって検索結果にプレがあるので現在のところ検索して一覧を目標するという対応を取る必要がある場合もある。各国の定義が様々なため項目が用意されていても合致しない場合には検索結果が得られないところが難点である。今回の調査においては、インドとメキシコにおいては、新しいタイプの商標を検索結果では全て0件という結果となった。		
韓国	データベース	提供元	KIPO(韓国特許庁)&KIPI(韓国特許情報院)
		名称	KIPRIS(Korea Intellectual Property Rights Information Service)
		URL	http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、香り(匂い)、ホログラム、動き	
説明	Advance searchを使用して検索を行うことができる。 検索可能な商標タイプとして『Sounds』、『Smell』、『Only Color』、『Three-dimensional』、『Hologram』、『Action』などが用意されている。 多様な検索が可能であるが、実際抽出してみると、付与されているキーが整備されていないものもあるため、検索結果に意図するもの以外も含まれている場合が見受けられる。 しかし、検索機能としては、詳細な検索も可能な仕様となっており、今後データが整備されることで精度の高い検索が可能になることが期待できる。位置商標は検索キーとして用意されていないため検索することはできない。		
中国	データベース	提供元	国家知识产权局商标局
		名称	中国商标网
		URL	http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/home
	検索可能な新しい商標タイプ	音	
説明	データベース「SGTM」を利用し、検索項目「Trademark content」に「声音商標」を指定することで音商標を検索することは可能であるが、出願日付での絞り込みを行うことができないために、検索された結果から必要な部分を目視により確認する必要がある。 また、登録日付などの絞り込みも行えず、検索結果にも登録日付等の情報が出力されないために登録商標の検索を行うことはできない。		

表 3-1-7(b) 主要各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細
(2023年12月現在)

ベトナム	データベース	提供元	ベトナム特許庁 (Intellectual Property Office of Viet Nam)
		名称	IP Viet Nam
		URL	http://wipopublish.ipvietnam.gov.vn/wopublish-search/public/trademarks?1&lang=jp
	検索可能な新しい商標タイプ	新しいタイプの商標の検索はできない。	
説明	出願番号、商標、出願人、ニース分類、代理人名等での検索は可能であるが、商標タイプのような検索項目が用意されていないために、3-DやSound、Hologram等の新しいタイプの商標を検索することができない。		

新しいタイプの商標は、日本以外では米国及び EUIPO で多くの出願が行われており、その他の国においては数件程度で留まっている。「音」の商標では、日本、米国、EUIPO、中国、韓国で多くの出願が認められる。「色彩」の商標では、日本以外に EUIPO、フランス、イタリアで多くの出願が行われているという結果が得られたが、その結果の中には「色彩」の商標以外のもの（着色された商標なども一部含まれている。）も含まれていることが判明した。「ホログラム」商標では、フランスにおいて他の主要国よりも多くの出願が行われていることが特徴的である。

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の 2023 年 1 月から 12 月までの出願件数及び登録件数の推移を表 3-1-8 に示す。

表 3-1-8 日本における新しいタイプの商標の出願及び登録状況（2023 年）

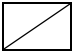
2023		立体	音	動き	位置	ホログラム	色彩のみ	合計
1月	出願	10	2	3	2	0	0	17
	登録	11	0	0	3	0	0	14
2月	出願	18	0	0	0	0	0	18
	登録	7	3	2	5	0	0	17
3月	出願	27	1	0	12	0	0	40
	登録	16	0	1	0	0	0	17
4月	出願	12	1	0	2	0	1	16
	登録	8	0	1	0	0	0	9
5月	出願	14	1	6	1	0	1	23
	登録	16	3	2	1	0	0	22
6月	出願	17	4	1	2	0	4	28
	登録	20	3	1	0	0	0	24
7月	出願	19	5	1	1	0	0	26
	登録	16	1	0	2	0	0	19
8月	出願	36	1	2	2	0	0	41
	登録	5	2	1	0	0	0	8
9月	出願	15	1	1	0	0	1	18
	登録	13	0	1	1	0	0	15
10月	出願	26	2	1	4	0	2	35
	登録	11	1	1	0	0	0	13
11月	出願	27	1	3	1	0	1	33
	登録	12	1	0	15	0	0	28
12月	出願	17	2	2	5	0	0	26
	登録	7	2	0	0	0	0	9
合計	出願	238	21	20	32	0	10	321
	登録	142	16	10	27	0	0	195

出典：独立行政法人 工業所有権情報・研修館運営の特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」のデータ（2024年2月1日現在）

主要国・機関の新しいタイプの商標の出願状況を取得する方法として主要国・機関のデータベースの利用が挙げられる。主要国・機関のデータベースでは各国の商標のタイプに対する項目（Mark Type やカテゴリ）のタグ付けが様々なため、検索が困難なものも存在する。本調査において新しいタイプの商標に関する出願・登録状況の情報取得を試みた国のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況を表 3-1-9 に示す。

表 3-1-9 主要国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況
(2023 年 12 月現在)

国名	データベース	音	色彩	香り(匂い)	動き	位置	ホログラム	トレードドレス
日本	J-Plat Pat	○	○		○	○	○	
米国	TESS	○	×	○	×	×	○	○
EUIPO	TM View	○	○		○	○	○	×
英国	TM View	○	△		○	○	○	
ドイツ	TM View	○	△		○	○	○	
フランス	TM View	○	△		○	○	○	
イタリア	TM View	○	△	×				
スペイン	TM View	○	△	×	○			
スイス	TM View	○	△		○	○	○	
中国	中国商标网	△	×					
韓国	KIPRIS	○	○	○	○	×	○	
ブラジル	TM View							
ロシア	TM View	○	△	×	○	○	○	×
インド	TM View	○	△	×				
メキシコ	TM View	○	△	×	○		○	×

- 凡例：
- 検索可能
 - △ 制度あり、検索困難
 - × 制度あり、検索不可
 -  制度なし

第2節 異議申立件数について

異議申立制度について、日本においては権利付与後に設定されているが、諸外国においては、権利付与前に設定されている国も多い。ここでは2013年から2022年における日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を調査した。日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を表3-2-1と図3-2-1に示す。

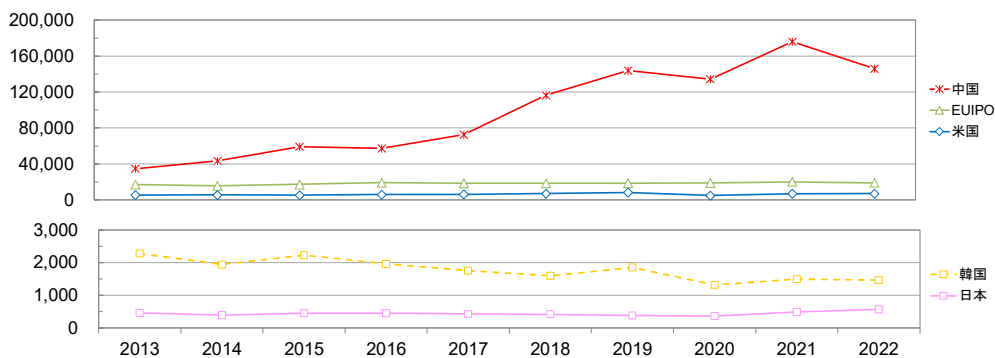
登録件数に対する異議申立件数の割合をみると、EUIPOの異議申立ての割合が他国よりも高いことが特徴としてあげられる。2021年までは概ね減少傾向を示していたが、2022年には登録件数の大幅な減少により登録件数に対する異議申立件数の割合は増加に転じている。EUIPOは方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみが行われ、先行商標との相対的拒絶理由についての審査はされず、異議申立てを待って審査が行われるため、異議申立件数が他国より多い点が出願手続を行うにあたっての留意点として挙げられる。

中国は異議申立件数が多いが、登録件数が非常に膨大であることから登録件数に対する異議申立件数の割合では米国とあまり変わらない数値となっている。2013年には3.6%の割合であったが、増加を示している年があるものの2022年には2.5%まで減少している。日本における登録件数に対する異議申立件数の割合は、2020年から2022年は過去10年間で最も低い0.3%という値を示しており、他の調査対象国と比較しても非常に低い事がわかる。

表3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2013年～2022年）

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
日本	異議	460	391	449	449	426	417	384	360	487	565
	登録	93,654	90,047	86,596	93,167	98,417	104,939	100,651	124,166	158,066	164,718
	割合	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
米国	異議	5,278	5,509	5,209	5,881	6,156	6,934	8,243	4,815	6,759	6,989
	登録	179,978	190,437	198,879	214,626	233,911	253,471	293,942	262,853	349,458	315,627
	割合	2.9%	2.9%	2.6%	2.7%	2.6%	2.7%	2.8%	1.8%	1.9%	2.2%
EUIPO	異議	17,015	15,666	17,217	19,127	18,597	18,352	18,684	18,881	20,130	19,020
	登録	81,989	86,982	93,083	101,260	105,553	110,626	113,821	126,420	154,075	133,452
	割合	20.8%	18.0%	18.5%	18.9%	17.6%	16.6%	16.4%	14.9%	13.1%	14.3%
中国	異議	34,667	43,398	59,122	57,274	72,559	116,428	143,725	134,326	176,045	145,821
	登録	974,453	1,366,842	2,154,710	2,235,017	2,790,817	5,097,129	6,252,174	5,811,295	7,780,402	5,760,700
	割合	3.6%	3.2%	2.7%	2.6%	2.6%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.5%
韓国	異議	(2,278)	(1,945)	(2,228)	(1,964)	(1,756)	(1,597)	(1,851)	(1,318)	(1,497)	(1,465)
	登録	91,761	91,276	106,935	110,431	107,359	105,340	113,906	104,955	125,731	124,057
	割合	2.5%	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%	1.5%	1.6%	1.3%	1.2%	1.2%

図3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2013年～2022年）



出典：①登録件数

年次報告書：日本

WIPOの統計データ：米国、EUIPO、韓国

Clarivate Analyticsのデータ：中国

②異議申立件数

年次報告書：日本、米国、EUIPO、中国

現地代理人より取得：韓国（表中は括弧付きの数字で記載している。）

但し、米国は会計年度である10月から翌年9月までの集計値となっている。

備考：米国、EUIPO、中国と日本、韓国は件数が大きく異なるので、別のグラフとしている。

第3節 EC サイト事業者やクラウドファンディング事業者における出品者の商標権保護への取り組みと商標出願動向

EC サイト事業者における出品者の商標権保護への取り組みとして、米国大手 EC サイトの取り組みを以下に挙げる。これらは主に事業者のホームページおよびニュース等から入手した情報に基づくものである。

米国の大手 EC サイト事業者である Amazon では、2017 年に Amazon Brand Registry の提供を開始した。これは、2022 年に 12 億ドル以上の出資がなされ、15,000 人以上の社員が取り組む、悪質業者・模倣品対策のためのプラットフォームである。出品者が自社の登録済商標、もしくは出願中の商標（ブランド情報）を Registry に登録し、共有することにより、知的財産侵害の疑いが検出され、出品者へ報告される仕組みとなっており、ブランドや購入者へ影響を与える前に違反が自動的にブロックされる。これにより、2020 年度は約 600 万件、2021 年度は 250 万件、2022 年度は 80 万件の新規アカウントの開設阻止がなされ、約 600 万件の模倣品処理、及び約 1300 件の法的措置がなされた。このプラットフォームでは、機械学習による検索システムの自動化、ビデオチャット審査、米国特許商標庁、税関との連携により確度の高い対策がなされている。また、マーケティングキャンペーンの実施により啓発活動も併せて実施されている（米国では 7000 万人動員）。

更に、主に中小企業を対象に Amazon IP Accelerator が導入され、推奨する法律事務所ネットワークの提供がなされ、より簡便に商標登録が可能となっている。これらの方策により、米国等一部の国では、商標出願件数が大幅に増加したと思われる。

一方、日本の大手 EC サイトの出品者の商標権保護の取り組みとしては、以下が挙げられる。これらは、実際にヒアリングした内容およびホームページやニュース等から入手した情報に基づくものである。

日本の大手 EC サイトでは、ユーザーと権利者から知的財産権侵害に関する通報を受付ける窓口を設けており、権利者から根拠となる情報を取得して、店舗に対して必要な措置を講じるという対応を行っている。上記米国大手 EC サイト事業者との大きな差異として、米国大手 EC サイトでは、プラットフォーム上で、出品者が自社の製品を販売することが多く、このようなケースを対象としているため、Amazon Brand Registry という仕組みが構築され、実施されているのに対し、日本の大手 EC サイトは小売りの事業者が出品者となっていることが多いため、出品者が商標権者であることが少ないという特性が挙げられる。稀に、商標権者が出品者である場合に第三者による商標権侵害行為が発生するケースも見受けられるが、事業者として積極的に商標出願を推奨することはないとのことであった。

次に、クラウドファンディング事業者における出品者の商標権保護への取り組みについて調査を行った。

クラウドファンディングとは、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること」を意味し、日本におけるクラウドファンディング事業者は、主に購入型クラウドファンディングと呼ばれる、支援者（出資者）が、起案者が報酬として設定した金銭以外の商品やグッズ、サービス等を購入するような感覚で支援するタイプのものと、寄付型クラウドファンディングと呼ばれる、支援者が起案者のプロジェクトに対してリターンを求めずに金銭を寄付するタイプ、および金融型クラウドファンディングと呼ば

れる、プロジェクトに対して投資、融資を行いリターンとして株式や利子・配当収入を得るタイプのクラウドファンディングに大別される。主な日本の大手クラウドファンディング事業者としては、購入型として MAKUAKE、購入型および寄付型の CAMPFIRE、READYFOR がある。

購入型クラウドファンディング事業者にヒアリングを行ったところ、商標出願の推奨や確認は特に実施しておらず、原則として起案者の裁量に委ねているとのことであった。起案者から第三者の権利侵害に関する相談に対しては、代替案の相談に乗る程度の助言を行っているとしている。また、第三者からの通報という形に対応する窓口は設けており、通報の際は起案者と権利者の仲立ちをして解決を促すという対応を行っている。明確な権利侵害の時は、プロジェクトの中止や商品名の変更といった対応をとることもあるとのことであった。案件によりネーミングまで考案するような場合は、商標についての侵害の危険性等は伝えるが、弁理士等の紹介までは行っていない。ヒアリングを実施した購入型クラウドファンディング事業者では、今後も商標出願の重要性に関する啓蒙活動を継続的にやりたいとのことであった。

クラウドファンディングでの成功事例中、商品名を付した事例をみると、多くはプロジェクトの終了前に出願しているが、中にはプロジェクト終了後数か月で出願しているケースもあり、その際に早期審査を請求している案件も見受けられる。

第4節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向

本調査では主要各国における仮想空間関連の商標の出願状況の調査を実施し、仮想空間関連の商標の出願件数の推移や出願区分の分布状況、仮想空間関連の商標を出願している出願人のランキングなどについて分析を行うことで仮想空間関連の商標の出願に関する現状の把握を行った。

調査対象国は、主要国・機関の中でも仮想空間関連の商標の出願が多く行われると想定される日本、米国、EUIPO、中国、韓国、WIPOの6か国・機関を対象として行った。

調査方法としては、仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードが指定商品名及び指定役務名に含まれる商標を抽出し、その出願件数の集計を行った。

また、そのキーワードが含まれる指定商品名及び指定役務名の商品・役務区分に着目し、それらの商標の出願区分の分布状況についても集計を行った。

調査に使用したキーワードの調査結果を観察すると、その出願件数の推移状況やキーワードが示す内容の特徴から3つのグループに分類することができた。

表 3-4-1 仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードの分類

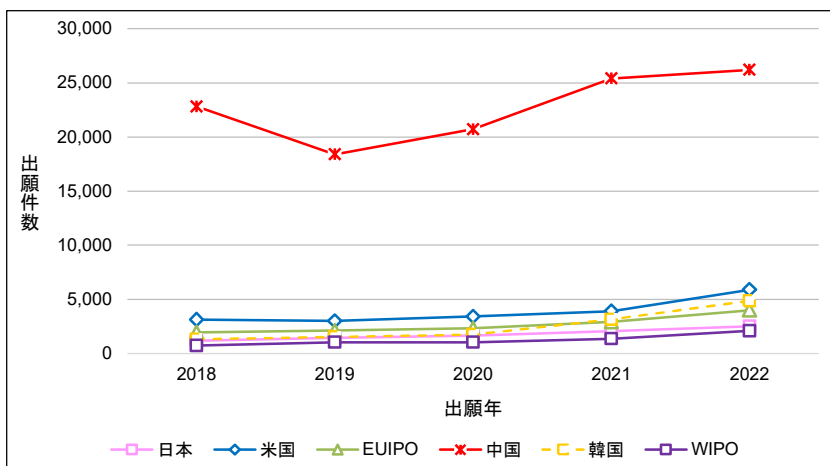
グループ	キーワード	
1	仮想現実	virtual reality
2	拡張現実	augmented reality
	仮想環境	virtual environment
	仮想コミュニティ	virtual community
	仮想商品	virtual goods
	仮想世界	virtual world
	メタバース	metaverse
	複合現実	mixed reality
	仮想空間	virtual space
3	非代替性トークン	non-fungible token

まず、仮想空間関連の商標の各調査対象国における出願件数の推移についての調査結果（図 3-4-1、図 3-4-2、図 3-4-3）からは、以下のようなことが判明した。

グループ1の調査結果（図 3-4-1）を見てみると、過去5年間の出願件数の合計は、中国における出願件数が突出して多く、次いで、米国、EUIPO、韓国の順となっている。中国においては、2019年に減少を示したものの、2020年に増加に転じ、以降は増加を続けている。米国においても中国と同様の動向を示している。その他の国・機関については、2018年から2022年まで増加を続けている。

グループ1の結果は、「Virtual Reality」というキーワードを使用して調査を行った結果であり、抽出された出願商標の指定商品・役務名を確認してみると、仮想通貨関連の指定商品名・指定役務名を有するものが一定数含まれていることが判明した。また、中国においては指定商品名及び指定役務名を自由に記載することが認められておらず、基準書に記載されている指定商品名や指定役務名を使用しないとイケないという制約があり、基準書に記載されている「Virtual Reality」というキーワードを指定商品名及び指定役務名に含む商標が多く検索されたものと考えられる。

図 3-4-1 グループ 1 における出願件数の推移 (2018 年～2022 年)

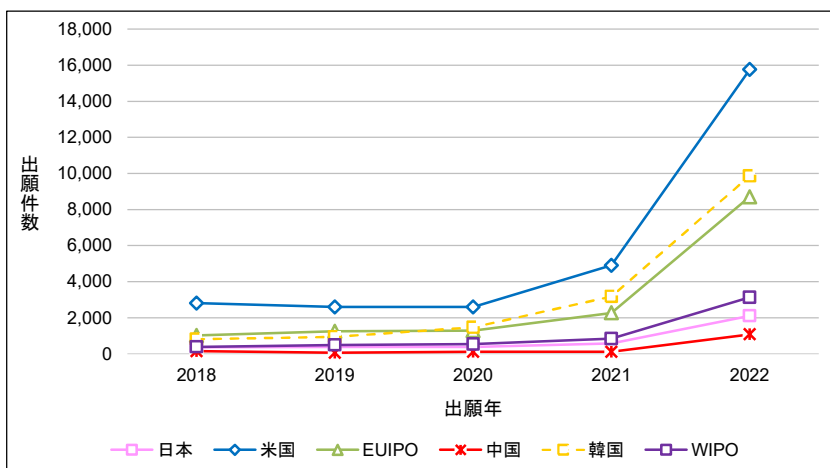


分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

グループ 2 の調査結果 (図 3-4-2) を見てみると、過去 5 年間の出願件数の合計は、米国における出願件数が最も多く、次いで、韓国、EUIPO、WIPO の順となっている。全ての調査対象国・機関において、2018 年から 2020 年まで多少の増減はあるものの横ばいに近い状態で推移していたが、2021 年、2022 年には大幅な増加を示している。特に 2022 年の米国、韓国、EUIPO での出願件数の増加は特徴的である。

グループ 2 の結果は、「Metaverse (メタバース)」や「Augmented Reality (拡張現実)」といった 8 種類のキーワードに関する調査結果の合計値であり、仮想空間関連を示す新しい言葉をキーワードとした調査結果と考えられる。そのため、これらのキーワードが指定商品名及び指定役務名に含まれる商標の出願件数は 2021 年以降に急増したものと考えられる。

図 3-4-2 グループ 2 における出願件数の推移 (2018 年～2022 年)

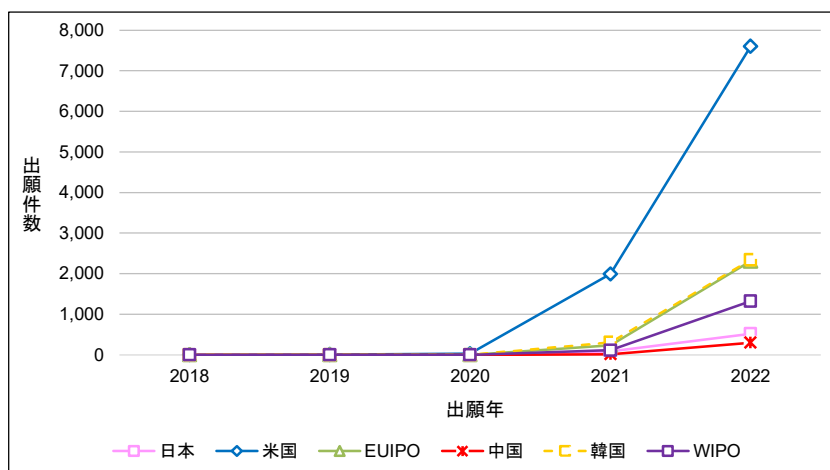


分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

グループ 3 の調査結果 (図 3-4-3) を見てみると、過去 5 年間の出願件数の合計は、米国における出願件数が最も多く、次いで、韓国、EUIPO、WIPO の順となっている。全ての調査対象国・機関において、2018 年から 2020 年まではほとんど出願は行われておらず、2021 年、2022 年には大幅な増加を示している。特に 2022 年の米国、韓国、EUIPO での出願件数の増加は特徴的である。

グループ 3 の結果は、「Non-Fungible Token」というキーワードに関する調査結果である。非代替性トークン（Non-Fungible Token）は、NFT として一般的に知られており、このテクノロジーは、ブロックチェーンをベースとして構築されている、代替不可能なデジタルのデータを指すものである。この言葉も新しく仮想空間上での商品や役務を表す際に使用されるものであり、このキーワードが指定商品名及び指定役務名に含まれる商標の出願件数も 2021 年以降に急増したものと考えられる。

図 3-4-3 グループ 3 における出願件数の推移（2018 年～2022 年）



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

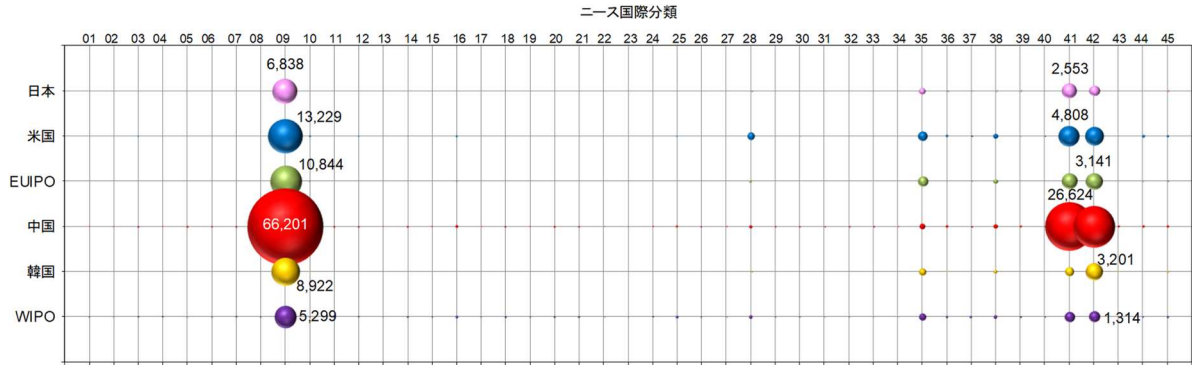
次に仮想空間関連の商標が調査対象国において、どのような区分に出願されているかについての調査の結果（図 3-4-4、図 3-4-5、図 3-4-6）からは、以下のようなことが判明した。

仮想空間関連の商標の 2018 年から 2022 年の出願区分数の合計は、グループ 1 では中国の出願区分数が最も多く、次いで米国、EUIPO の順となっている。グループ 2 では、米国の出願区分数が最も多く、次いで EUIPO、韓国の順となっている。グループ 3 では、米国の出願区分数が最も多く、次いで EUIPO、韓国の順となっている。

いずれのグループにおいても、仮想空間関連のキーワードを指定商品及び指定役務に含む商標が出願されている商品区分は、商品分野（第 01 類～第 34 類）においては、第 09 類への出願が大半となっている。一方、役務分野（第 35 類～第 45 類）においては、幅広く出願されており、グループ 1 では、第 41 類への出願が最も多く、次いで第 42 類への出願という順になっており、その他の役務区分の出願区分数との差は大きく開いている。グループ 2 では、第 41 類への出願が最も多く、次いで第 42 類、第 35 類の順となっている。グループ 3 では、第 35 類への出願が最も多く、次いで第 42 類、第 41 類、第 36 類の順となっている。

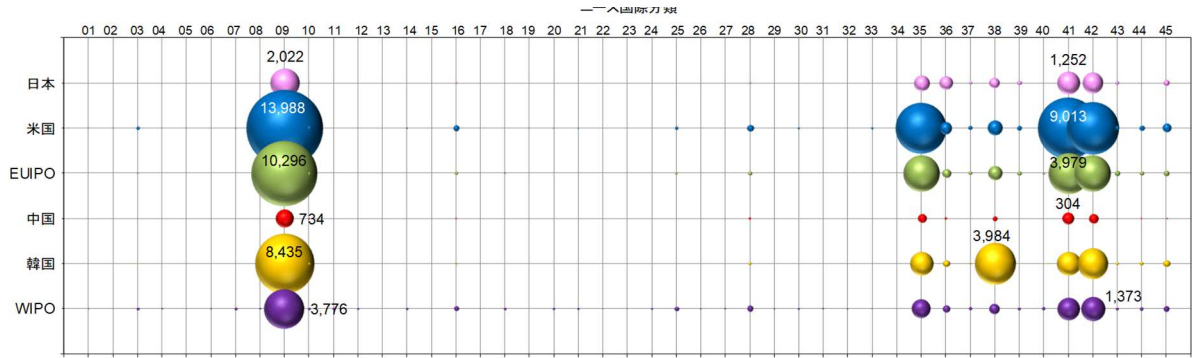
役務分野への出願においては、仮想空間上で提供するサービスの内容によって、その内容に該当する役務区分に出願されていることが分かる。

図 3-4-4 グループ 1 における調査対象国の出願区分ごとの出願区分数（バブル図）
（2018 年から 2022 年の合計）



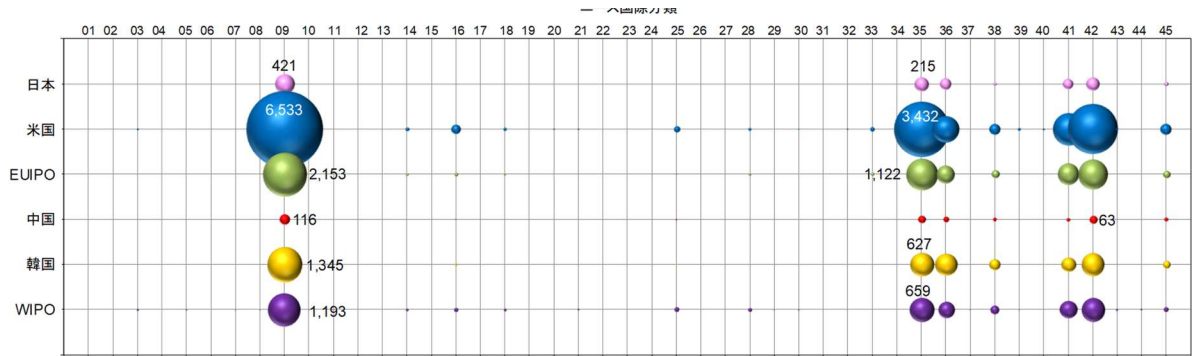
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-4-5 グループ 2 における調査対象国の出願区分ごとの出願区分数（バブル図）
（2018 年から 2022 年の合計）



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-4-6 グループ 3 における調査対象国の出願区分ごとの出願区分数（バブル図）
（2018 年から 2022 年の合計）



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。調査対象企業は、「令和3年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」（令和4年3月 特許庁）においてグローバル企業として選定した企業を中心に、調査対象の主要各国・機関である日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、ベトナムの半数以上（8か国以上）に直接出願を5年間合計で10件以上している企業の中から商標出願件数の多い合計39社について商標出願動向を調査した。

日本企業の出願件数を見ると、自国を含む東アジア、東南アジア、欧州、北アメリカ、南アメリカの順で多く出願されており、主要国では自国である日本に続き、中国、米国、韓国への出願が多くなっている。2022年においては自国、中国、米国の順は変わらないが、次いでインドネシアに多く出願されている。一方、欧州への出願ではEU加盟国の中でも欧州主要国である、ドイツ、フランス、イタリア、スペインへの出願は認められるが、主要国以外のEU加盟国への出願は非常に少なく、EUIPOへの出願でEU加盟国をカバーしている様子が確認できる。そのため、EU加盟国でない英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願は、他のEU加盟国と比較すると出願件数が多くなっている。欧州の主要国の中では英国への出願件数が他の欧州の主要国よりも多く認められる。これは英国のEU離脱に伴い英国での商標権の確保にEUIPOへの出願を代用するという手段が利用できなくなり、英国への直接出願あるいは英国を指定国とした国際登録出願を行わなければならなくなったことが影響を及ぼしているものと考えられる。直近2022年の国際登録出願の指定国としては、EUIPOが最も多く、次いで英国と韓国が同数で第2位、中国が第4位、米国が第5位の順となっている。

米国企業は、自国以外では東アジア、欧州、南米など広範囲に多く商標出願しており、東アジア、欧州に加えて地理的に近い南米を貿易相手国として重視している傾向が窺える。更に、東南アジア、中東への商標出願も多く行われており、新しいマーケットへの進出の様子が窺える。主要国では自国である米国より中国、メキシコへの出願が多く見られ、2022年においては中国、メキシコに加えて、ブラジル、カナダへの出願も自国より多くなっている。欧州への出願ではEU加盟国に対しては広く出願を行っているものの欧州の主要国以外への出願件数は少なく、米国企業も日本企業と同様に欧州に対してはEUIPOへの出願でカバーしているようであり、EU加盟国でない英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願はEU加盟国への出願よりも多く行われている。直近2022年の国際登録出願の指定国としては、英国が最も多く、次いでカナダ、マレーシアとイスラエル、メキシコの順となっている。

欧州企業は、欧州、東アジア、北米、南米、東南アジア、中東などに広く出願しており、主要国ではEUIPOに続いて、中国、米国、スイス、英国の順で出願件数が多い。また、2022年では中国、米国、EUIPOに次いで、カナダへの出願が多く見られる。米国とEUIPOへ多く出願し、なおかつ欧州各国への出願件数も多く、中国、日本を中心にアジアへの出願も活発である。これは欧州全体を自社のマーケットと捉え、かつ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中ではEU加盟各国への出願件数はEUIPOへの

出願件数より少なく、EUIPO を積極的に利用している企業が多いように見受けられる。EU 非加盟国である英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願も多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は非常に多く、直近 2022 年では英国、ノルウェー、トルコ、日本、ロシアへの出願で国際登録出願が多く見受けられる。

中国企業は、東南アジアへの出願が多く行われているが、自国を含む東アジア、欧州、南米、中東などに広く出願しており、主要国では自国である中国への出願が突出して多く、次いで、EUIPO、インド、米国、英国の順となっている。また、2022 年では中国、EUIPO に次いで、マカオ、サウジアラビア、インドネシアへの出願が多く見られる。欧州の中では EU 加盟国への出願は EUIPO への出願より少なく、EUIPO を積極的に利用しているように見受けられる。EU 非加盟国である英国、スイス、ウクライナ、ノルウェーへの出願も多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は非常に多く、直近 2022 年ではタイ、マレーシア、メキシコ、インドネシア、ロシアへの出願で国際登録出願が多く見受けられる。

韓国企業は、欧州、東アジア、東南アジア、北アメリカ、南アメリカの順となっている。主要国では自国である韓国に次いで、中国、EUIPO、米国、インドの順で出願件数が多くなっており、2022 年においては、自国、中国に次いで、米国、カナダ、インドネシアへの出願が多く見られる。欧州の中では EU 加盟各国への出願も行われているが、EUIPO への出願より少なく、EUIPO への出願を積極的に利用しているように見受けられる。EU 非加盟国である英国、スイスへの出願も EU 加盟国への出願と比較すると多く行われている。国際登録出願の 1 社当たりの利用件数は欧州企業、中国企業に次いで多く、米国、シンガポール、インドネシア、カナダ、マレーシアへの出願で国際登録出願が多く見受けられる。

日本、米国、欧州、中国、韓国のいずれのグローバル企業においても、欧州への出願については EUIPO への出願を積極的に利用しているようである。国際登録出願については積極的に利用している企業とあまり利用していない企業が混在している。

グローバル企業の国際登録出願の利用割合をグローバル企業の国籍別にまとめた結果を表 4-1-1 および図 4-1-1、図 4-1-2 に示す。

表 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2018 年～2022 年）

		2018	2019	2020	2021	2022	5年の累計
日本企業	直接出願	80.9%	76.4%	72.7%	72.5%	73.9%	75.5%
	国際登録出願	19.1%	23.6%	27.3%	27.5%	26.1%	24.5%
米国企業	直接出願	85.8%	80.4%	82.5%	81.7%	85.8%	83.2%
	国際登録出願	14.2%	19.6%	17.5%	18.3%	14.2%	16.8%
欧州企業	直接出願	63.5%	65.1%	64.0%	66.8%	67.7%	65.3%
	国際登録出願	36.5%	34.9%	36.0%	33.2%	32.3%	34.7%
中国企業	直接出願	86.3%	61.8%	61.3%	54.9%	61.6%	63.7%
	国際登録出願	13.7%	38.2%	38.7%	45.1%	38.4%	36.3%
韓国企業	直接出願	72.7%	69.5%	69.2%	73.8%	56.2%	67.7%
	国際登録出願	27.3%	30.5%	30.8%	26.2%	43.8%	32.3%

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2018年～2022年の合計）

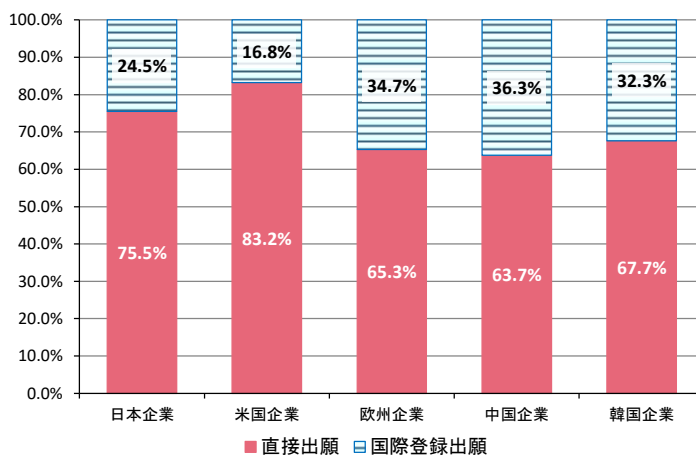
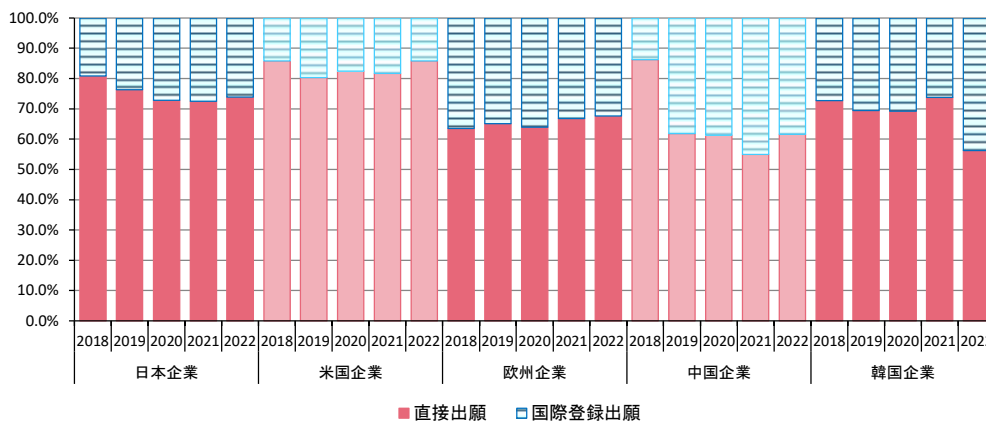


図 4-1-2 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移（2018年～2022年）



出典：Clarivate Analytics のデータ

国際登録出願の利用については、過去 5 年間の累計を見てみると、中国企業の利用割合が最も多く、次いで欧州企業、韓国企業、日本企業、米国企業の順となっている。また、2018 年から 2022 年までのグローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移を見てみると、日本企業、韓国企業では 2018 年から 2022 年にかけて概ね増加傾向にある。中国企業では、2019 年に大幅に国際登録出願の利用割合が増加した後は、概ね横ばいで高い割合を示している。欧州企業では、国際登録出願の利用割合は緩やかな減少傾向を示している。米国企業では、2019 年に増加したものの、以降は緩やかな減少傾向を示している。

調査対象となっているグローバル企業について、企業の国籍別に 2018 年から 2022 年までの主要各国への出願件数の合計の割合を分析した結果を表 4-1-2 に示す。

表4-1-2 グローバル企業（国籍別）の主要国への出願割合（2018年～2022年の合計）

		日本	米国	欧州	スイス	中国	韓国	ブラジル	ロシア	インド	メキシコ	ベトナム
日本企業	合計	12,550	2,118	1,787	549	9,834	2,040	766	661	865	683	968
	1社当たり	965	163	137	42	756	157	59	51	67	53	74
	出願割合	38.24%	6.45%	5.44%	1.67%	29.96%	6.22%	2.33%	2.01%	2.64%	2.08%	2.95%
米国企業	合計	2,490	4,988	4,409	1,707	11,164	1,977	3,909	1,709	3,404	5,071	1,165
	1社当たり	249	499	441	171	1,116	198	391	171	340	507	117
	出願割合	5.93%	11.88%	10.50%	4.06%	26.59%	4.71%	9.31%	4.07%	8.11%	12.08%	2.77%
欧州企業	合計	2,127	3,649	7,168	2,879	5,896	1,310	1,500	2,157	1,393	1,837	602
	1社当たり	304	521	1,024	411	842	187	214	308	199	262	86
	出願割合	6.97%	11.96%	23.49%	9.43%	19.32%	4.29%	4.92%	7.07%	4.56%	6.02%	1.97%
中国企業	合計	745	898	1,692	403	69,556	735	754	681	1,392	643	514
	1社当たり	149	180	338	81	13,911	147	151	136	278	129	103
	出願割合	0.95%	1.15%	2.17%	0.52%	89.16%	0.94%	0.97%	0.87%	1.78%	0.82%	0.66%
韓国企業	合計	640	2,294	2,302	399	3,457	5,928	944	683	1,321	887	724
	1社当たり	160	574	576	100	864	1,482	236	171	330	222	181
	出願割合	3.27%	11.72%	11.76%	2.04%	17.66%	30.28%	4.82%	3.49%	6.75%	4.53%	3.70%

出典：Clarivate Analytics のデータ

備考：欧州は EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの合計としている。

中国企業では、自国への出願の割合が他の国籍の企業よりも非常に高いことが分かる。日本企業、欧州企業、韓国企業では、自国への出願割合が最も多く、次いで中国への出願割合が多くなっている。米国企業では、中国への出願割合が最も多いが、それ以外は主要各国にバランス良く出願されており、グローバル市場を対象とした活動を行っている様子が認められる。

次に、調査対象となっているグローバル企業について、企業の国籍別に出願先地域ごとの出願状況を分析した結果を表 4-1-3 に示す。

表4-1-3 グローバル企業の国籍別－出願先地域別の出願件数（2018年～2022年の合計）

		自国	ヨーロッパ	北アメリカ	中央アメリカ	南アメリカ	東アジア	東南アジア	南・中央アジア	アフリカ	オセアニア	中東	合計
日本企業	合計	12,550	4,739	4,037	0	3,034	16,280	8,412	1,149	947	1,368	2,033	54,549
	1社当たり	965	365	311	0	233	1,252	647	88	73	105	156	4,196
	出願割合	23.01%	8.69%	7.40%	0.00%	5.56%	29.84%	15.42%	2.11%	1.74%	2.51%	3.73%	
米国企業	合計	5,308	14,291	8,686	467	9,917	16,863	9,282	3,958	4,199	3,134	8,304	84,409
	1社当たり	531	1,429	869	47	992	1,686	928	396	420	313	830	8,441
	出願割合	6.29%	16.93%	10.29%	0.55%	11.75%	19.98%	11.00%	4.69%	4.97%	3.71%	9.84%	
欧州企業	合計	4,108	18,466	8,858	431	6,383	11,786	6,039	2,018	2,598	2,193	5,604	68,484
	1社当たり	587	2,638	1,265	62	912	1,684	863	288	371	313	801	9,783
	出願割合	6.00%	26.96%	12.93%	0.63%	9.32%	17.21%	8.82%	2.95%	3.79%	3.20%	8.18%	
中国企業	合計	69,556	4,225	2,277	25	2,994	4,249	5,413	1,832	1,919	949	2,841	96,280
	1社当たり	13,911	845	455	5	599	850	1,083	366	384	190	568	19,256
	出願割合	72.24%	4.39%	2.36%	0.03%	3.11%	4.41%	5.62%	1.90%	1.99%	0.99%	2.95%	
韓国企業	合計	5,928	6,553	4,234	265	2,865	5,172	4,807	1,559	1,314	1,361	2,693	36,751
	1社当たり	1,482	1,638	1,059	66	716	1,293	1,202	390	329	340	673	9,188
	出願割合	16.13%	17.83%	11.52%	0.72%	7.80%	14.07%	13.08%	4.24%	3.58%	3.70%	7.33%	

出典：Clarivate Analytics のデータ

主要各国への出願割合の状況と同様に、中国企業においては、自国への出願割合が非常に高くなっていることが分かる。一方、日本企業、米国企業、欧州企業及び韓国企業においては、各地域への出願がバランス良く行われていることが分かる。1社当たりの出願件数を見ると、中国企業が最も多く、次いで欧州企業、韓国企業、米国企業の順であり、大きく離れて最も少ないのは日本企業となっている。

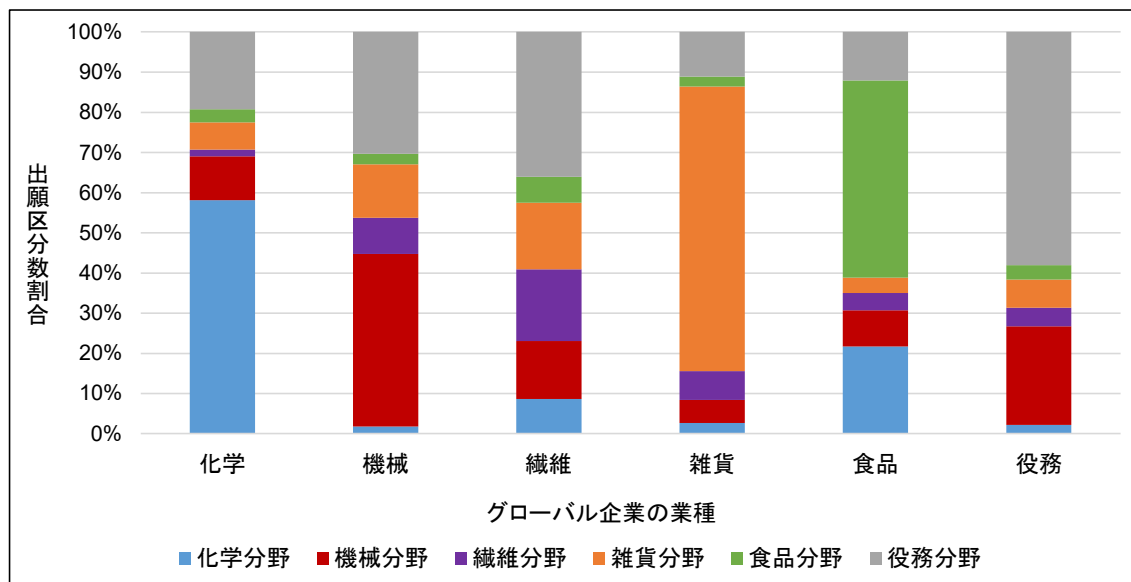
グローバル企業の業種別の各産業分野別の出願区分数及び出願区分数割合を表 4-1-4、図 4-1-3 に示す。

表 4-1-4 グローバル企業の産業分野別出願区分数及び出願区分数割合（業種別）（2022 年）

		出願分野							合計
		化学分野	機械分野	繊維分野	雑貨分野	食品分野	役務分野		
グローバル企業 の業種	化学	出願区分数	10,438	1,972	291	1,220	581	3,463	17,965
		出願区分数割合	58.1%	11.0%	1.6%	6.8%	3.2%	19.3%	100.0%
	機械	出願区分数	398	9,542	2,004	2,949	583	6,747	22,223
		出願区分数割合	1.8%	42.9%	9.0%	13.3%	2.6%	30.4%	100.0%
	繊維	出願区分数	304	507	630	584	227	1,271	3,523
		出願区分数割合	8.6%	14.4%	17.9%	16.6%	6.4%	36.1%	100.0%
	雑貨	出願区分数	125	267	341	3,327	115	522	4,697
		出願区分数割合	2.7%	5.7%	7.3%	70.8%	2.4%	11.1%	100.0%
	食品	出願区分数	341	142	68	60	773	190	1,574
		出願区分数割合	21.7%	9.0%	4.3%	3.8%	49.1%	12.1%	100.0%
	役務	出願区分数	380	4,213	795	1,203	618	9,965	17,174
		出願区分数割合	2.2%	24.5%	4.6%	7.0%	3.6%	58.0%	100.0%

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-3 グローバル企業の産業分野別出願区分数割合（業種別）（2022 年）



グローバル企業の出願動向を業種別に見てみると、繊維以外の業種に属するグローバル企業では、企業の業種に対応する産業分野への出願が最も多いことがわかる。一方、繊維の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願が最も多くなっている。グローバル企業の業種が役務以外の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願が多く認められる。これは、いずれの企業においても主となる業種に加えて、それに関連するサービスへのビジネス展開が行われていることがその一因であると考えられる。役務の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願の次に多く出願が行われているのは機械分野となっている。これは、本調査で調査対象としたグローバル企業の中で役務の業種に属する企業にはインターネット上でのサービスを展開する企業が多く含まれており、そのサービスに関連するソフトウェアなどを対象とした出願が含まれていることが一因であると考えられる。

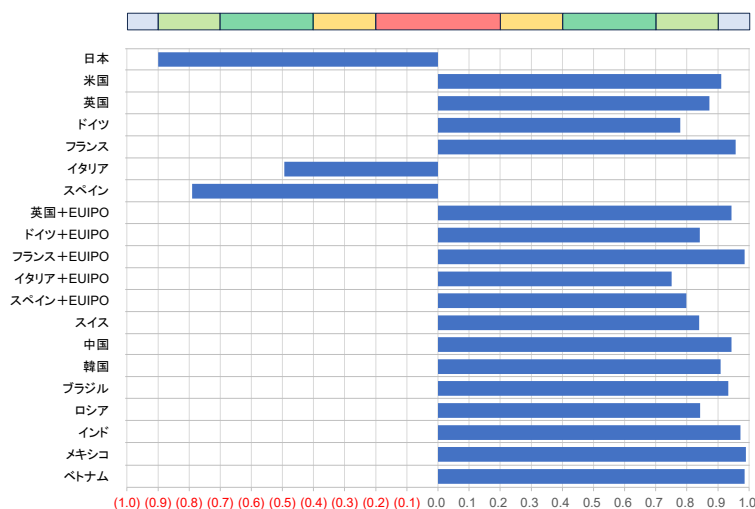
第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連

第1節 人口と商標出願動向について

【人口の推移と商標出願件数の動向の関連】

主要各国の人口と商標出願件数の関連においては、ほとんどの主要国において、人口と商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、各国への商標出願件数と各国の人口の相関値よりも各国の商標出願件数にEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図5-1-1 主要各国における人口と商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

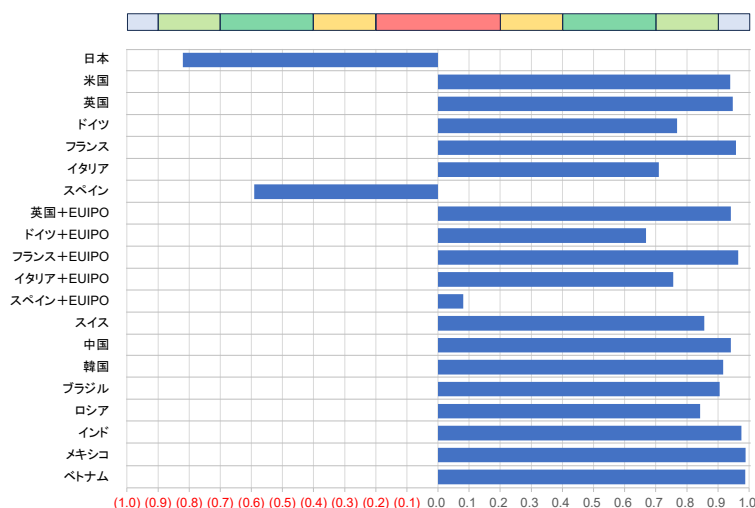
①人口は
IMF(International Monetary Fund)の統計資料のデータ

②出願件数は
中国：Clarivate Analyticsのデータベース
その他の主要国：WIPOの統計情報

相関値	相関の強さ
0.0~±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2~±0.4	弱い相関がある
±0.4~±0.7	相関がある
±0.7~±0.9	強い相関がある
±0.9~±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

次に、自国居住者による商標出願件数と人口の関連についての調査からは、ほとんどの主要国において、人口と自国居住者による商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、ドイツ以外の国では、各国への自国居住者による商標出願件数と各国の人口の相関値よりも各国の自国居住者による商標出願件数に自国居住者によるEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図5-1-2 主要各国における人口と自国居住者による商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

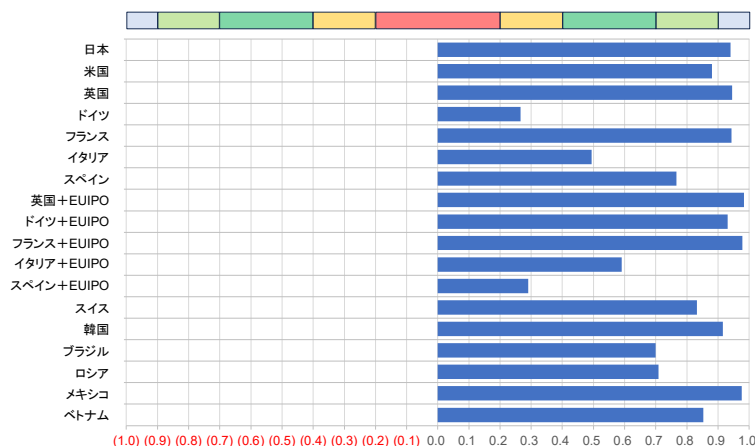
①人口は
IMF(International Monetary Fund)の統計資料のデータ

②自国居住者による出願件数は
中国：Clarivate Analyticsのデータベース
その他の主要国：WIPOの統計情報

相関値	相関の強さ
0.0~±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2~±0.4	弱い相関がある
±0.4~±0.7	相関がある
±0.7~±0.9	強い相関がある
±0.9~±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

主要各国の労働力人口と商標出願件数の関連においては、ほとんどの主要国において、労働力人口と商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、スペイン以外では、各国への商標出願件数と各国の労働力人口の相関値よりも各国の商標出願件数にEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の労働力人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図 5-1-3 主要各国における労働力人口と商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

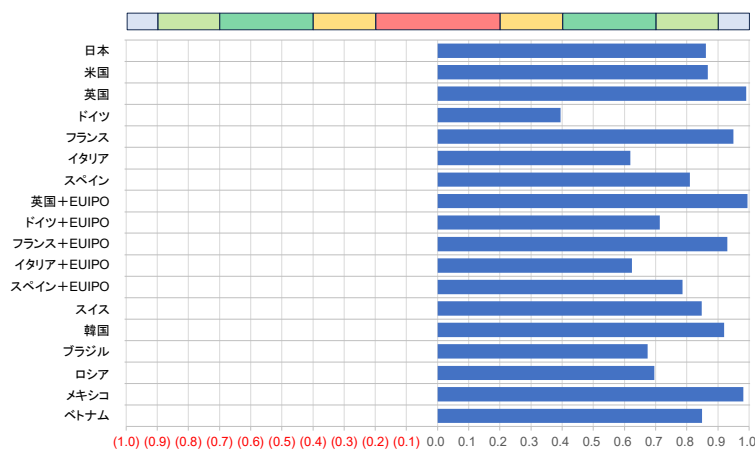
- ①労働力人口は ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ
- ②出願件数は WIPOの統計情報のデータ

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0~±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2~±0.4	弱い相関がある
±0.4~±0.7	相関がある
±0.7~±0.9	強い相関がある
±0.9~±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

次に、自国居住者による商標出願件数と労働力人口の関連についての調査からは、ほとんどの主要国において、労働力人口と自国居住者による商標出願件数の間には強い相関があるという結果が得られた。EU加盟の主要国については、フランス、スペイン以外では、各国への自国居住者による商標出願件数と各国の労働力人口の相関値よりも各国の自国居住者による商標出願件数に自国居住者によるEUIPOへの商標出願件数を加算した商標出願件数と各国の労働力人口との相関値の方がより強い相関を示すという結果が得られた。

図 5-1-4 主要各国における労働力人口と自国居住者による商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

- ①労働力人口は ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ
- ②自国居住者による出願件数は WIPOの統計情報のデータ

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0~±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2~±0.4	弱い相関がある
±0.4~±0.7	相関がある
±0.7~±0.9	強い相関がある
±0.9~±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

これらの結果から、商標出願件数の動向との関連を探るために採用した指標である人口は商標出願の出願人の対象とは考えにくい子供なども含まれたものであり、労働力人口の方が商標出願件数との関連を見る上ではより良い指標と考えられる。

また、労働力人口と自国居住者からの商標出願件数に限定した分析においては、商標出願件数と労働力人口による分析結果と同様の結果を得られることができ、相関値については商標出願件数よりも自国居住者からの商標出願件数に限定した場合の方が概ね高い相関値となる結果を得ることができた。

これらの結果から、労働力人口は経済・産業状況と商標出願件数との関連を見る上において、経済指標の一つであると考えられ、商標出願件数については、商標出願件数全体で観察するよりも自国居住者からの商標出願件数に着目する方がより関連性が表れるものと考えられる。

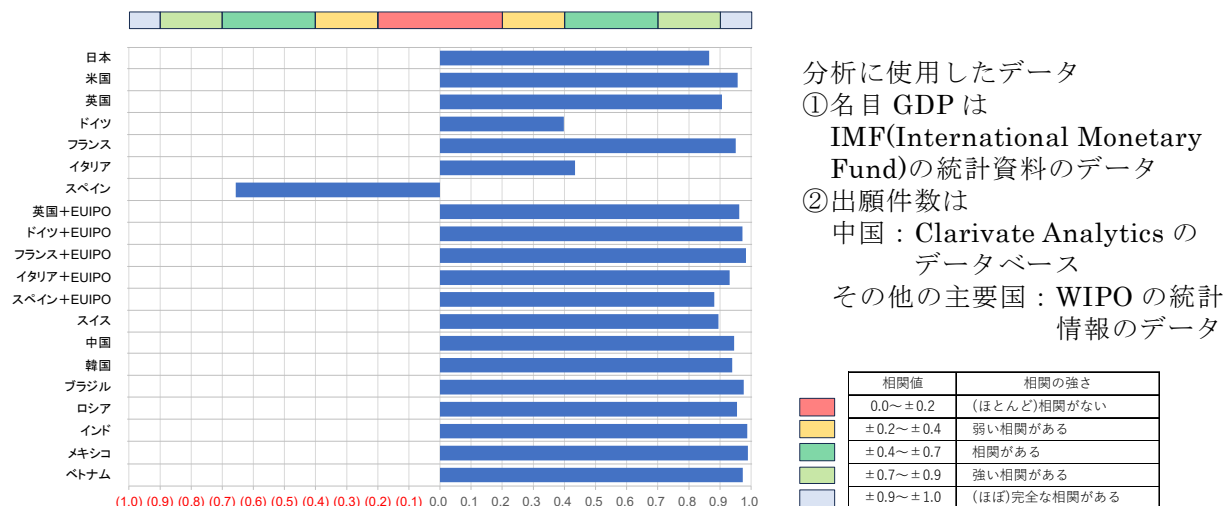
第2節 GDPと商標出願動向について

【名目GDPと商標出願件数の関連】

2003年から2022年の20年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の名目GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、ほとんどの主要国において、名目GDP（現地通貨）と出願件数の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。

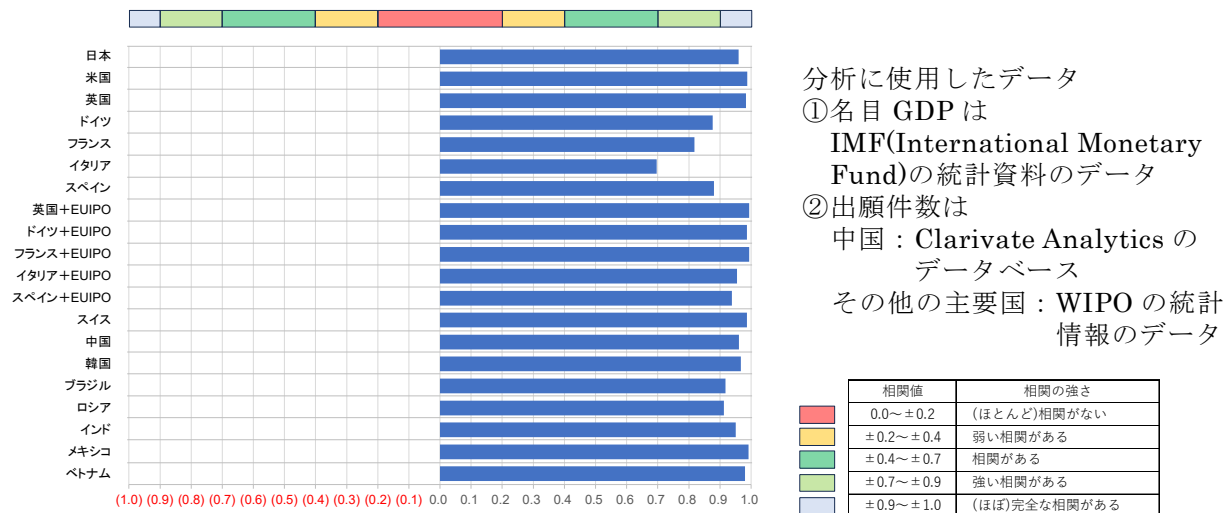
また、欧州各国の商標出願件数にEUIPOへの商標出願件数を加算したものと名目GDP（現地通貨）との間には、完全な相関あるいは強い相関があるという結果が得られている。

図5-2-1 主要各国における名目GDPと商標出願件数の相関値（2003年～2022年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した2010年から2019年の10年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の名目GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、全ての主要国において、名目GDP（現地通貨）と出願件数の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明し、2003年から2022年のデータを対象とした相関値よりも高い数値を示している国が多くみられた。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

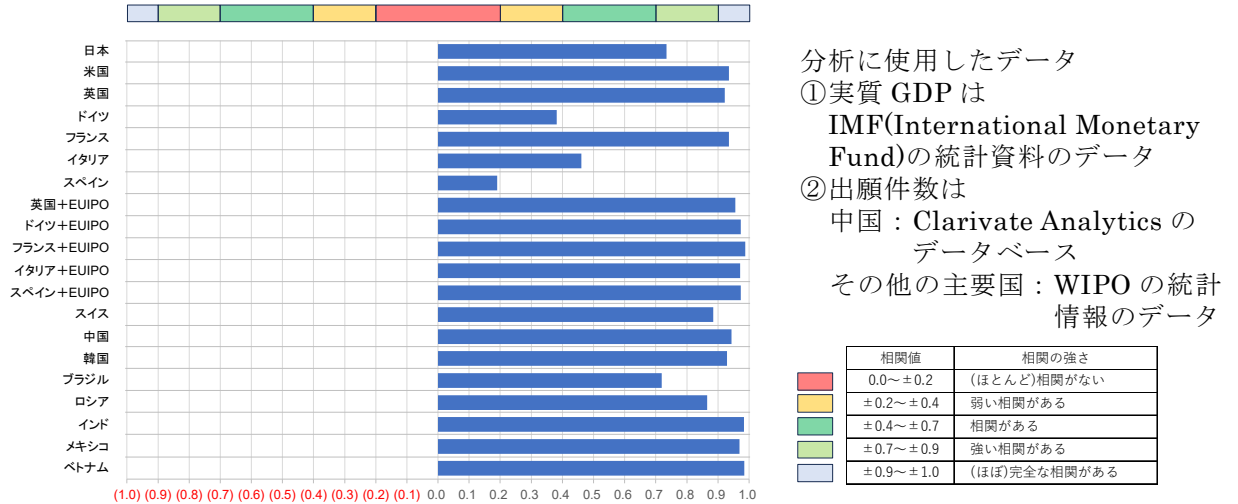
図5-2-2 主要各国における名目GDPと商標出願件数の相関値（2010年～2019年のデータ）



【実質 GDP と商標出願件数の関連】

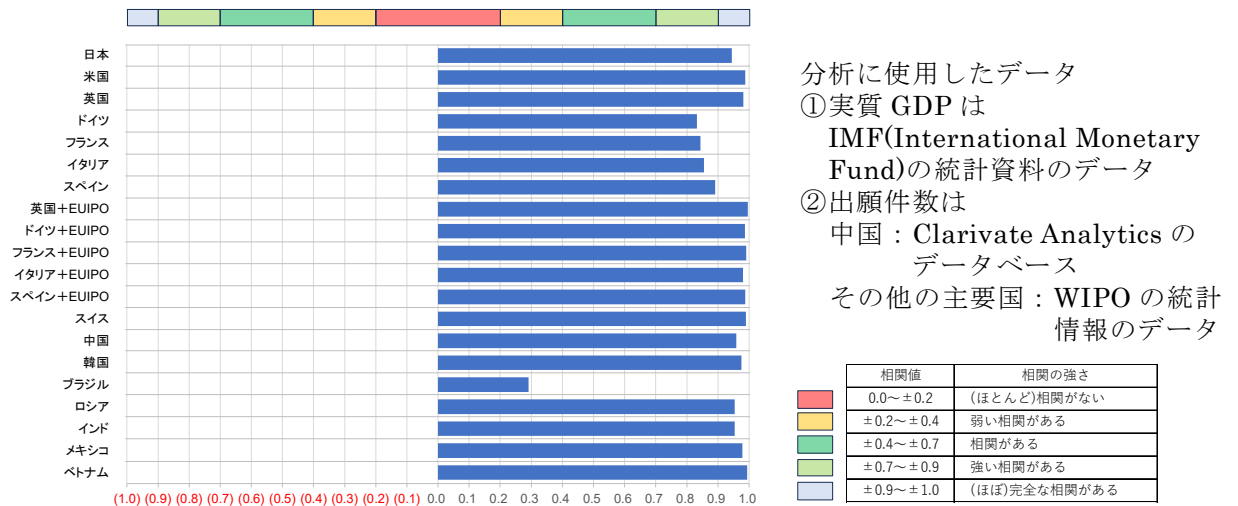
2003 年から 2022 年の 20 年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、ほとんどの主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数全体の間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。また、欧州各国の商標出願件数に EUIPO への商標出願件数を加算したものと実質 GDP（現地通貨）との間には、完全な相関があるという結果が得られている。

図 5-2-3 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2003 年～2022 年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した 2010 年から 2019 年の 10 年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見てみると、全ての主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数の間には完全な相関があることが判明し、2003 年から 2022 年のデータを対象とした相関値よりも高い数値を示している国が多くみられた。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

図 5-2-4 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2010 年～2019 年のデータ）



名目 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連及び実質 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連の結果から、現地通貨ベースの名目 GDP 及び実質 GDP は、経済・産業状況と商標出願件数との関連を見る上において、経済指標の一つであると考えられる。

また、EU 加盟国については各国の出願件数に EUIPO の出願件数を加算して分析することがより良い結果を得られるものと考えられる。

第3節 輸出入額と商標出願動向について

【日本から他の主要国への輸出額の総額と日本から他の主要国への商標出願件数の総数の関連】

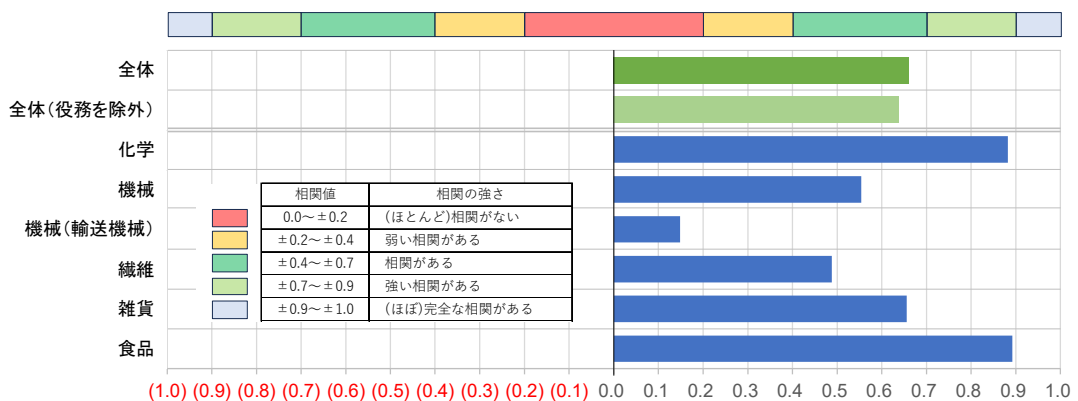
日本から他の主要国への輸出額の総額と日本から他の主要国への商標出願件数の総件数の関連を見てみると、輸出額全体の総額と商標出願件数の総数及び輸出額全体の総額と役務分野を除く商標出願件数の総数においては、どちらも相関があるという結果を示しており、役務分野の商標出願件数を除外した場合よりも役務分野を含めた商標出願件数全体との関連の方が僅かではあるが相関値が高い結果となっている。

次に産業分野毎の関連を見てみると、最も各産業分野の輸出額の総額と商標出願件数の総件数との相関値が高い結果となったのは、食品分野であり、次いで化学分野、雑貨分野、機械分野、繊維分野、輸送機械に限定した機械分野の順となっている。

食品分野及び化学分野では、強い相関があるという結果を示しており、雑貨分野、機械分野、繊維分野では相関があるという結果となっている。

一方、輸送機械に限定した機械分野では、ほとんど相関がないといった結果を示している。これは、輸送機械に関する商標のライフサイクルは比較的長期であり、同じブランドを長期に亘り使用することで、新たな商標出願が行われにくい傾向があることが要因として考えられる。

図 5-3-1 日本から他の主要国への輸出額の総額と日本から他の主要国への商標出願件数の総件数の相関値



分析に使用したデータ：

日本から他の主要国への輸出額－財務省貿易統計資料

日本から他の主要国への出願区分数－Clarivate Analytics のデータベース

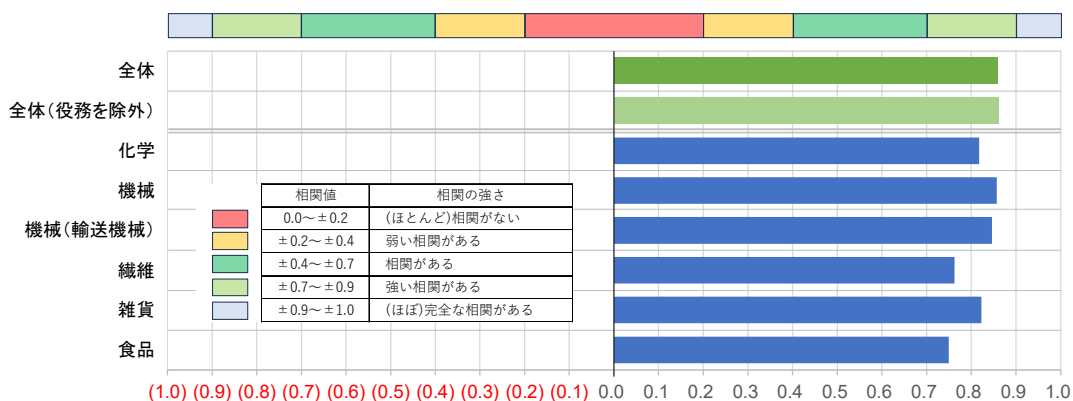
【日本以外の主要国から日本への輸入額の総額と日本以外の主要国から日本への商標出願件数の総数の関連】

日本以外の主要国から日本への輸入額の総額と日本以外の主要国から日本への商標出願件数の総数の関連を見てみると、輸入額全体の総額と商標出願件数の総数及び輸入額全体の総額と役務分野を除く商標出願件数の総数においては、どちらも強い相関があるという結果を示しており、役務分野の商標出願件数を除外した場合と役務分野の商標出願件数を含めた場合とでは大きな差は見られないという結果となった。

次に産業分野毎の関連を見てみると、最も各産業分野の輸入額の総額と商標出願件数の総数との相関値が高い結果となったのは、機械分野であり、次いで輸送機械に限定した機械分野、雑貨分野、化学分野、繊維分野、食品分野の順となっている。

全ての産業分野において、日本以外の主要国から日本への輸入額の総額と日本以外の主要国から日本への商標出願件数の総数には強い相関があるという結果を示している。

図 5-3-2 日本以外の主要国から日本への輸入額の総額と日本以外の主要国から日本への商標出願件数の総数の相関値



分析に使用したデータ：

日本から他の主要国への輸出額－財務省貿易統計資料

日本から他の主要国への出願区分数－Clarivate Analytics のデータベース

第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果

本年度の調査結果の内容について、有識者へのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の対象となる有識者として、国内グローバル企業の知財担当者、国内弁理士、海外弁理士（米国、英国、中国、韓国）を選定した。

ヒアリング調査では、調査結果の解釈（出願件数の変化等が実感と合うか否か。）等について、各有識者の方々のご意見を伺う形で実施した。

国内のグローバル企業へのヒアリングでは、ヒアリング対象となる企業の業種、新商品の開発や市場への投入に対するビジネス戦略が各企業で相違することもあり、様々な意見を聞くことができた。

国内・海外への商標出願業務を行っている国内の特許事務所へのヒアリングでは、特に海外への出願に関しては円安の急激な進行が原因となって、国内企業からの海外への出願件数が減少しているという意見が聞かれた。

海外において商標出願等の業務を行っている米国、英国、中国、韓国の特許事務所にヒアリングを行った結果からは、各国における商標出願動向に関する情報を得ることができた。

ヒアリング調査で得られたコメントは、以下のとおりである。

1. 国内グローバル企業における昨今の出願件数（海外含む）及び今後の展望について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・国内、海外への商標出願は、経済動向に影響を受けることは少なく、商品展開の計画に則って行っており、新たに商標出願を行うかどうかは、展開する商品が新名称を必要とするかどうかポイントとなる。
- ・また、商品の開発期間が長期に亘るために、中長期の計画に従った動きとなる。

【企業B】

- ・コーポレートブランドは、本社での出願を行っているが、各国で実施しているサービス・プロダクトブランドは、海外のグループ会社で出願・権利化を行っている。
- ・また、定期的にコーポレートブランドの権利範囲に不足しているものがあるかどうかの確認を行い、所有する商標権の整理を行っているため、ビジネス拡大に伴う出願件数の増加だけでなく、既存のコーポレートブランドの権利拡大を目的とした出願についても定期的に実施している。

【企業C】

- ・新たな商標出願は、新しい商品が世の中に出される場合に行っており、今後においても、新たな商標出願については、製品開発の進捗に左右される。
- ・新商品だけでなく、ファミリーブランドという展開で商品が販売されることもあるので、新たな商標出願が大きく増加するかというと、そのようなことはないように思われる。

2. 事務所における昨今のユーザー（属性別《海外企業・大企業・中小企業・個人等》）の出願動向について

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・最近の傾向としては、海外出願の件数が減少しており、企業ユーザーは、昨今の急激な円安により、海外への出願に伴う費用が高額に感じられることもあり、海外出願に慎重になってきている。
- ・また、海外における出願件数の減少は、中国のゼロコロナ対策による経済環境の悪化や、ロシアのウクライナ侵攻等の影響もあるのではないかと。一方、当事務所で取り扱う海外からの出願は増加しており（特に、中国及び欧米からの出願）、急激な円安が影響している可能性がある。

【国内弁理士B】

- ・近年は、当事務所で取り扱う海外からの出願は減少しており、これは、中国からの出願が減少したことが影響していると考えられる。
- ・また、海外からの出願において、国際登録出願を利用して日本を指定国とする傾向が強まっている一方、国内企業から海外への出願は、急激な円安に伴う出願費用の増加の影響を受け、伸び悩んでいる。

【国内弁理士C】

- ・円安に伴う各種費用の高騰によって、出願だけでなく、その後の中間処理や、登録手数料及び商標権の維持についても、従来より費用を要するため、出願自体を諦める顧客は多い。現地代理人への依頼費用が高騰していることもあるが、それに加えて、円安の影響により、更に割高感を与えることになっている。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国）

【米国弁理士】

- ・商標出願件数の増減等の動向は、顧客の予算や景気の影響などを受けることはあると思われるが、現時点では業務的な影響はない。

【英国弁理士】

- ・かつては、米国企業が英国やEUIPOへの直接出願を依頼してきたのに対し、最近では、国際登録出願の利用が増加している。
- ・英国では、70%もの出願が代理人を通さず、出願人自身によって出願されている。
- ・英国とEUでは、国際登録出願の利用が増えており、特に米国とカナダの企業が英国を指定して出願することが増えたことに注目している。
- ・顧客の動向に関しては、経済成長の先行きの不透明感を受けて予算制限を求められている。

【中国弁理士】

- ・事務所における顧客は、中国の中小企業（越境EC）がメインであり、最近では出願件数が減少している。
- ・中国から日本への出願件数の動向に関して、2016年以降に日本のAmazonに出店をする際に、商標登録が必要であることから、日本への商標出願件数が増加をしたものと考えられる。
- ・昨今の日本への商標出願件数の減少の理由としては、ECサイト業者がある程度の商標権を確保し、それらを使用する事で事業展開を実施することが可能となったため、新たな商標出願を行う必要性が少なくなったことが挙げられる。

【韓国弁理士】

- ・韓国特許庁の全体商標出願件数は、コロナ禍(2019年～2021年)にも増加してきた。当該期間中、海外企業による韓国出願は減少したものの、韓国企業の国内出願件数が大幅に増加したことが影響したものである。当該期間以降は全体的に出願が減少する傾向にあるが、最近は米国や日本等を中心に海外企業による韓国出願が回復傾向にある。

3. 主要国・機関の全体的な出願動向について**●国内グローバル企業****【企業A】**

- ・中国においては、大量の先願商標が存在するために、使用できる、あるいは新しく権利を取得できる商標がない場合があり、出願前調査の段階で登録可能性のある商標が見つからないといった状況である。

【企業B】

- ・各企業においては、コロナ禍に設備投資の縮小や商品開発が停止したことで、新しい商品が市場に投入されるケースが減ったことが想定される。これにより、その新規商品に係る商標出願が減少したことも全体の出願件数が減少した理由の一つではないか。

【企業C】

- ・当企業においては、2022年は中国への出願件数は増加をしている。
- ・各国への出願件数の増減の推移には、特に規則性はない。

【企業D】

- ・商標出願という観点では、できるだけコストをかけずに必要な国において必要となる区分で権利が取得できるかがポイントとなる。海外への出願については、各国への直接出願を行うか、国際登録出願を利用するかを選択することになるが、基礎出願の指定商品の記載がそのままでは認められない場合もあるといった理由から、国際登録出願を利用するよりも直接出願を採用することが多い。このような点が解決すれば、コストメリットもあり、国際登録出願を利用してみたいという思いはある。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- 中国からの他国への出願件数の減少の原因としては、2021年1月27日に公表されている、中国企業の海外への商標出願に対する補助金が支給されなくなったことだと思われる。この補助金の支給停止により、今まで多くの国に対して行われていた商標出願が抑制されて、出願対象国や出願区分について、必要な国、区分への絞り込みが行われるようになった。
- 中国の出願件数は、2022年には大幅な減少を示したが、2023年は更に大幅な減少を示すのではないかとされている。この原因としては、2023年の春節前（1月）に改正商標法の草案が出されて、若干使用主義的な色彩のドラスティックな改正案が盛り込まれていることが挙げられる。これは、悪意のある出願を排除するだけでなく、使用を目的としない商標の出願を排除することを目的とするものである。この背景には、審査等に係るリソースも限られている中で、商標の出願件数だけが增加しても本来の商標出願制度の姿ではないという専門家及び他国からの意見もあるようである。

【国内弁理士B】

- 中国の出願件数の減少の原因については、ゼロコロナ政策等による経済環境の悪化が要因と考えられる。
- 他国から中国への出願では、大量の先願商標があるために新たな商標を出願しても拒絶されてしまい、商標権を取得することができない。これを理由として商標出願を取りやめるケースもある。
- 中国における出願について、従来は、防御のため幅広い範囲（区分）で出願していたが、商標制度の改正により、悪意のある商標出願を取り消すことが容易となった。このような制度改正についても、中国への出願件数の減少の理由の一つではないか。

【国内弁理士C】

- 中国における商標出願件数の増加の一因として、審査で類似商標が引用された場合、この引用商標が使用されていないと思われる場合には、不使用取消審判を請求することになる。この場合、中国以外の他の国の場合は審査が停止することになるが、中国では停止されないために、出願人はバックアップのための出願を行わなければならない。2023年6月13日の発表により、このバックアップ出願をする必要がなくなり、これに相当する商標出願の件数が減少することになったと思われる。
- 中国では、アリババのようなインターネットでの商品販売（ネット通販）を行うECサイト事業者に対して、商標権を保有していない者からの出品を認めないとしている。そのため、ECサイト事業者が小売店事業者（出品者）に対して商標権を保有している証明書を提出するようとの対応を行ったことが、2018年以降に急激に商標出願件数が増加した理由の一つである。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国）

【米国弁理士】

- ・米国と中国の結びつきは実質的なものであり、2018年から2019年の米国の出願は、中国国民や企業からの出願が大半を占めており、中国の出願件数の減少は、米国での減少につながるため、本マクロ調査の結果として示されているとおриだと思ふ。
- ・日々の業務を行っている上では、米国から中国への出願が減少したとは感じていない。しかしながら、各顧客は、外国出願に伴う費用を抑えている可能性があり、事務所として扱う件数は少し減少したかもしれない。出願件数の減少については、米国の場合は、景気と非常に強く結びついており、互いに直接的に影響しあうと考えている。

【英国弁理士】

- ・英国における出願件数の動向は、英国のEU離脱と新型コロナウイルス感染拡大における政府の行動制限による自然な現象だと考えている。また、2022年の出願件数減少は、2021年の件数増加に続く自然な現象であると考えている。

【中国弁理士】

- ・中国における2022年の出願件数の大幅な減少の理由について、中国では、近年においては悪意のある出願は認められなくなってきており、2019年頃からは使用を前提とする出願でなければ認めないなど、商標登録出願に関する審査が厳しくなっている。
- ・新たな商標権を取得することが困難になってきていることから、最近では、登録済みの商標権の売買が多く行われるようになり（数十万件程）、商標権の売買を正式にビジネスにしている企業もある。
- ・中国においては、商標の更新はほぼないと考えられる。10年以上続いている商標（一回以上の更新を行った商標）は、全体の3割にも満たないのではないかと予想される。そのため、2015年以降に出願した商標の更新率はかなり減ると思われる。2013年までに登録された商標は使用を目的とする商標が多いが、2015年から2020年に出願された商標は、使用を目的としない、売買目的のためのものが多数存在するため更新されないと予想される。

【韓国弁理士】

- ・コロナ禍にも、韓国の商標出願件数は、コロナ関連商品への国内事業者の出願増加とイーコマースの拡大に伴って増加した。しかし、同期間中、海外企業による商標出願は、各国のコロナの状況にも影響を受けて大幅に減少する状況もあった。2022年度にはコロナ禍が落ち着いたにもかかわらず景気が予想外に回復せず、韓国特許商標庁始まって以来の商標出願件数減少になった。しかしながら、2022年度と比較して2023年からは徐々に海外企業による韓国出願が回復してきているように見られ、現在もそのような基調が維持されているようである。

4. 国際登録出願の利用有無等について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・国際登録出願の利用は、出願対象国の数によって使い分けを行っている。多くの国へ出願を行う場合には、国際登録出願を利用する方がメリットはあるが、特定の国への出願を行う場合には、直接出願による出願を行っている。

【企業B】

- ・海外への商標出願においては、各国への直接出願に加えて、国際登録出願も利用している。国際登録出願の指定国は、ヨーロッパ、その周辺国とアジア諸国が多い。

【企業C】

- ・国際登録出願は積極的には利用しておらず、理由としては、国際登録出願を利用する場合のセントラルアタックを懸念する他、各国で拒絶された場合には、各国への直接出願よりも手間がかかってしまう恐れがあるためである。
- ・国際登録出願を利用した場合に、一部の国のみ指定商品・役務について、拒絶されることがあり、国ごとで権利範囲の差が生じる可能性がある。
- ・また、国によって登録証が発行されない場合があるので、権利行使の際の不安材料となっている。
- ・国際登録出願を利用し、特定の国において暫定的拒絶通報を受けた場合には、その段階で、海外代理人に依頼する手間が生じるため、最初から特定の国に対して直接出願を行った方が効率的である。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・国際登録出願は、比較的多く利用している。日本を基礎出願（登録）とする場合は、早期審査制度を活用することで、優先権主張が容易となり、使い勝手は良いと思う。ただし、中国やタイなどを指定国に含める場合には、基礎出願（登録）となる日本の商標が現地での権利を主張できるようになっているか（例えば、日本語とアルファベットの2段併記などの場合は、国際登録出願のための基礎出願を別途実施するなどの配慮が必要）を確認する必要がある。

【国内弁理士B】

- ・日本企業は、海外への出願に際し、国際登録出願の利用に慎重である。理由としては、審査等の質に統一性がない場合があり、重要な商標に関しては、各国への直接出願を利用するためである。一方で、海外から日本への出願については、国際登録出願を利用して日本を指定国とするケースが増えている印象である。
- ・国際登録出願の使い勝手という観点では、基礎出願（登録）となる日本の商標に記載されている指定商品・指定役務がそのまま認められないことが多いこともあり、その商標の重要性や使い方に合わせて直接出願か国際登録出願を利用するかを決めている。

【国内弁理士C】

- ・国際登録出願の利用は増えており、理由としては、多くの国に対して直接出願を行う場合には、各国ごとに海外代理人を選定する必要があるが、国際登録出願を利用する場合は、その手間が省けるという理由が一番大きい。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国）**【米国弁理士】**

- ・ここ5～10年の間の変化は特に感じておらず、中小企業においても、国際登録出願の利用を検討している顧客は増えてきている。
- ・できるだけ安価かつ広い範囲において権利を取得したい場合に、多くの弁理士が、国際登録出願の利用をする。ただし、米国を基礎出願（登録）とする国際登録出願を利用する場合は、米国の法律や規則に基づいてなされる国内出願と同様に審査されることを理解する必要があり、米国には、商標の使用証明義務があることを留意する必要がある。

【英国弁理士】

- ・多くの米国企業が国際登録出願を利用して英国に出願を行っている。しかしながら、国際登録出願を利用して出願を行った場合に、審査の質に統一性がない国の存在が明らかになってくると、そのような国に対して直接出願をする傾向が強くなる。
- ・顧客の中には、外国出願に対してコスト削減を行うようになってきたところもあり、対象国が1か国や2か国の場合には、国際登録出願の費用対効果は低下するため、利用しないケースが多い。

【中国弁理士】

- ・国際登録出願の利用の数は、横ばいで推移している。

【韓国弁理士】

- ・3か国以上の出願であれば、国際登録出願を利用することで費用を抑えることができるため、国際登録出願を利用するケースが多い。出願国が限定され、2か国以内であれば、対象国に直接出願する傾向はある。大企業は中小企業に比較して国際登録出願の利用率が高く、これは、指定国が多いことが理由として挙げられる。

5. 仮想空間関連の出願について（出願の際に使用するキーワードや区分等）**●国内グローバル企業****【企業A】**

- ・取り扱う商品が多く存在しており、全てを仮想空間関連の商品として出願するべきかどうかを検討している状況である。
- ・ハウスマーク等は、既に各国において広い範囲で権利を取得しており、こちらに関しては問題ないと考えている。一方、製品群に関連する商標については、非常に多くの件数となるので、これを新たに第9類で出願することは、コストも時間も必要となることもあり、必要性も含めて検討をしていくべきだと考えている。ただし、現段階では、展開している事業では仮想空間における商品やサービスといったものとは距離があり、出願

の必要性は感じていない。しかしながら、関心はあるため、今後の判例などを参考にしながら検討をしていくと思われる。

【企業B】

- ・仮想空間上で取り扱う商品などに対しての出願は行っていないが、仮想空間関連のビジネスという意味では、商標出願を行っている実績がある。例えば、仮想空間上でのサービスが一般的になり、仮想空間内でサービスを展開するといったようなビジネスを始める場合には、当然、それに関連する商標出願は行うことになると考えている。現状では、仮想空間関連の商標も落ち着きを見せてきて、今後は生成AI関連が注目されるようになってきている。これに関連する商標が出願される場合は、第9類（特に、11C01）を指定する出願が増えることが予想されるが、そうすると、11C01に関連する商標が増えてしまい、新たな商標が登録できないことになるかもしれないということが懸念される。

【企業C】

- ・仮想空間関連の商標というと、仮想空間上での被服や靴など、ファッションに関連する分野での出願が多いと思うが、現時点では、展開している事業とは距離があることもあり、現在は、状況を観察しているところである。ただし、仮想空間関連の出願動向については、都度確認しなければならないと考えている。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・仮想空間関連の商標は第9類への出願を行っている。例えば、仮想空間内で被服が取引されることを考えると、やはり第9類への出願も検討しないといけなくなる。その結果、第9類の商標が非常に多くなってしまい、新たな商標を取得することが困難になることが懸念される。

【国内弁理士B】

- ・仮想空間関連の商標出願について、どの区分に出願すべきか相談を受けることがある。現在は、被服に関する商標権（特に、第25類）を有している顧客が、防衛のために第9類の仮想空間における被服に関して出願を行う場合があるが、そこまで深刻に考えている顧客はいない。
- ・今後、仮想空間におけるサービスが一般的となり、仮想空間上で商品の取引が行われるようになった場合には、仮想空間関連の出願を行うべきと考えている。現在は、仮想空間関連の出願で困った経験はないが、今後、現実の商品と仮想空間上の商品で争いが起こった場合は、どのような判決となるのか、確認する必要がある。
- ・中国では、指定商品の積極表示ができず、規範表記に定められている指定商品を使用することになる。Virtual Realityという言葉が、その規範表記に含まれているために、中国での仮想空間関連の商標を出願する場合には、Virtual Realityという表現を使用しなければならない。その結果、中国においては、Virtual Realityというキーワードを含む出願件数が多いのではないか。そのため、そのような背景を考慮した上で各国の対比やキーワードごとの出願件数推移の評価を行う必要がある。このように中国では、指定商

品や指定役務の表現も厳しく規制されるために、指定商品や指定役務の記載方法は、慎重に検討する必要がある。また、指定商品や指定役務を詳細に記載することができれば、1つの区分への出願で済む可能性があっても、規範表記に則った表記にしないといけないために、複数の区分に出願しなければならないといったケースも存在する。

【国内弁理士C】

- ・ 仮想空間関連の商標は、第9類あるいは第42類に出願されていると思う。これは、現状では、各国の知財庁の判断が仮想空間関連の指定商品は、コンピューター関連の商品という認識を持っているからであるが、実際に仮想空間を利用している人たちの感覚では、その仮想空間の中で生活を送っているという感覚なので、仮想空間で取り扱う商品（例えば被服や靴など）は、コンピュータプログラム関連ではないと感じていると思う。
- ・ 現状では、仮想空間の中にいる人が認識する仮想空間上の商品と仮想空間の外にいる人が客観的に認識する仮想空間上の商品との間には、大きな認識のずれがあるのではないかと思う。今後、仮想空間がより一般的になって利用する人口が増加していくと、仮想空間の中では、外の世界から見ているものとは違った問題や争いが起きるのではないかと思っている。

●海外弁理士（米国、英国、中国、韓国）

【米国弁理士】

- ・ 4年ほど前から仮想空間関連の出願を扱っており、多くの顧客からの問い合わせがある。米国では、登録するためには使用を証明しないといけないが、出願人も本当にそれを使用するかは定かではなく、結局登録にいたらないこともある。また、区分で言えば、第9類、第42類の出願が多いが、この区分では、使用の証明をするのは難しいと思われる。
- ・ 出願自体への障壁はないが、権利行使と使用証明という点においては、今後障壁が出てくると思われる。そして、予想以上に拒絶される可能性があるのではないかと考えている。

【英国弁理士】

- ・ 仮想空間関連の商標は、大半が第9類と第42類に出願されているが、第35類に出願される場合もある。

【中国弁理士】

- ・ 現時点において、顧客には、仮想空間関連のビジネスを行っている企業はいない。
- ・ 今年度の仮想空間関連の調査では、仮想空間関連と考えられるキーワードを指定商品・役務名に含む商標を検索するということであるが、中国では、日本のように柔軟に指定商品・役務名を記載することができないため、上記のようなキーワード検索をしても正確なデータは出せないのではないかと考えられる。

【韓国弁理士】

- ・実際に多くの仮想空間関連の商標の出願を取り扱った経験はあるが、出願自体には大きな障壁はなく、全体として多くの出願が出されていると思われる。例えば、小売業で「仮想被服」など「仮想〇〇」のように商品を指定したり、「仮想被服小売業」のように役務を指定すれば良いため、商品名の記載の側面では柔軟な方である。だが、審査自体に時間がかかっているため、具体的な仮想商品の審査審判事例が出るには、もう少し時間がかかるものと思われる。
- ・商品区分は第9類で、役務はそれぞれの区分に分かれる。傾向としては、今まで関係のなかった企業が、第9類で取得するようになってきており、海外でも権利取得が必要かという相談が増加している。仮想空間関連の出願は既に落ち着きを見せ、半年くらい前から減少しており、産業として定着する兆しが見えない限り出願は増えないと思われる。

令和5年度商標出願動向調査－マクロ調査－

アドバイザー名簿

(敬称略、アドバイザーの所属・役職等は令和6年3月現在)

アドバイザー

遠山 良樹	青和特許法律事務所 弁理士
大西 宏一郎	早稲田大学 教授

事務局 (クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社)

真鍋 幸一郎	トレードマークリサーチ	リードサーチアナリスト
和田 浩司	トレードマークリサーチ	マネージャー
渡辺 新之介	トレードマークリサーチ	シニアサーチアナリスト

※ 本調査の実施と報告書の作成にあたっては、上記アドバイザーの助言を活用した。

令和5年度商標出願動向調査ーマクロ調査ー
ヒアリングにご協力頂いた企業・特許事務所

楽天グループ株式会社

テルモ株式会社

株式会社マクアケ

青和特許法律事務所

三枝国際特許事務所

豊崎国際特許商標事務所

Womble Bond Dickinson (US) LLP

HGF

TRY 国際特許業務法人

金・張法律事務所

(順不同)

非 売 品
禁無断転載

令和5年度
商標出願動向調査報告書（概要）
－マクロ調査－

発 行 令和6年3月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電 話 03-3581-1101（代表）

請負先 クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社
〒107-6118 東京都港区赤坂5-2-20
赤坂パークビル 18階
電 話 03-4589-3100（総合）

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。

